

平成24年9月6日（木曜日）

○出席議員（16名）

議 長	夷 藤	満 君	8 番	北 川	悦 子 君
1 番	太 田 臣	宣 君	9 番	能 村	憲 治 君
2 番	中 島 利	美 君	10 番	清 水	文 雄 君
3 番	酒 本 昌	博 君	11 番	水 口	裕 子 君
4 番	生 田 勇	人 君	12 番	渡 辺	旺 君
5 番	川 口 正	己 君	13 番	八 田	外 茂 男 君
6 番	藤 井 良	信 君	14 番	中 川	達 君
7 番	恩 道 正	博 君	15 番	南	守 雄 君

○説明のため出席した者

町 長	八 十 出 泰	成 君	総務部税務課長	若 林 優	治 君
教 育 長	西 尾 雄	次 君	まちづくり政策部 企画財政課長	田 中	徹 君
総 務 部 長	高 木 和	彦 君	まちづくり政策部情報政策課長 兼公聴広報室長	岩 本 昌	明 君
まちづくり政策部長	中 西 昭	夫 君	町民福祉部 町民生活課長	大 徳	茂 君
町民福祉部長	川 口 克	則 君	町民福祉部 健康推進課長	下 村 利	郎 君
都市整備部長	長 丸 一	平 君	町民福祉部 介護福祉課長	長 谷 川	徹 君
教育委員会教育次長	長 丸 信	也 君	町民福祉部 環境政策課長	中 宮 憲	司 君
消 防 長	津 幡	博 君	都市整備部 産業振興課長	喜 多 哲	司 君
町民福祉部 担当部長	北	雅 夫 君	都市整備部都市建設課長 兼北部開発対策室長	井 上 慎	一 君
都市整備部担当部長 兼企業立地推進室長	山 田 吉	弘 君	都市整備部 上下水道課長	長 田	学 君
会計管理者 兼会計課長	重 原	正 君	教育委員会 学校教育課長	北 川 真	由 美 君
総 務 部 長	島 田 睦	郎 君	教育委員会 生涯学習課長	岩 上 涼	一 君

○議案一括上程

○議長【夷藤満君】 日程第1、議案第51号平成24年度内灘町一般会計補正予算(第2号)から議案第61号平成23年度内灘町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてまで及び認定第1号平成23年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号平成23年度内灘町水道事業会計決算認定についてまでの18議案を一括して議題といたします。

○質疑の省略

○議長【夷藤満君】 各議案に対する提案理由の説明は、既に聴取しております。

なお、提出議案に対する質疑については、昨日までに提出議案に対する質疑の通告がありませんでしたので、質疑なしとして質疑を省略いたします。

○議案等の委員会付託

○議長【夷藤満君】 お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第51号平成24年度内灘町一般会計補正予算(第2号)から議案第60号財産の取得について〔消防ポンプ自動車1台〕までの10議案は、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり所管の各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。よって、各議案は議案付託表のとおり所管の各常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、今期定例会までに受理しました請願第14号国の教育予算拡充を求める請願書については、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の文教福祉常任委員会に付託いたしますので審査願います。

○決算特別委員会の設置

○議長【夷藤満君】 日程第2、議会議案第

12号内灘町決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第61号平成23年度内灘町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び認定第1号平成23年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号平成23年度内灘町水道事業会計決算認定についてまでの8件については、お手元に配付の案のとおり7人の委員をもって構成する内灘町決算特別委員会を設置して、これに付託の上、今定例会中に審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。よって、議案第61号及び認定第1号から認定第7号までの8件は、7人の委員をもって構成する内灘町決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

○決算特別委員会委員の選任

○議長【夷藤満君】 日程第3、選任第1号内灘町決算特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。ただいま設置されました内灘町決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。よって、内灘町決算特別委員会委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

○一般質問

○議長【夷藤満君】 日程第4、これより町政に対する一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、一問一答による質問形式と全問一括での質問形式のどちらでも

よいこととしてありますので、質問に入る前にどちらの質問方式で行うかを表明してから質問してください。

質問は中央の質問席で行い、質問時間は再質問も含め一人30分以内とします。5分前に呼び鈴で合図をいたしますので、ご容赦願います。

それでは、通告順に発言を許します。

8番、北川悦子議員。

〔8番 北川悦子君 登壇〕

○8番【北川悦子君】 皆さん、おはようございます。

傍聴席の皆様方には、早朝よりありがとうございます。

議席番号8番、日本共産党、北川悦子です。

一問一答方式で行います。

まず最初に、消費税増税法案が成立しました。「増税されたら暮らしは成り立たなくなる」「商売が立ち行かない」、切実な国民の声に耳を傾けないで民主・自民・公明が消費税増税法案を強行しました。

成立後の共同通信8月11、12日の調査でも、増税法案成立後も反対というパーセントは56.2%、過半数を超えています。また、毎日8月13日付では、消費税増税は暮らしに影響するかでは「大いに影響する」「ある程度影響する」が92%となっています。この調査からも国民の大多数が望んでいない、今後の暮らしに不安を感じていることがわかります。

日本共産党は、能力に応じた負担の原則に立って税財政を改革する、国民の懐を温めて経済を立て直す、この2つの柱の改革を同時に進め、消費税に頼らなくても社会保障を充実し、財政危機打開の道を開くことを提言しています。2014年4月実施まであきらめない、このことが大切ではないでしょうか。

少し涼しくなりましたが、まだまだ暑い日が続いています。

質問に入らせていただきます。

まずは寒いということで、除雪に関する質

問から入りたいと思います。

ことしの冬、小学校の近くの方から「学校の周りの歩道に除雪された雪が積まれ、危ない」と連絡を受けました。鶴ヶ丘小学校、清湖小学校、向栗崎小学校、大根布小学校等、学校の周辺を確認してまいりました。除雪した雪が積まれた量の差はありましたが、どこも通学路の歩道であることを意識されていない除雪でした。

昨年の12月議会で能村議員より、空き地、公園等に除雪した雪を置けないかという質問と、あわせて歩道の除雪について質問がありました。排雪も考慮した除雪でないと、歩道、交差点には除雪した雪の山となりいつまでも消えず、通学時の子供たちにとり大変危険であり、また車も左右の確認がしにくく大変危険な状態になっています。

こうしたことを認識されているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長【夷藤満君】 井上慎一都市建設課長。

〔都市建設課長兼北部開発対策室長 井上慎一君 登壇〕

○都市建設課長【井上慎一君】 議員のご質問に対してお答えいたします。

歩道除雪につきましては、道路除雪と同時に作業を行っております。

道路除雪において、作業時の気象状況により短時間での急激な降雪などで、やむを得ず雪の置き場として一部歩道に置く場合がございます。業者には可能な限り歩道には置かないよう指導しておりますが、作業時の条件により困難な場合もありますので、ご理解願いたいと思います。

また、児童生徒の登下校時間帯までに完了するよう作業を行っておりますが、降雪状況により間に合わない場合は、翌日にわたりまして時間がかかっても完了させるように努めております。

歩道において、一時的に雪が山積みとなり歩道を確保できない箇所については、状況により時間がかかることもございますけれども、

山積みとなった山を取り崩したり排雪等で対応していきたいと思えます。

町では今年度、除雪体制の強化・充実を図るため、国の補助事業を活用し新たに除雪機械を2台を購入しております。しかしながら、除雪作業は町だけの力には限界があり、町会及び住民の方々のご理解、ご協力がなくては成り立つものではございません。

今年度も、町会及び住民の方々と連携を図りながら除雪作業を実施してまいりたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

以上であります。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 一夜にして降った場合には歩道に積み上げるようなことがあるというようなお話でありましたけれども、特に学校周辺の歩道は通学路であると再認識していただき、除雪した雪の捨て場にしないように今年度は嚴重に注意をしていただきたいということを、これから対策等が組まれていくかと思えますが、そういう中で強調していただきたいと思えます。

今までも通学路は注意するということがでしたが、昨年等を見ても結構行政のほうに言うてからも何日もあったりもしましたし、そういう点を、特に子供の危険ということ、安全ということを第一に置いて考えていただきたいと思えますが、よろしくお願ひいたします。

次の質問に移ります。

ことし4月より介護保険法改正によって、生活援助が今まで30分以上60分までだったものが20分以上45分と短縮されました。また、60分以上が45分以上という生活援助が短縮されてきたわけです。

このことによって、買い物と調理までしてもらえたものが、調理は自分ですることになったり洗濯は途中で時間切れになり、「自分で干さなければならない」「とても大変だ」「つらい」という声があり、厚生労働省は従

前時間は可能との通知を出したと聞いておりますが、町の現状はどのようになっているのでしょうか。お尋ねしたいと思えます。

○議長【夷藤満君】 長谷川徹介護福祉課長。

〔介護福祉課長 長谷川徹君 登壇〕

○介護福祉課長【長谷川徹君】 北川議員の生活援助等に見る利用者の現状についてのご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、本年4月に介護報酬が改定されたことにより、ヘルパーが訪問して行う買い物や掃除など生活援助に係る時間区分が、20分以上45分未満と45分以上の2つの区分に見直しされました。今回の見直しにつきましては、利用者のニーズに応じた必要な量のサービスを提供することを趣旨としており、生活援助に必要なサービス量の上限を設けたものではないというふうに認識しております。

また、国におかれましても、これまで提供されてきたサービスを利用者の意向等を踏まえずに新たな時間区分に適合させることを強いるものではなく、必要なサービスについては従来どおり適切に提供すべきであるという旨の見解を示しているところでございます。

内灘町におきましては、現在、時間区分の見直しに対する利用者からの苦情や相談等は寄せられておりませんが、今回の見直しに関し、一部に全てのサービスを45分未満で提供しなければならないかのような誤解をされている面もありますので、今後、研修会等を通じて関係事業者に改定の趣旨等を周知していくとともに、引き続き必要なサービスが適切に確保できるよう努めてまいりたいと思えます。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 苦情もないということですが、あくまで利用者個々の状況に応じた支援に努力していただきたいということと、今もありましたように、全ての関係の方々に勘違いのないように、利用者に応じて支援が

きちっとできるように努力をしていただきたいと思います。

続いて、障害者控除認定についてお尋ねしたいと思います。

以前質問したところ、町は、対象となる方に申請書を送付していると答弁されています。障害者控除認定書があれば、所得税、住民税の控除が受けられます。

お隣のかほく市では、障害者控除認定を受けることができる者は、市内に住所を有する満65歳以上であり、かつ介護保険法第27条の規定による要介護認定を受けている者及び同法第32条の規定による要支援認定を受けている者とする。対象者については、要介護認定申請書、要介護更新認定申請書または要介護認定区分変更申請書の提出により認定申請があったものとみなすとして、申請書を出さなくても障害者控除認定書を送付しています。

「申請書を送付されても記入することが大変だ」「わからない」「困った」という声をよくお聞きします。申請書を送付する手間を省いて障害者控除認定書を送付できないでしょうか。お尋ねします。

○議長【夷藤満君】 長谷川徹介護福祉課長。

〔介護福祉課長 長谷川徹君 登壇〕

○介護福祉課長【長谷川徹君】 障害者控除認定についてのご質問にお答えいたします。

高齢者に対する障害者控除につきましては、ご承知のとおり、平成18年度の税制改正により老年者控除の廃止や65歳以上の方の非課税措置の廃止に伴い新たに創設された制度でございます。

内灘町におきましては、平成18年分の申告から高齢者の障害者控除を適用し、障害者手帳を有していない場合でも、要介護認定時における身体等の状況が障害者手帳を有している方と同程度であると認められる場合に、申請に基づき障害者控除対象者認定書を交付しております。

認定書に関する周知方法につきましては、

過去2年間において認定書の交付実績のある方、及び当該年度において住民税が課税されている方を対象に申請書を個別に送付しているほか、町広報やホームページにおいて周知しているところでございます。

ご質問の、かほく市のように要介護認定を受けている方全員に認定書を送付できないかという点につきましては、仮に全員に認定書を送付いたしますと、実際に申告の必要でない非課税の方が税の控除や還付が受けられるのではないかとといった誤解や混乱を招くことも懸念されるわけでございます。

したがって、認定書の交付につきましては、必要と思われる方には個別に案内するなど、従来どおりの方式で対応してまいりたいと思います。

また、申請書の送付にかえて認定書をかほく市のように送付できないかというご質問でございますが、仮に申請書の送付にかえまして、交付実績のある方など特定の方に限定して認定書を送付いたしますと、交付実績のある方には申請書は不要となりますが、新たに要介護認定を受けた方には申請が必要となりますので、認定書の交付に関しまして不公平感が生じることも懸念されますので、あくまで本人申請を基本として従来どおり対応してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 控除可能な方に今まで申請書をお送りしているというふう聞いておりますので、そういう方には申請書を送らなくても認定書を送るということは可能じゃないかと思えます。

不公平感が生じるということですが、介護認定のときにそれを申請書とみなして、認定書を送るということはできないでしょうか。

○議長【夷藤満君】 長谷川介護福祉課長。

〔介護福祉課長 長谷川徹君 登壇〕

○介護福祉課長【長谷川徹君】 再質問にお

答えいたします。

要介護認定時にあわせて認定書を送付できないかということでございますが、障害者控除の認定基準は、12月31日現在にそのときの身体の状況に応じて認定書を交付いたしますので、要介護認定の場合にはそれぞれの個人に応じてその有効期間というのがまちまちでございます。

半年の方もいれば2年間の有効期間を持っている方がおいでますので、申請とあわせて12月31日現在2年間の方を状態が同じという判断はなかなか難しい面もございますので、12月31日現在で状態を判定して申請書をお送りする従来の方式でしばらく対応したいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 障害者控除認定の可能な方に対して12月31日時点でということですが、申請書を送るということはほとんどが認定可能な方という意味もありますので、そういう方に認定書を送っても別に問題は生じないというふうに思っていますので、再度検討していただけないかと思っております。

○議長【夷藤満君】 長谷川介護福祉課長。

〔介護福祉課長 長谷川徹君 登壇〕

○介護福祉課長【長谷川徹君】 現状では、これまで本人申請を基本としてこの制度を実施しておりますので、当面は現状の対応で実施してまいりたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 そうしますと、現在は認定されている方は何名ぐらいになっているんでしょうか。また、介護認定等を受けていらっしゃる方が何人ぐらいという人数はわかりますでしょうか。

○議長【夷藤満君】 長谷川介護福祉課長。

〔介護福祉課長 長谷川徹君 登壇〕

○介護福祉課長【長谷川徹君】 平成23年度末で要介護認定を受けている方は749名でござ

います。それで障害者控除の認定につきましては、昨年度115名の方にご案内をいたしました。そのうち、認定書を交付された方は95名でございます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 749名中115名に送られたということですが、そのうち95名が認定されたと。申請書を送らなくても申請された方という方はいらっしゃいますか。

○議長【夷藤満君】 長谷川介護福祉課長。

〔介護福祉課長 長谷川徹君 登壇〕

○介護福祉課長【長谷川徹君】 ご質問の申請書を送付しなくて認定書を交付された方につきましては、ここにちょっと持ち合わせの数字を持っておりませんのでお答えしかねますので、よろしく願いいたします。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 お隣のかほく市等の状態を見ましても、申請書のみときは人数的にすごい少ない数だったんですが、認定書を送ったことによって障害者控除ということでされた方が結構いらっしゃるということで、申請するということがなかなかわかりづらい。障害者控除ができるということを知らない方も結構いらっしゃると思うんですね。今も、不公平という意味から言えば申請書を送られてくる方と送られない方もいらっしゃるというようなことで、それであるならば認定書を送っても不公平という意味では同じじゃないかというふうに思います。

より多くの人たちが所得税控除と住民税控除が受けられるように、対象の方が受けられるようにということを考えて周知または申請書を送付するという、このシステムをもう一度検討されて認定書を送付するというのもっとスムーズにすることはできないかというところを考えていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長【夷藤満君】 答弁、誰ですか。

長谷川介護福祉課長。

〔介護福祉課長 長谷川徹君 登壇〕

○介護福祉課長【長谷川徹君】 ただいまご指摘の点も踏まえまして、今後調査検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 ぜひ検討して研究していただきたいと思います。

次に、町立保育所についてお尋ねします。

町の広報に保育士募集を目にしました。今年度末までの短期間採用ということで、以前から保育士が足りない、大変だという声を昨年に引き続いて耳にしていたので、保育状況がよくなったのか、保育士募集の現状をお尋ねしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 川口克則町民福祉部長。

〔町民福祉部長 川口克則君 登壇〕

○町民福祉部長【川口克則君】 北川悦子議員ご質問の町立保育所の現状と今後についてはお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、パート保育士の募集につきましては、町立保育所において未満児の入所児童の増が見込まれることから、8月に1名、9月に1名採用したものでございます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 未満児増が見込まれるということで2名の方を増員したということですが、今年度末までに未満児として申し込みは何名ぐらいあるのでしょうか。

○議長【夷藤満君】 川口町民福祉部長。

〔町民福祉部長 川口克則君 登壇〕

○町民福祉部長【川口克則君】 今ほどの質問でございますが、今年度までの見込みというのは少し立たないんですけども、現在では町立保育所でゼロ歳児が9名、1歳児が36名、2歳児が43名おいでます。

それでパートのこの保育士につきましては、

以前もご説明いたしましたと思いますが、気になるお子様や3歳未満児の保育補助をしてよりよい保育を行いたいと、そういう趣旨から採用しておるものでございます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 3歳未満児と、また気になる方のお話でしたが、1歳になったお子さんが途中から入ってくるという、産休明けとか休職明け等で入ってくるという事で増員されたわけではないんですか。

○議長【夷藤満君】 川口町民福祉部長。

〔町民福祉部長 川口克則君 登壇〕

○町民福祉部長【川口克則君】 北川議員の質問に対してお答えいたします。

北川議員おっしゃるとおり、最近では育児休業を1歳児まで皆さんとる方がかなりふえております。そういう傾向から、1歳児から保育所に入園させるという傾向となっております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 以前お聞きしたところによると、7名ほど来年、今年度末までに途中で入ってこられる方がいらっしゃるような、そのために2名の増員をするというふうに向っているんですが、その辺のところはどうなっているのでしょうか。

○議長【夷藤満君】 川口町民福祉部長。

〔町民福祉部長 川口克則君 登壇〕

○町民福祉部長【川口克則君】 議員ご指摘の7名の方、私ども今見込んでいる数字が約7名ということになっております。それで今、2名パートの保育士を採用したわけなんですけれども、その方たちには鶴ヶ丘東保育所のほうで今現在採用しております。

今、ご存じのとおり、保育所の民営化で鶴ヶ丘保育所につきましては旧の乳児保育園で実施しております。それで、その部分の1歳児とか未満児につきましては東保育所で保育

実施をしております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 鶴ヶ丘東保育所のほで見込まれるということで2名増員したということよろしいのでしょうか。

2名の方がもう採用されたということで、昨年のようにいつまでたっても採用がなかったということから考えますとよかったなと思っているんですが、ほかの私立の保育園等がありますけれども、ゼロ歳からやっていますが、そういうところでは満杯で引き受けられなかったというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○議長【夷藤満君】 川口町民福祉部長。

〔町民福祉部長 川口克則君 登壇〕

○町民福祉部長【川口克則君】 北川議員のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、町立保育所の現状につきましては、向粟崎につきましては、ゼロ歳児、1歳児のほうはもう満杯状態にあります。北部保育所につきましては、今年度より1歳児から受け入れをしております。それで鶴ヶ丘と鶴ヶ丘東保育所、ですから先ほど言いました鶴ヶ丘につきましては旧の鶴ヶ丘乳児保育園を利用しておりますので、より東保育所のほうが1歳児保育の充実したものができないかなということでしたものがございます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 他の園では引き受けただけなくてというふうに、保育に責任を持つのが町立保育所ですから全ての子供さんのということで解釈してよろしいのでしょうか。

そうしますと、1歳になってすぐ入ってこられた方、通常ですと、4月から入っているとゼロ歳からということになりまして、保育士の数、法的な数にしましても1対3ぐらい

になりますかね。1歳児になると1対6ぐらいになるかと思いますが、1歳になって入ってくるのでということで勘定しますとちょっと、保育士7名ということですのでその辺でいくと数的には少し足りないかなというふうには思いますけれども。

金沢等を見ますと、1歳児の場合1対5ぐらいでやっているというふうに伺っていますので、もう少し充実した、きちっとした保育ができるようにするために内灘町も保育士の人数を法的より以上に、1対3、1対5、1対6とかというところを来年度からは民営化されるということで、残るところは向粟崎と北部ということになりますので、そこでやはり町立の保育所としてきちっと責任を持ってすばらしい保育をしていただきたいと願うので、そこら辺のところ保育士をふやしていただきたいというふうに思っております。

次の質問にも関連してきますので、鶴ヶ丘保育所、鶴ヶ丘東保育所が来年度から民営化されて新たに（仮称）鶴ヶ丘保育園としてスタートするというので、以前にも一度お聞きしましたけれども、どんどん間近な問題になってきまして、今働いている嘱託職員の方やパートの方たちが今後の雇用をどういうふうにしていったらいいかというところで悩んでいらっしゃるかと思いますので再度お尋ねさせていただきたいと思いますが、今、町としては、嘱託職員、パートの方たちの雇用をどのように考えていらっしゃいますか。

○議長【夷藤満君】 川口町民福祉部長。

〔町民福祉部長 川口克則君 登壇〕

○町民福祉部長【川口克則君】 北川悦子議員ご提案の町立保育所の保育サービスを拡大し、現在の嘱託、パート保育士の雇用を守れということがございますが、議員ご承知のとおり、町立保育所につきましては、来年4月より向粟崎保育所と北部保育所の2カ所となるものがございます。

このような中、町立向粟崎保育所では現在、

休日保育や障害児保育、看護師を配置しての未満児保育など、高い水準の保育サービスを提供しております。また、町立北部保育所では、今年度から入所児童年齢を2歳児から1歳児に拡大し保育サービスの充実を図っておりますが、休日保育やゼロ歳児保育などの保育サービスにつきましては現在需要が見込めない状況でございます。したがって、町立保育所の保育サービスの拡大による嘱託・パート保育士の雇用につきましては現段階では考えておりません。

なお、嘱託・パート保育士の今後の雇用につきましては、（仮称）鶴ヶ丘保育園が開園することに伴い、運営法人では職員の募集を考えているとのことですので、嘱託・パート保育士に対しできる限りの情報をいち早く提供してまいりたいと考えておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 今の答弁からいきますと、嘱託職員、パート職員の町立での雇用はないというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○議長【夷藤満君】 川口町民福祉部長。

〔町民福祉部長 川口克則君 登壇〕

○町民福祉部長【川口克則君】 北川議員のご質問にお答えいたします。

町立保育所の嘱託職員、パート職員の雇用がないと、そういう意味ではなくて、2つの町立保育所が残りますので、現在の入所児童数のベースで言いますと、来年度、嘱託保育士が2名減となる予定でございます。それとパート保育士が14名減となる予定でございます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 そうしましたら、トータルで嘱託職員が2名、それからパート職員が14名。これは調理師の方も含めてという

ふうに把握してよろしいでしょうか。

○議長【夷藤満君】 川口町民福祉部長。

〔町民福祉部長 川口克則君 登壇〕

○町民福祉部長【川口克則君】 お答えいたします。

調理師のパート職員、ちょっと言い忘れましたけれども、5名減となる予定でございます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 10月から始まる入所希望者数によって増減はあるかと思いますが、およそ20名近くの方たちが町立では雇用を失うということになります。

昨年度も随分大変でした。年休等を消化するとかいう問題で、本当に今残された保育士の間ですごい大変で年休を消化して新たな職を見つけるというようなことが行われました。

昨年の経験があるわけですから、今年度は「今でも保育士が足りない」「年休がとりにくい」というような声を聞きますので、そういう点からも、パートの方をふやす等して年休のとりやすい状態にして雇用確保してもらえるように援助をしていくべきだと思いますが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長【夷藤満君】 川口町民福祉部長。

〔町民福祉部長 川口克則君 登壇〕

○町民福祉部長【川口克則君】 今ほど年休のお話でしたが、少し年休の状況についてお話ししたいと思います。

今現在、町立の保育所では、正規の保育士の平均の年休が9.9日、パート職員の平均が9.5日と正規とパートと変わらない状況でございます。ですから、私どもとしたら決してとりにくい状況ではないと考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 年休は20日間あたっていて9.9ということは、大体半分ぐらいしか取得されていないという見方もできるかと思

います。

嘱託職員はどれぐらいかというのは今なかったんですが、いずれにしましても、先ほども申しましたように北部保育所には需要がないということですが、きちっとゼロ歳児保育ができるような状態にする、休日保育もできるような状態にすれば、一番近くの保育所地域の中で育てたいというお母さん方も多いと思いますので、そういうところにサービスがあればこれからもふえていく可能性もあると思いますので、そういうようなことで雇用をふやす、また1対3のところを1対4にするとかもう少し余裕のある、小さい子供さんを一人一人よく見られるように余裕のある保育に向かって頑張っていたきたいなと思いたしますが、再度お願いいたします。

○議長【夷藤満君】 川口町民福祉部長。

〔町民福祉部長 川口克則君 登壇〕

○町民福祉部長【川口克則君】 北川悦子議員のご質問にお答えいたします。

内灘町の保育士数につきましては、基準であります保育基準法を全て満たしております。それで常勤の保育士が中心となって保育を実施している状況でございます。そして先ほど申し上げましたが、パート保育士につきましては、気になるお子様とか3歳未満児の保育補助として行っておりますので、かなり加配はしていると私は考えております。

今後、特別保育をした場合には、またその辺を考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 じゃ、最後に一言だけ追加させていただきますが、向栗崎保育所にはゼロ歳児がいるということで看護師もいらっしやると。そうしますと病後児保育もできると。

ただ、向栗崎の場合、今、年齢別の保育をしようと思ってもお部屋の数が無いと、足りないというような状況を聞いております。そ

ういう意味からも、10月を過ぎますと入所の児童数が決まってくるかと思っておりますので、そういうことも考えて今後ますますサービスの拡大をしていっていただきたいなと思っております。民間にできて町立ではできないというサービスはないかと思っておりますので、その辺はぜひ考慮していただきたいと再度お願いしたいと思います。

次に、共同墓地についてお尋ねいたします。

3月定例会でもお尋ねしました。今年度、霊園造成実施設計がされ、25年度には約140区画拡張実施の予定となっていると。この機会に共同墓地をと質問し、調査研究をするということでした。

その後、調査研究をされ進展したのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 長丸一平都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 北川議員の共同墓地の進展についてお答えいたします。

超高齢者社会から来ます単身世帯の増加、また人と人のつながりの希薄な無縁社会、その他さまざまな社会情勢から多くの町民が今後の生活に不安を募らせる中、お墓のあり方についても時代のニーズに即した対応が必要となってきている状況であります。

今ほど北川議員おっしゃいました、町では現在、墓地の区画数が残りわずかとなったことから、本年度、内灘町霊園第10期造成工事の実施設計を行うこととしております。25年度に造成工事を行い、完成させることとしております。

今回、その委託業務の中には、造成工事の実施設計のほか、町の高齢化の状況、一人世帯の状況、合葬式墓地の事例収集などもあわせて行うこととしております。

実際決定していく上には、公営でやるのか、民営でやるのか、管理者として納骨の方法がどうなのか、管理費用等ハード面、ソフト面でまだまだ多くの検討事項があります。議会

に検討事項をお示しながら合葬式墓地のあり方について、今後とも引き続き調査研究を行ってまいりたいと思いますので、いましばらくお待ちいただきたいと思います。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 部長も今言われましたように、私も若い方々には、わからない大きな不安があるんじゃないかと思います。

今、樹木葬が人気になっているようですが、終わりを確認できることは今を安心して生きることにもつながっていくかと思います。ぜひ実施設計の中に位置づけていただいて、いろんな面で高齢者ひとり暮らしの方々の調査、また、実際に共同墓地ということでスタートさせようというときには管理費の問題とか納骨をどうするのかとか、いろいろハード、ソフトで問題があるかと思いますが、この設計する段階においてぜひ共同墓地というものを設計に入れて実施していただきたいというふうに願っておりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 長丸都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 今ほどの再質問にお答えします。

町としては、区画数が残りわずかとなったことから、まず今年度は区画数の実施設計を完成させたいと思います。

共同墓地の研究につきましては今年度の中に調査は織り込んでおりますけれども、単年でできるものではないと思っていますので、今年度以降、また議会とともども議論しながらつくり上げたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 ぜひ今後研究していただいて、町民の皆さんが安心して最後まで終われるように研究していただきたいと願っております。

次に、住宅リフォーム助成制度について再

度お尋ねします。

今現在、全国で533自治体、3県の自治体の実施をいたしております。

ことし4月からは、津幡町のほうで住宅リフォーム助成制度を実施しております。津幡町に伺いまして詳細をお聞きしてまいりました。新聞にも掲載されていまして、皆さんもうご存じかと思います。

津幡町では、地域経済の活性化と町民の居住環境の向上を図るため、町民が町内の施工業者を利用して個人住宅のリフォームを行う場合に、費用50万円以上に対して工事費の20%、最大20万円を助成するというものです。また、町の他の補助制度と併用可能というふうになっておりますので、4月には57件、5月には58件、6月には47件、8月31日現在では242件にも上り、全体の工事費は3億7,050万円、町の助成予定額は4,468万円というふうに伺っております。

8月23日現在の申請件数に対する工事費割合は、100万円以上200万円未満が49%の116件となっています。続いて、50万円以上100万円未満が30%となっています。また、8月23日現在、63の業者で法人が34.54%、個人が29.46%となっています。皆さんが元請となるわけですから経済効果が大きいと思います。津幡町ではとても評判がよくて、財政上大変だということで、一応今年度は9月末で締め切るというふうにおっしゃっていました。

また来年度から始めるということですが、この経済効果が大きいというところで、私はぜひ内灘町にも活性化するために住宅リフォーム助成制度を創設していただきたいというふうに思うんですが、この辺のところの経済効果というところは認識していらっしゃるのでしょうか。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 北川議員の住宅リフォーム助成制度の創設についてお答えをし

たいと思います。

既に議員からは、平成23年第2回の定例会、そして平成24年の第2回の定例会ということでありまして、質問をいただいているところでございます。そのときにもお答えしましたように、住宅リフォーム助成制度につきましては、現在、町において各種の助成制度が、住宅に対する助成制度があるため導入してははいないわけでありまして。

しかしながら、昨今の大変厳しい経済状況を見ますと、町にとりましては地域の活性化は非常に重要な課題であると、このように認識しております。

今ほども津幡のお話がありました。かなり経済効果があるというお話もされておりましたが町の持ち出しも大きいという、そんなこともあって、その町に見合った形でどんなふうにしてやれるかということで、現在、内灘町の商工業の振興や活性化に向けて商工会と検討をしている最中でありまして、できるだけ前向きに実施に向けてその検討をしていきたいと、このように思っているところでございます。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 聞くところによりますと、社会資本の一部、使うということもできるといういろいろな縛りがあるようですけれども、そういうような話も聞いております。

津幡町はその一部を使ってということでスタートをさせたようにも伺っておりますが、いろんな研究をしていただいて、実施している各自治体を見ますと、皆さん経済効果があって町が元気になったというところばかりです。前向きに商工会の方たちとも検討を一步進めていただいて、ぜひ実施できるようにしていただきたいと思っておりますので、再度よろしく申し上げます。

○議長【夷藤満君】 八十出町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 北川議員の質問にお答えしますが、今ほども申し上げましたように前向きに実施に向けて検討していこうといたしておりますが、その方法が単純に津幡方式でみたいな形でなくて、内灘らしさといえますか、内灘町の現状に即して導入していこうみたいな思いでございますので、ぜひ検討させていただきたいと思っております。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 内灘町の業種等もあるかと思っておりますのでそこら辺のところをよく調査していただいて、本当に今沈んでいる町の中で元気になるように、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

最後に、かわいい子供たちの命を守る一つの手助けとなる、また子供たちが元気になる手助けになる子供の医療費助成を、通院も中学校卒業まで拡大してほしいという、6月議会でも質問しましたが再度質問させていただきたいと思っております。

6月議会での質問では、県下の中で低位置にあることを重く受けとめ、保護者の皆さんの経済的負担を低減するという意味からも前向きに検討するという答弁でした。

中学校卒業まで助成を検討しているのでしょうか。現状をお伺いしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 川口克則町民福祉部長。

〔町民福祉部長 川口克則君 登壇〕

○町民福祉部長【川口克則君】 北川悦子議員ご質問の、子供の医療費を通院も中学校まで助成せよについてお答えいたします。

平成24年第2回定例議会の一般質問でもお答えいたしましたが、町の乳児及び児童医療費助成事業につきましては、平成23年度から入院費の助成を小学校卒業までから中学校卒業までに拡大をいたしました。

子育て支援ナンバーワンを目指している当町といたしましては、子供健全育成と保護者の経済的負担をさらに軽減するためにも、通院費の助成拡大につきましては、町財政状況

なども踏まえ、助成年齢の範囲など現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 6月議会に伺ったところによりますと、答弁で平成23年度では、小学校卒業まで通院で480万円、中学校卒業まで840万円ということでした。病は早期発見、早期治療が原則ですので、この原則からも通院も中学校卒業までぜひ実施をしていただきたいと思っておりますので、一歩進めて前向きに実施に踏み込んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長【夷藤満君】 川口町民福祉部長。

〔町民福祉部長 川口克則君 登壇〕

○町民福祉部長【川口克則君】 北川議員の再質問にお答えいたします。

今現在、通院を小学校卒業までか中学校卒業までか、この町の財政状況と見比べて検討しているところでございます。小学校まででしたら480万円、中学校まででしたら840万円という数値を持っておりますので、その数値とまた財政状況を見て慎重に検討したいと思います。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 北川議員。

○8番【北川悦子君】 入院のときもそうでした。予算を50万円つけたらそれほどでもなかったというようなこともありますので、医療費が助成されるということになりますと、子供たちは早期ということで通院の回数も減ってくるかもしれませんので、その辺のところはぜひ、小学校、中学校と頭を悩まさないで即中学校卒業まで通院もということで前向きに実施になるように願って、質問を終わらせていただきます。

○議長【夷藤満君】 3番、酒本昌博議員。

〔3番 酒本昌博君 登壇〕

○3番【酒本昌博君】 3番、酒本昌博でございます。

本日、傍聴の皆様には大変ご苦勞さまでございます。

平成24年第3回内灘町議会定例会におきまして一般質問の機会を得ましたので、通告に従い一問一答方式で質問させていただきます。執行部におかれましては、明快なお答えをお願いいたします。

それでは1問目ですが、小中学校における安全対策、安全管理についてということで通学路の安全・安心度の再調査。

登下校中の児童などの列に自動車が突っ込み死傷者が発生する痛ましい事故が相次いでおります。

「学校の通学路の安全確保について」、平成24年5月1日付ですが、「各地域の学校、警察、道路管理者等が連携・協働し、また、各都道府県知事及び市町村長、教育委員会や関係機関が協働して、通学路の安全点検や安全確保を図ること」と文部科学省からの通達が出されています。

通学路は生活道路の一部であり、そもそも生活道路の安全性が高まらないと通学路の安全性も高まらなくとも思われます。通学路では車やバイクだけが危険ではありません。平成19年10月、加古川で小学2年生の女兒が自宅前で刺され死亡する事件が発生しました。このように子供が事故以外に犯罪に巻き込まれる事件が相変わらず多発しています。

平成22年における刑法犯に係る子供（少年。20歳未満）の被害件数は約26万件、刑法犯被害件数に占める子供の割合は約20%となっています。平成16年は16.7%ですが、就学別の犯罪被害者の人口10万人当たりの認知件数は、その他少年（未就学児童、小学生、中学生を除く）2,910件、中学生では1,640件、小学生では330件、未就学児童では7件となっています。子供の被害件数を主な罰種別に見ると、窃盗87.4%で最も多く、暴行2%、傷害2%、強制わいせつ1.5%、恐喝1%となっています。

また、子供が被害者になる割合の高い罪種

別に見ると、略取・誘拐80%、強制わいせつ53.5%、公然わいせつ44%、強姦42%、恐喝44%などが全刑法犯被害件数に占める子供の割合が20.4%より高くなっています。

犯罪や事故に遭わないためにどのような危険が多いのかを知り、未然に防ぐ対策、対応が必要なのではないのでしょうか。

そこで、現在、各小中学校の通学路の安全・防犯対策はどのようになっているのかお答えをお願いいたします。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 酒本議員の質問にお答えしたいと思います。

小中学校の通学路の安全・安心、そして防犯対策はどうなのかという話でありました。

各小学校では、毎年学期初めに通学路の危険箇所の安全点検や子ども110番の家の確認を行っているところでございます。

特にことは、今ほども議員からもおっしゃいました、5月に京都府亀岡市で集団登校中の児童の列に軽自動車突っ込むというところで3人の児童が犠牲になり、7人の児童が重軽傷を負ったわけでございます。そんな痛ましい事故が起きておまして、危険箇所の安全点検につきましては、道路管理者、学校安全ボランティアとも連携をしながら、再度各学校で調査点検、洗い出しを行っているところでございます。

また、自転車に乗る際は必ずヘルメットをかぶるよう指導も徹底しているところでございますし、安全走行につきましても各学校で指導を強化しているところでございます。

一方、不審者対策に対しましては、集団登下校時はもちろんであります、放課後もできるだけ複数で行動するよう各学校で指導を行っているところでございます。また、学期初めや夏休み前、子ども110番の家の確認を徹底させているところでございます。学校によりましては、ウォークラリーをしながらポイ

ントを設置し場所を覚えさせるなどの工夫を行っているところもあります。さらに、学校安全ボランティアの皆さんとは常日ごろから連携を密にしながら、学校のスケジュール等を事前にお知らせをして、登下校時はもとより、放課後の見守りなども含めて安全対策に協力をお願いしているところでございます。

子供たちには日ごろから、知らない人にはついていかない、大声で助けを求める、すぐ逃げる等、覚えやすい標語、例えば「いかのおすし」という標語をつくっているわけですが、ついて「いか」ない、「の」は車に乗らない、「お」は大声を出す、「す」はすぐ逃げる、「し」は知らせる。こんなことをしっかりと覚えさせながら、繰り返し繰り返し指導を行っているところでございます。

不審な情報はすぐ大人に知らせるなどの対策をとっておりますが、今後もあらゆる機会を通してより一層安全対策を強化してまいりたいと、このように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 酒本議員。

○3番【酒本昌博君】 今ほど町長の答弁でウォークラリーとか「いかのおすし」というようないろいろな対策もお答えいただいたところでございますが、再度お尋ねいたしますが、子供の安全・安心のため、保護者や学校、地域ボランティアがいろいろな対応をとっていますが、人為的でなく、登下校通知システムなどの情報技術の投入は考えていないのでしょうか。お答えをお願いします。

○議長【夷藤満君】 八十出町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 酒本議員の今の質問でございますが、先ほど申し上げましたとおり、児童の安心・安全対策につきましては学校でのさまざまな指導を行うとともに、学校安全ボランティアや地域の皆様のご理解とご協力をお願いしているところでございます。

議員ご提案の登下校通知システムにつきましては、学校の校門などに設置されたリーダーが、児童がランドセルなどに取りつけたICタグを読み取ることにより児童の登下校を検知をし、児童の登下校情報を保護者や教員にメールなどにより通知するシステムであります。

酒本議員ご提案の趣旨を踏まえながら、児童の安心・安全対策として、今後、登下校通知システムなどの防犯情報通信機器につきましても可能なかどうなのか調査研究をしてみたいと、このように思っているところでございます。

○議長【夷藤満君】 酒本議員。

○3番【酒本昌博君】 きょうの新聞等でも、何か子供がトランクに押し込められて連れ去られるような未遂の事件がありましたので早急にそういう通信システムの導入を、予算的なものもあると思いますが、検討していただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、2点目の質問にかえさせていただきます。

小中学校間での問題行動のある児童、一般に言う不良行為児童の情報交換は行っているのかということで、子供が事故以外に犯罪に巻き込まれる事件が多発している中で加害者が未成年者であることもあります。

子供は次代を担う世代であり、その健全な育成を図ることは内灘町の将来の発展にとって不可欠であります。時に未成年による特異凶悪事件が発生し、社会の耳目を集めることも相まって、国民の少年非行の現状に対する不安と関心は強いものがあります。いじめ問題で未成年者間の事件に敏感になっている今日、事件を未然に防ぐ対策が不可欠ではないでしょうか。

そこで、内灘町において小中学校間での問題行動のある児童の情報交換は行っているのか、お答えをお願いいたします。

○議長【夷藤満君】 長丸信也教育次長。

〔教育次長 長丸信也君 登壇〕

○教育次長【長丸信也君】 酒本議員の問題行動のある児童の情報交換についてのご質問にお答えします。

町では、小学校、中学校のみならず、保育所とも連携をし、教育における一体的な施策を展開しているところでございます。いわゆる気になる児童や問題行動のある児童生徒につきましては、学校間での申し送りや情報の共有を行い、注意深く見守りながら対応をしているところでございます。

なお、申し送りや情報共有につきましては、小学校から中学校に進学したときだけではなく、1年生から2年生、2年生から3年生へと進級するときもその都度申し送りを行っております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 酒本議員。

○3番【酒本昌博君】 情報等の申し送りがきちりしているというお話ではありましたが、今後とも、個人情報等いろんな問題もあると思っておりますが、学校間での対応をしっかりとお願いしたいと思います。

それでは、3点目になるんですが、全国的にいじめ問題が大きく報道され、教育委員会の対応が注視されています。

内灘町では、いじめの対策はどのようになっているのかをお答えをお願いいたします。

○議長【夷藤満君】 西尾雄次教育長。

〔教育長 西尾雄次君 登壇〕

○教育長【西尾雄次君】 酒本議員のご質問のいじめ問題に対する町教育委員会の対応や今後の対策はどうなっているのかとのお尋ねにお答えいたします。

私のお答えにつきましては、まず初めに、いじめ問題に対する私ども町教育委員会の基本的な認識について、つまり、いじめについての基本姿勢についてお答えをし、次に本町において今現在行っている、あるいはこれか

ら充実を図ろうとしている、そういった具体的な取り組みについてお答えをさせていただきます。

まず、いじめに対する基本姿勢についてでございますが、学校は児童生徒が長時間を過ごす大切な学びの場でございます。そうした学びの場において児童生徒の安全がいじめによって脅かされることは、断じて見過ごしたり放置してはならないと考えております。

学校を舞台としたいじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校、自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題でございます。したがって、児童生徒の安全を守る義務を負う教職員や教育行政の任にある者は、その義務を十全に果たし、安全・安心な学校環境をつくる責務を負っていると考えております。

学校がいじめから児童生徒を守るためになさねばならないことは、教師が児童生徒の状況をきめ細かく観察し、その動静を把握し、その上でそこにいじめの兆候がいささかでもあれば、学校組織の総力を挙げてその全容を解明し速やかに被害者の安全を確保する、そういった措置を講じねばならないものでございます。

学校がいじめの兆候を察知したときに最優先になすべきことは、学校の組織を挙げて被害者を絶対に守り通す、そういう断固たる姿勢を迅速かつ明確にとることであると考えています。そのためには、加害者への厳しい指導はもちろん、場合によっては加害者児童生徒の出席停止の措置や、悪質な場合には警察への通報も含めてあらゆる措置を講ずる必要があると考えております。

次に、本町において具体的に取り組んでいることについて、あるいはこれから強化しようとしていることについてお答えします。

まず、町は、早期発見、早期対処を第一義とし、町を挙げて対策に取り組んでいるところでございます。

早期発見の具体策といたしましては、毎月1日を「心の日」と定め、町内全小中学校で「友だちアンケート」を実施し、いじめを萌芽の段階で見つけるよう努めること。これは現在、教職員等々協議しながら作成中でありまして、10月1日から実施の予定でございます。

それから、いじめに関する保護者からの学校関係者への電話連絡や相談には、平日のみならず土日にも対応できるような体制の確立も現在急いでいるところでございます。

3つ目は、学校一丸となって全教職員がいじめを見逃さない高いアンテナを張り、日ごろから問題意識を持って行動するというところでございます。

次に、いじめ未然防止の具体策といたしましては、Q U調査、これは児童生徒の満足度調査でございますが、この調査を年2回実施し児童生徒の心のあり方をきめ細かに把握すること、そのようなことも現在検討を進めているところでございます。一部の学校では実施をいたしております。

それから、経験豊かな講師を招いて研修会を開催し、さまざまな事例や解決策を学ぶこと、また、国や県が主催する研修会にもできるだけ多くの教職員が参加し、いじめに対する見識を深めることを行いたいと考えております。

それから、学級のまとまりや統制がとれていないといじめを生む温床になりやすい、そういった部分がありますことから、教職員の学級経営能力の向上を目指して教職員の資質向上や経験の浅い教職員の指導力の強化を図っていくことも行っていきたいと考えております。

それから、豊かな心の育成ということが非常に大切になるわけですが、こういうことにつきましては、国語教育や道徳教育を充実させまして思いやりの心の涵養^{かんよう}や相手の立場に立った考えができる、そういった心豊

かな児童生徒を育てることを充実させていきたいと考えております。

それから、動物飼育の体験でございますけれども、これはいろんな学校でいろんな形で既にやっているんですけれども、こういったものの充実によって、相手がしてほしいということは一体何だろうかとみずから考えることができる、そういった子供を育てることも方策の一つとして充実を図りたいと考えております。

それから、情報教育といたしまして、インターネットや情報手段の正しい使い方を指導いたしまして、メールや裏サイトを利用した悪質な書き込み、中傷、そういったことがいかに人を傷つけるかということもしっかりと教育することを充実させていきたいと考えております。

こういったさまざまなことの充実策を、現在、実施に向けて行っているところでございますけれども、教育委員の皆さんからは、「いじめを見逃さない学校づくりに向けて」という、こういった緊急提言も各学校、教職員向けに発しているところでございます。

このように、教育現場が一丸となって迅速かつ正確に状況を把握し、児童生徒一人一人の心に添ったきめ細かな対応を進めながらいじめ問題に対処していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 酒本議員。

○3番【酒本昌博君】 今ほど早期発見の「友だちアンケート」、いじめの保護者の土日対応、学校一丸となつての高いアンテナを張りめぐらして高い教育、心を育てる教育というのは、動物の飼育等、インターネットの活用の悪用等、いろいろ今教育長よりお答えをいただいたんですが、やはり問題は、一番大事なことは生徒と教員との信頼関係だと思うので、いろいろなこういう対策はあると思いますが、教育委員会としてはもっともっと先生

たちの質を向上していただくような対策をお願いしたいと思います。今後また次代を担う子供たちのことなので、しっかり対応していただきたいと思います。

これで私の質問は終わります。

○議長【夷藤満君】 6番、藤井良信議員。

[6番 藤井良信君 登壇]

○6番【藤井良信君】 議席6番、公明党、藤井良信。

平成24年9月定例会におきまして一般質問を行います。一問一答方式です。

私のほうからは3つの質問となりますが、最初に、義務づけ、枠づけの見直しに係る条例制定の取り組みについてお伺いします。

ことし4月、地域主権一括法の本格施行を受け、地域の実情を踏まえた独自性のある条例が全国の地方議会において成立をし始めたところでございます。そしてこの義務づけ、枠づけの見直しに伴う第1次、第2次一括法の施行期日は、平成24年4月1日からの施行であります。経過規定では平成25年3月31日までとなっており、各自治体が条例を施行するまでの間は従前の国の基準が有効とされております。つまり、地方自治体は、平成24年度中に委任された条例を施行する必要があるとのございました。町におかれましても、条例の見直しに係る取り組みが積極的に進められているところかと思ひます。

また、ことし3月の議会定例会一般質問では清水文雄議員からも同様の質問をされております。かねてから指摘されておりますように、その基準の設定には、問題の実情や住民ニーズを的確、詳細に把握することが大事であり、同時に地方自治体の権限行使を住民目線で監視する地方議会の役割も重要になってまいりました。そして地方自治改革の中で手にした権限を生かし、どう地方自治を再生し地方の時代を築いていくか。とりわけ、今、住民と最も身近な基礎的自治体の力量が問われております。

特に、これまで国が一律に定めてきた公営住宅、道路などの施設・公物設置管理の基準などを条例に委ねる条例委任の拡大は、効率的な予算執行や的確な道路整備など、住民の目に見える効果が期待されています。

そこで、これらの義務づけ、枠づけの見直しに関する条例制定の取り組みについて、町では今どのような見解をお持ちでしょうか。お考えをお示してください。

○議長【夷藤満君】 高木和彦総務部長。

〔総務部長 高木和彦君 登壇〕

○総務部長【高木和彦君】 ただいまの義務づけ、枠づけの見直しに関する条例制定の取り組み、町の考え方につきまして、私のほうからお答えをいたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための地域主権一括法により、地方自治体におきましては、義務づけ、枠づけの見直しに係る地方独自の基準を設けることができるようになりました。そうしたことから、今後、地方自治体の自己決定、自己責任の拡大をし、より地域の自主性、自立性が求められてまいります。

本町に関係する法律としましては、介護保険法、道路法、都市公園法、公営住宅法、水道法及び下水道法の改正があります。それらを委任される事項の基準を条例で定めることとなります。その一例としまして、例えば介護保険関係では、グループホームにおけます職員数、設備や運営に関する基準を規定することなどがございます。

現在、第1次及び第2次一括法により既に基準を定めた自治体もございますが、本町におきましても、今後独自性を考慮した基準の見直しを含めた条例改正案の検討を進めてまいります。

○議長【夷藤満君】 藤井議員。

○6番【藤井良信君】 ありがとうございます。

そして、今ほどからの第1次、第2次一括法により国から全国の地方公共団体に条例委

任された項目としては、一般の市町村で19法律、43項目となっておりますけれども、内閣府地域主権戦略室によれば、一般的には市町村で10本前後が考えられるとのことでございます。

そこで、地域特有の問題としての子育て支援や地域活性化、雇用・失業対策の解決など、きめ細かな住民サービスの推進に向けた取り組みに加えて、自治体の政策法務力の向上や議会改革の活性化という点からも地域主権改革の成果が具体化することになってまいります。そして内閣府地域主権戦略室からは、先進自治体の独自基準の制定事例もインターネットで数多く配信されているところでございます。

一方で、町民への細やかなサービス、また住民ニーズの的確な掌握とのことから、現場で苦勞されている町職員の方々の知恵と工夫がかなめであり急所であると思えます。

そこで、再度お伺いをいたしますけれども、町の各所管での見直しに係る条例制定の取り組みにおける進捗状況はどうでしょうか。加えて、昨年11月に閣議決定もされているところの第3次一括法など新たな課題についてはどうでしょうか。お示してください。

○議長【夷藤満君】 高木総務部長。

〔総務部長 高木和彦君 登壇〕

○総務部長【高木和彦君】 進捗状況につきましてお答えをいたします。

現在、担当部署におきまして、関係機関とも協議しながら個別的な基準設定などを検討しているところでございます。年内早々には部内の例規審査会に一括諮って審議をしたいと思っております。その後、議会ともご相談し、最終的に3月議会の上程を目指し準備を進めております。

課題ということで、全体的な大きな課題として考えるとすれば、条例を制定するための調査や準備、基準の設け方、そこへどういった独自性を出していくのか、そういったこと

を行政としてはまず考え、議会においてはそのことを判断し、それとあわせて議決する責任というものが発生します。さらに行政はその条例を実行していく、そのためのまた職員の対応などが事務としてもふえていくと、そういった課題が総体的にあるというふうに捉えております。

○議長【夷藤満君】 藤井議員。

○6番【藤井良信君】 ありがとうございます。

今、第3次一括法ということでもちょっとお聞きをしたところなんですが、これでは、先ほどちょっとグループホームのそういった見直しというか、そういった検討もなされるところであるということでございますけれども、指定居宅介護支援員の人員とか、それら運営基準の条例委任ということもこれからは課題になってくるかと思っておりますけれども、その辺の何か方向性というのはまだ見えてきてないでしょうか。わかっただけ結構でございます。

○議長【夷藤満君】 高木総務部長。

〔総務部長 高木和彦君 登壇〕

○総務部長【高木和彦君】 地域指定密着サービスに関するものにつきましても7件ほどの条例改正が必要だと見込んで、原課のほうで今検討をしているところでございます。

法律によって基本的に国の基準にこれまでどおり従うべきという考え方と、さまざまな意見を聞いて参酌してつくりなさいという指示も来ております。そういった点を踏まえて準備を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 藤井議員。

○6番【藤井良信君】 今ほどの質問からは、北川議員も住民のきめ細かなサービスというようなことの実現という意味からおきまして、もうこういった条例制定に積極的に取り組むということが大変大事なことになってくるんで

はないかと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に、コンビニ交付サービスの取り組みについてお伺ひいたします。

現在、一部の自治体で実施されているコンビニ交付サービスは、交付業務を委託する自治体発行の住民基本台帳カード、住基カードを利用すれば、セブン-イレブンの約1万4,000店舗のマルチコピー機から住民票の写しや各種証明書などを入手することができます。このサービスに2013年、明年でありますけれども、明年の春から業界2位のローソン、同じく4位のサークルKサンクスも参入することになるとのことです。ことしの5月7日時点では、交付業務をセブン-イレブンに委託している自治体は46市町村で、本年度中の新規委託も11カ所にとどまっているとのことです。

ただ、これまではこれらのサービスがセブン-イレブンに限られていたことから普及が進まない要因となっておりますが、今ほど申し上げましたように、来春からは大手2社が参入し3社が交付サービスを取り扱うことになり、参加自治体も大幅に増加すると見込まれています。

このコンビニ交付サービスでは午前6時半から夜の23時の間、証明書を取得することができ、住民が必要なときに都合のいい場所、そこは居住自治体以外にある店舗でもサービスが受けられ、自治体にとっては住民サービスを向上させられるほかコスト削減の効果につながると聞いております。今後は、コンビニ交付の対象証明書の種類拡大とか住基カードのさらなる普及が課題になっているとのことです。

そこでお伺ひいたしますが、多様化する住民の行政サービスに対応するコンビニ交付サービスの仕組みについてはどのようなものでしょうか。また、町での初期導入費用、年間の維持管理費用などはどのくらいの金額が積

算されるでしょうか。あわせて、コスト面や運用管理面からコンビニ交付サービスの導入について、町でのお考えをお示してください。

○議長【夷藤満君】 川口克則町民福祉部長。

〔町民福祉部長 川口克則君 登壇〕

○町民福祉部長【川口克則君】 藤井良信議員ご質問のコンビニ交付サービスの取り組みについてお答えいたします。

コンビニ交付サービスにつきましては、現在、セブン-イレブンの全国どこの店舗でも住民基本台帳カードを活用し、住民票や戸籍、印鑑証明書などの各種証明書の交付を受けるサービスで、提供サービス時間が年末年始を除く午前6時30分から午後11時までとなっており、住民サービスの上から大変便利なものと考えております。

また、個人情報の漏えい防止から専用の通信ネットワークを活用し、証明書の偽造、改ざん防止から証明書交付センターを設置するなど、運営管理面では何ら問題がないものと考えております。

次に、初期導入費用と年間維持管理費用についてでございますが、初期導入費用につきましては、ICカード標準システムや証明書発行に係るサーバ、データベースの構築が必要となり、その費用は概算で5,500万円と見込んでおります。

また、年間の維持管理費用につきましては、個人情報の漏えい防止や証明書の偽造、改ざん防止から証明書交付センターへの負担金やICカード標準システムのソフト保守料などで年間400万円と見込んでおり、コンビニへの交付手数料として1件当たり120円が必要となるものでございます。

したがって、コンビニ交付サービスの導入につきましては、運用管理面では何ら問題がないものと考えますが、コスト面では初期導入費用や維持管理費用など多額の費用が必要となることから、費用対効果を考えますと現時点ではコンビニ交付サービスの導入は

難しいものと考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 藤井議員。

○6番【藤井良信君】 ありがとうございます。

また、住基カードの普及ということもまたお願いしたいと思えますね。

次に、最後の質問となりますけれども、小中一貫教育の取り組みについてお伺いいたします。

この小中一貫教育の質問は、平成22年12月の議会定例会で私から同様の質問をしましたので、再度の質問となります。

今や、全国的にも小中一貫教育は次代に行く教育として多くの自治体で独自の取り組みが進められているところでございます。また、ことし6月の文教福祉常任委員会では、小中一貫連携教育での先進地視察として、町の執行部職員の方々とともに北九州市を訪問し、先進モデルでの取り組みについて活発な意見交換を行ってきたところです。

とりわけ、北九州市における小中一貫教育の定義は何かとの、これは私からの質問でございましたけれども、実に明快なお答えがございました。ここでご紹介をいたしますと、小中一貫教育に明確な定義はなく、各自治体によって解釈は異なり、義務教育9年間の教育活動を一体的に考え、さまざまな発達、成長過程に応じて子供を育てるという一貫した考えを持ち、小中学校が積極的に連携していることとの意義づけをしています。このような市独自の考えに基づいて教育方針を定め、市での教育テーマ、タイトルを北九州市は小中一貫連携教育と名づけたとのことでございました。そして文科省からは、その自由な考えを後押しする形で教育モデル都市と指定がされております。教育における地域主権改革がもうそこまで来ていると感じてきたところでございます。

小中一貫教育がこういうものであるからこ

うでなければならないという考え方から、市独自でこういうこととするとの、ものからことへの大胆な発想の転換がここでは行われております。また、これまでの小中一貫教育が私立の学校で行われている教育形態であるとの先入観も払拭されたところでございます。

そこで、今、町の学校教育でも小中連携の取り組みの成果が伝えられているところでございますが、ここはさらに大きくステップアップを図るべきときが来ているのではないかと感じられます。そして、まずは掲げられるテーマとしての言葉の力が重要であります。小中一貫教育と名づけられたテーマからは新しい取り組みの課題が生まれ、そこで生まれた課題は掲げられたテーマをさらに高めていくと強く思うところでございます。

子供たちに安心と希望の力を与えてくれる小中一貫教育というテーマ、タイトルをまずは町でもしっかり掲げ、計画策定に向けて今始動すべきであると思っておりますが、そこでここは町長にお伺いします。町の小中学校における教育体制改善の第一歩として小中一貫教育を導入すべきであると思っておりますが、町長のお考え、ご決断はどうでしょうか。お示ください。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 藤井議員の小中一貫ということで質疑がございました。私からお答えしたいと思います。

内灘町におきましては、議員ご承知かと思うんですが、平成24年度学校教育基本方針といたしまして「児童生徒一人ひとりの個性を尊重し、社会規範を身につけるとともに、内灘町の伝統や歴史を生かし、たくましく豊かな心と身体で、生涯にわたって主体的に生きていける力を持った児童生徒の育成を目指す」と、このように定めているところでございます。

この学校教育基本方針に基づきまして、重

点目標の一つに、議員からもお話がございました小中一貫教育につながる指導の連続性を高め、円滑な教育の実施に向けた小中連携の充実を上げているところでございます。

具体的な取り組みといたしまして、小中学校全教師によりまして学校教育研究会を組織をし、学力の向上、生徒指導、健康安全教育など、それぞれの委員会や各種部会により小中学校が積極的な連携を図り、義務教育9年間で共通の目指す子供像を育むことを目的にさまざまな教育研究に取り組み、教育のさらなる向上に努めるとともに、お互いに共通の認識と、そして理解を深めているところでございます。

また、児童生徒の交流事業といたしまして平成21年度よりピア・サポート活動を実施いたしました。小学校6年生と中学生が情報交換や交流を行い、中学校生活に対しての不安や疑問などを解消すると、そんなことに努めるということ、そして現在、さまざまな小中連携に向けて取り組んでいるところでございます。

議員ご提案の小中一貫教育の導入につきましては、義務教育9年間を一体として捉えた教育の充実が極めて重要だという観点から、現在は本町で行われている小中連携事業のさらなる充実を図るとともに、議員が述べられました先進的な事例も参考にしながら、今後、町独自の小中一貫教育のあり方につきまして調査研究をしてまいりたいと、このように思っているところでございます。

○議長【夷藤満君】 藤井議員。

○6番【藤井良信君】 ありがとうございます。

調査研究ということで何か逃げられてしまったというような感じがするわけでございますので、もう一言よろしくお伺いいたします。

小中一貫教育の町での実現はあるかとのことから再度お伺いいたします。

今定例会、町長からは提案理由の冒頭、口

定しました。



○決算特別委員会正副委員長 互選結果報告

○議長【夷藤満君】 休憩中に、先ほど設置された決算特別委員会において、委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に来ておりますので、ご報告いたします。

決算特別委員会委員長に北川悦子議員、副委員長に清水文雄議員。以上のとおりであります。

それでは、一般質問を続行いたします。

11番、水口裕子議員。

〔11番 水口裕子君 登壇〕

○11番【水口裕子君】 一般質問を一問一答方式でさせていただきます。

脱原発に向け、今内灘がなすべきことという1点に絞ってお話しさせていただきます。

まず、その中で第1番目、志賀原発活断層再調査についてお伺いします。

7月17日に私たちを驚かせた志賀原発活断層再調査という報道がありました。原子力安全・保安院専門家会合で、志賀原発1号機の原子炉の真下を通るS-1断層というのが典型的な活断層だというふうに厳しく追及されて再調査をすることになったのです。

北陸電力は、1987年の1号機を建設するときは活断層ではないとし、国、当時は通産省ですが、それを認めておりました。けど東日本大震災があって見直さざるを得なくなりました。専門家の会合では、東北大学の大学院、今泉教授を初め「よく建設許可の審査が、その当時通ったものだと思う。北陸電力の説明は全く理解できない」と憤り、それを聞いた私たちはやっぱりと思ったわけであり、このあたりまで皆さんご存じのとおりでございます。

一つここで言いたいことは、志賀原発の直下に活断層があるという指摘は今になって突

然起こってきたのではなく、25年も前の建設当初から指摘されていたことで、その当時は関係者からの内部告発もあったし、何を今さらというふうに感じるわけです。

ここに1冊の本があります。『北陸が日本地図から消える日—能登原発恐怖の疑惑!—』という宝島社から、これは1988年に出ている冊子です。あつという間に1カ月ほどで3回増刷しております。この本の中には、当時の北陸電力の社員さんから内部告発があり、活断層ではないかという写真まで載ったりしていろいろと問題になっております。当時は能登原発と申しました。能登原発という名前が志賀原発に変わったのは、今、瓦れきのことで風評被害という言葉が出ておりますけれども、当時、能登の方から能登原発というふうにしたら風評被害が広がるということで志賀原発というふうに変ったという経緯があります。

ちょっとこれはそういったことで25年も前からそんな問題は出ていたんですよということを知っていただきたくてご紹介しました。

この7月17日の翌日、再調査を指示された北陸電力の副社長が記者会見をして、「原発の耐震安全上、問題ではない」と同じ主張を繰り返して「立地不適格、廃炉の可能性は全くない。再稼働に向けて安全を皆さんにわかっていただけのように再調査をしっかりとやっていく」というふうなことを述べられました。

世の中の誰もが思ったわけです。「どうして当事者の北電が再調査を任せられるんか。保安院は一体何を考えてるんだ」。絶対変ですよね。泥棒に自分をお縄にするための縄を自分でなえ、自分でつくれと。泥縄式だという言葉が昔ありましたけれども、そういうふうに言っているのと同じように思えます。

北陸電力に再調査させるのは間違いではないか、中立的なところに調査をさせるか、または専門委員会を設置してきちっと県が監視できるようにと幾つもの団体が県に申し入れ

に來ましたけれども、知事は会わず、県の良心的な職員さんが板挟みで苦しんでいるだけです。知事は、きょうの新聞にも、やはり議会で答弁をしているから一般住民には会わなくてもいいのだというふうに言ったと報道されておりましたけれども、本当に上に立つ人がそれでいいのか非常に不満に思います。おかしく思います。

そして8月10日、心配していたことがまた起きたのです。北陸電力は再調査を建設申請当時と同じ会社に委託いたしました。耐震安全上問題ないというふうに結論をつけた会社で、私はそんなところは最初から信頼できないのではないかとこのように思っています。この委託先の一つのダイヤコンサルタントという会社は大飯原発でも断層調査をしてオーケーを出した会社ですが、その大飯でもまた再調査を受注したほか、東電など全国の原発で調査を請け負っていて、調査すればするほど身内でもうかるようになっていくというふうな感じがします。

こういう状態で進められている活断層の再調査が信頼できないのに、さらに8月29日には、「保安院は活断層の真上に原子炉を建ててはならない」と言っていたが、それは単に言うだけで法律で決まっていたわけではなく、真下に断層があっても動かせるような——動かせるというのは原発をですね——原発を再稼働させることができるような新たな基準の導入を検討しているというニュースが流れました。断層の分類の中に弱面、弱い面という全く新しい分類、カテゴリーをつくって、志賀原発の断層は活断層ではなく弱面、単なる弱い面であって活断層ではないから再稼働も可能だというふうにしよというものです。もうあいた口が塞がりません。9月3日には再調査のための工事がスタートしたそうですが、活断層であっても廃炉にはならないのではないかとこのように記事も出ております。

こういうふうにして、初めは再調査をするぞとか言って期待を持たせてガス抜きをして、気がついたら結局原発推進に都合のいいほうに動いているというのはいつものやり方です。

志賀原発の直下にあるのは活断層だと証言をしている東洋大学の渡辺満久教授によれば、必要な活断層の調査は1週間あればできると言われています。それを何カ月もかかるというのは、日本中で沸き上がっている反原発のうねりが沈静化をするのを待っているのではないかと、そういうふうにししか考えられません。原子力村は私たちをなめ切っています。このままでいいわけがないと思います。

以上を踏まえて、2点町にはお聞きしたいと思います。

このような志賀原発直下の活断層の再調査について、町はどう捉えていますか。県と国へ、今泉教授のようなそういった主張をする専門家を入れた監視のための第三者機関を設置するように申し入れていただきたい。特に県に強く申し入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。この2点をお伺いいたします。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 水口議員の志賀原発活断層の再調査についてのご質問であります。

今おっしゃいましたように、本年7月17日の経済産業省原子力安全・保安院の専門会議で志賀原発の活断層について意見があり、保安院が北陸電力に対して再調査を指示をしたということでありました。これを受けまして、北陸電力は先月活断層の再調査に着手をし、来年1月末までに終了予定とされているわけでございます。

こうした中で、石川県は経済産業省原子力安全・保安院に対して活断層の厳格な審査を求める要請書を提出したと伺っているところでございますが、本町といたしましても、現

時点では再調査の結果と、それを受けた経済産業省原子力安全・保安院、9月の下旬へいきますと原子力規制委員会というふうになるかもしれませんが、その見解や方針をしっかりと見守りたいと、このように考えている次第でございます。

そして今1点、議員ご指摘の第三者機関の設置に対して県に申し入れをせよということではありますが、私どもとしましては申し入れる考えはございません。

よろしく願いいたします。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 脱原発を考えていらっしゃる町長としては、私は非常に再調査に対して第三者機関、厳正なるそういう機関をつくってくれということをお願いしていただきたいと思います。

そして規制委員会の結果を受けるというふうにおっしゃいましたけれども、今もお昼休みにテレビでやっておりましたが、規制委員会がどんなふうにしてできるのか。本当に原子力村にいた人たちが原子力規制委員会の委員になって、そしてそれが今国会で通りそうにないということになったときに、首相が一人でそれを決めてしまうことができるというふうに国は変えてきているというふうにお昼放送がございました。

そんな中で、やっぱり町はこの脱原発の姿勢を堅持してくということは非常にいろんなあつれきがあって大変なことだと思っております。脱原発を言うだけでも大変。それをまた堅持していく。それは本当に大変なことだと思っておりますけれども、ぜひともやはりまた強い姿勢で再度お考えを変えていただければ、この規制委員会の結果を見てやっぱりこれはだめだというふうなことがわかったときには、やはり考えをもう一度改めて考え直していただける日が来ると信じておりますので、よろしく願いいたします。

きのうの北陸中日新聞の一面では、福島み

ずほ社民党党首などが志賀原発の視察申し込みをしたら、北陸電力が拒否したというふうなことを報じております。反対している団体だから理解が得られないので受け入れられないというふうなことを述べていたということですが、安全だという自信があるなら何を拒むことがあるでしょう。前から臨界事故隠しなどが問題になっている北電の情報隠しの体質が再びあらわになっている。今、そんな状況です。

そんな中で8月26日、清湖小学校で町の防災訓練があり、原子力発電所の事故に備えて被曝状況を調べるスクリーニングも行われました。これが2つ目の質問です。

30キロ圏の羽咋市以外では、内灘が初めてスクリーニングのこの検査を実施しております。このことは大変評価しております。

それを見学しながら、このスクリーニングは万一のときにはどういう状況で行われることになるのだろうかと思つたのです。主に能登から逃げてくる人を対象に検査することになるのですが、そのとき内灘町民は逃げなくてもいい状況なのか。逃げてきた人のお世話をしていたら自分たちが逃げおくれたという、講演に来られた菅野村長さんです。お話しされていた飯館村のことが思い浮かびます。

8月10日の町の盂蘭盆会では、お寺のお坊様のお説教は原発のお話でございました。こんな時代になったんだなと思いましたが、そのお話の中で「志賀原発から30キロといたらかほく市の大海川のあたりですが、あそこに壁があるわけでもなく、放射能はそこでとまるわけでもないんですよ」とお坊様はおっしゃいました。

そこで、本当に大切になってくるのは情報です。そのとき風はどう吹いていて、どのくらいの放射能がどういうふうに流れてくるのかなどという情報は、町は今どのようにして得ることになっているのでしょうか。お尋ね

いたします。

○議長【夷藤満君】 高木和彦総務部長。

〔総務部長 高木和彦君 登壇〕

○総務部長【高木和彦君】 ただいまのご質問に私のほうからお答えをいたします。

現在の石川県原子力防災計画では、志賀原子力発電所の原子力災害時の情報伝達につきまして、原子力緊急事態等の情報やSPEED Iによる放射性物質の大気中濃度及び被曝線量などの予測結果を、関係する志賀町、七尾市に随時連絡することになっております。

しかし、石川県が6月9日に実施した原子力防災訓練では、志賀原子力発電所の周辺で基準を超える放射線量が確認された報告書やSPEED Iの予測結果がファクスで本町にも送付されました。

一昨日、9月4日に原子力防災計画の作成に向けた関係市町連絡会議が開催されました。この連絡会議には30キロを越える市町も希望すれば参加ができるということで、本町からも2名の職員が参加をいたしました。

そこで、原子力防災訓練と同様に、30キロを越える市町にも同じ情報の伝達をしてくれるよう伝達をする計画を見直しの中に入れていただくようお願いをいたしました。県のほうの回答は、そのような体制を考えているという旨の回答をいただいております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 ありがとうございます。

9月8日の連絡会議の様子はテレビにも放映されておりました。内灘町の職員さんが一生懸命話をしている様子が出ていて、町も本当に住民のために職員さん頑張ってくれているなというふうにありがたく思っております。新聞にも30キロ圏の今の部長の発言と同じことが載っております。これからもどんどん発言をしていっていただきたい。内灘町の住民を守るために発言をしていっていただ

きたいと思っております。

今後も県の会議にこういうふうにして参加しつつ、けれども、町独自でまた情報を得る準備もしておかなければならないと思っております。福島事故ではSPEED Iの情報が自治体にもたらされなくて、しなくてもいい被曝をした人たちがたくさん出ました。町で情報をもっていることはとてもとても大切なことです。そんな意味から、役場前と学校で独自に測定を続けてきたことも大いに評価させていただいております。

学校に簡易放射能測定器が国から配置されたので、町としては庁舎のみにして学校はやめるという説明があり、私もそのとき同意しましたがけれども、情報はやはり非常に大切です。どうして庁舎だけになったのだというふうなお叱りも私受けました。

消防署でも昨年からは週1回測定しているその結果を広報にも掲載していただくようにしていただきたければ、いかがでしょうか。

○議長【夷藤満君】 高木総務部長。

〔総務部長 高木和彦君 登壇〕

○総務部長【高木和彦君】 町での測定結果と、また消防での結果もあわせてホームページ等で公表してまいりたいと思っております。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 原発はとまっても決して安全なわけではないということはおわかっておりますし、福島の方でも4号機を初め、いつどうなるかわからない。とてもじゃないが収束した状況でないということはおわかっておりますので、ぜひともそういった測定のほうもしっかりとよろしく願います。

では次に、給食の主食を国産小麦にかえようという動きが国であったということでした。そのことについてお伺いいたします。

7月20日の日本農業新聞に、学校給食にパンを納入する全日本パン協同組合連合会が、全国の学校給食で使うパンの原料小麦を2013年度から輸入から国産に切り替える体制づく

りを本格化させたという記事が出た。その途端に、小さな子供を持つお母さんたちから、なぜ今の時期に国産小麦になるんだという声が起こりました。

今まで国外から輸入している小麦はポストハーベストなどで大変農薬の危険性を指摘されておりましたが、そして国産小麦にかえてくださいという申し入れがたくさんありましたけれども変わりませんでした。それなのに、なぜこの今の時期にという若いお母さんたちの疑問は本当によく気持ちがわかります。無理もないんです。小麦、大麦、その他麦類からは放射性セシウムなどの検出が次々に報告されていて、被災地の食材を食べて応援しようという山崎パンの菓子パンからは、1キログラム当たり300ベクレル出たという報道もありました。

このことについては、農林省が「来年からすぐに国産に転換とは考えていません。発表の仕方が悪くて申しわけありませんでした」というふうに釈明して、今のところ騒ぎは沈静化していますけれども、それでもいつ再燃するか懸念されます。売れ残っている放射能に汚染された小麦をまぜて薄めて使わせるつもりではないかというふうにお母さんたちは心配しているわけです。

私は以前から、50%にも満たない日本の食料自給率の向上や、輸入小麦の、今申し上げましたポストハーベストの問題、それから地産地消の拡大を目指せと、その他さまざまな面から考えて、給食の主食を5日ともご飯、米飯にしてくださいというふう求めてきましたけれども、そのときには、お米、特に内灘産の一等米にすると、補助のあるパンに比べて割高になり町がかなり補助を必要とするようになること、それから子供がパンを好きなこと、食はご飯だけじゃなくて多様性、和風、洋風、いろんな食事を食べさせるといふことの観点から受け入れられませんでした。国産小麦も転換してはどうですかということに関

して、量の確保や値段が壁になっておりました。

しかし、今、3月11日の後、世の中の状況は変わっております。国産小麦も安全ではなくなってしまったのです。未来そのものである子供を守るために、何よりも命の源である食を、給食を守らなければなりません。

9月1日の映画会、「内部被ばくを生き抜く」の上映と鎌仲ひとみ監督の講演には、いつもと違った若い女性の参加が目につきました。子供を守るための情報を皆さん求めているのです。国産小麦粉の放射能汚染を知り、給食の安全を求めて署名活動を始めたという方もいました。

未来にわたって何が一番子供にとって安全なのか。影響を受けやすい子供を、この場合、影響というのは被害ということになります。被害を受けやすい子供を食べ物の内部被曝の危険から守るためには、生産者と生産方法がわかる地元の米を使うことです。内灘町の給食は関東以北の食材を避け、使った後の食材ですが、その放射能汚染度を計測し、そういった面ではまた県の全自治体の先頭を走ってきました。食材の放射能汚染検査に関しては県が内灘町を見習うという、そういう状況になっております。ですから、これからも町として子供の食の安全を守り続けてほしいのです。

能登には安全でおいしいお米をつくっている農家がたくさんあります。内灘だけでは不足するなら、県内産の米でカバーしてもまず米飯給食を始めてはいかがでしょうか。お伺いしたいと思います。

これは地産地消の推進であって、決して風評被害には当たりません。

○議長【夷藤満君】 北川真由美学校教育課長。

〔学校教育課長 北川真由美君 登壇〕

○学校教育課長【北川真由美君】 ただいまの米飯給食の推進についてお答えをいたしま

す。

内灘町の学校給食では、前から申ししておりますが、現在週3回の米飯給食及び週2回のパン給食を実施しておりますが、米飯給食に関しましては地元内灘産の一等米コシヒカリを使用しており、地産地消、生産者の顔が見える食育を現在も推進しているところでございます。

今議員がおっしゃられたような国産小麦への転換情報につきましては、済いません、詳細な経緯を今のところ承知しておりませんが、3・11以降、懸念されております放射性物質の残留可能性につきましては、今議員が述べられたように、町独自で昨年より全ての食材についての放射線測定を行ってございまして、子供たちに安全な給食を提供するため、パンや米、牛乳も含めて全ての食材の測定を今後も継続していく考えでおります。

米飯給食の実施回数の増加につきましては、従来からお答えしてきたとおりではございますが、バラエティに富んだメニューの展開、児童の嗜好の問題、そのことによります残菜量増加の危惧等がございます。県内の米飯給食の実施状況を見ますと、隣接する金沢市、かほく市は内灘町と同様週3回、津幡町は週4回の実施となっております。

米飯給食の回数をふやすことにつきましては、児童生徒への聞き取りあるいは栄養士の意見、また、単価が若干上がる懸念がございますことから、学校給食運営協議会等にも図りながら大方の同意を進めた上で進めさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 国産小麦への転換は来年4月からすぐということではなくなったようですが、またこのようなことが起こってくる可能性はございますので、そういったときには素早い対応をお願いしたいと思いません。

それから、米が週3回ということでしたけれども、この米が3回のところは4回にしていくようにという、そういう通達が出てはいるはずですので、またその辺もぜひ加味して進めていただきたいと思います。

次に、危機管理のできる親育てということでお願いします。

7月12日には、働く女性の家で、子供を連れて福島から移住してきた2人のお母さんのお話を聞きました。この「ふくしまを、はなそう。」という取り組みでしたけれども、これは福島で原発事故に遭って、小さな子供を持つお母さんが、情報がない中、どうふうに動いて、どう考えて金沢へ移住してきたのかを、そういった経緯を聞くものでした。話すお母さんにとってはつらいことで、思い出して言葉に詰まられる場面もありましたが、同じ立場になりかねない人たちに自分たちの経験を知ってもらうことが、いざというとき子供を守る知恵になるかもしれないと話を回らせてくださっているのです。

内灘町でも同世代の若い人に聞いてほしいと、町の子育て支援センターでやらせてくださいと担当課にお願いをしました。しかし、子育て支援センターは外部に貸し出しはしていないとか、これは子育てというよりは防災の取り組みのほうが適切だというふうな理由で、いろんな理由がほかにもありましたけれども主に私はこの2つだと思っておりますが、実現しませんでした。

その考えに私は非常に違和感を持ったわけですね。アンテナを高く広く張って社会のいろんな情報を取り入れる。特に福島の実験は命の危機に対処する重要な情報です。その情報の中から大切なものを選び取っていける。そんな選択する力、危機に備える力を持ったお父さん、お母さんを育てることこそが、そういう親育てこそが最大の子育て支援だと思うからです。

従前のように決められたとおりの割り振り

でなく、場面に応じた柔軟な対応をしていくというのが町の方針ではなかったかと。そしてこれこそが危機管理の第一歩でもあるのではないかと思うのです。町はこの点についてどうお考えになりますか。お聞かせください。

○議長【夷藤満君】 高木総務部長。

〔総務部長 高木和彦君 登壇〕

○総務部長【高木和彦君】 内灘町での次世代育成支援行動計画、この基本理念に、子育て、親育ちを温かく見守り支え合う内灘づくりということがキャッチフレーズになっております。議員のご意見のとおり、親育てということが最大の子育て支援だというふうに私も思います。

先般の7月12日の女性の家で行われた講演会、またその先に福島県飯舘村の菅野村長さんのお話、実際に被災された方々のいろいろな思いを、直接お話を聞くことによって、日ごろからさまざまな災害から子供たちを守るための知恵や対策、また危機に備える力を親が身につけられるような子育て支援に、今後町としてどのような取り組みができるかまたしっかり検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 この「ふくしまを、はなそう。」の会のときには、総務課から職員の派遣などのご支援をいただきまして、ありがとうございました。

八十出町長も6月議会で、福島のことをこれからも話を聞き、忘れないで支援をしたいというふうにおっしゃっておいりました。この方向の堅持をぜひともよろしくお願いいたします。

さて、先ほど申し上げました「内部被ばくを生き抜く」の上映会ですけれども、この日には保育室を1階の和室で設けましたが、主催者にとっては、保育士さんの人件費とその保育する部屋の使用料が非常に負担でございました。でも利用した若い世代に保育料を求

めたら、果たして参加してくれたかどうかわかりません。やはり機会均等ということからも、また子育て支援の面からも、主な会場、その当日でしたらホールですけれども、ホールの会場の使用料まで減免してくれとか、そんなことは一切申しません。決まっているとおりで当然ですけれども、若い世代も参加できるように、講演会などに付随して保育をする場合、その部屋の使用料を減免していただく、そういう方向はできないか、お伺いいたします。

○議長【夷藤満君】 高木総務部長。

〔総務部長 高木和彦君 登壇〕

○総務部長【高木和彦君】 ただいまの保育室の使用料についてであります。子育て支援という視点で、ホールに附属した保育室という考え方から、今後、減免についての検討をさせていただきたいと思います。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 よろしく願いしておきたいと思います。

最後に、金沢市の震災瓦れき、不燃物受け入れの内灘への影響についてお伺いします。

金沢でこの7日と9日に震災瓦れき受け入れのための市民説明会を開くそうですが、瓦れきについては、放射性物質の焼却灰への濃縮、埋立処理、そしてバグフィルターで本当に99.9%捕捉できるのか、捕捉できずに空气中に放出されるのではないかなど、さまざまな心配がされておりました。結局瓦れきの量が思っていたより少なくて二重契約して瓦れきの奪い合いになっているという、そういうところさえあるようで、裁判にまでなっていると聞いております。金沢での焼却瓦れきの受け入れはなくなりましたけれども、今度は漁網や漁具などの埋立瓦れきを受け入れるということになりました。

いずれにしても、瓦れきを被災地県外へ持ち出すための費用は莫大で、地元、その被災地で分別して小さく裁断してフレコンバッグ

というプラスチック製の袋に詰めてコンテナに乗せ、そして今度JRに乗せて地元から運び出されてくるのですが、金沢駅からまたトラックに積みかえ、通常の瓦れき処理の何倍もの費用が計上されていて、そこに業者が群がっていると言われております。

フレコンバッグはそのまま戸室新保の埋立場に運び込まれ、現在埋め立てられている普通の埋立ごみの上に積み重ねられていきます。最後に上から土を普通よりは多く厚くかけて覆うと聞いています。埋立場所は最下部にビニールのシートが敷かれていて、しみ出したさまざまな物質は水分とともにシートの片隅にあけられた穴からしみ出してくるということです。そしてそれを検査するわけです。

金沢市では「漁網や漁具の放射能汚染は極めて低く安全だ」と言っています。しかし、薄く広くだから大丈夫なのではありません。1キログラム30ベクレルとしても1万トンなら総量では3億ベクレル、それが金沢に新たに持ち込まれてくることになります。1万9,000トンと言われておりますから約6億ベクレルです。しかも、アルファ線やガンマ線という微量でも強力な核種は計測されていません。それらがじわじわとしみ出すのです。そして、その影響は少しずつ排水に紛れて^{かなくまり}金腐川に流れ込んできて、その行き着く先は河北潟になっております。影響が少しずつ排水に紛れてきて、河北潟にその影響があるかもしれないということです。これは少しずつではあるが、蓄積していきますので大変問題です。

放射性物質がどのように動き、どのように影響するのか、まだわかっていない部分は多いのですけれども、わかってからではもう取り返しがつかない問題だ、それが放射能だということはわかっています。

戸室新保の処理場から、わずかずつですが流れ出した放射能が水によって移動し、川に流れて河北潟の沿岸でホットスポット以上のマイクロホットスポットにならないという保

障はありません。東京などの関東一円のあちこちでは何万ベクレルにもなる黒い土の発見が相次いで報告されています。6月12日のNHK「ネットワークでつくる放射能汚染地図～川で何がおきているのか～」では、福島から遠く離れた川やため池の強い放射能汚染が報告されておりました。

このような状況を考えたときに、内灘住民を守るために、やはり金沢市へ金沢市民の安全を守られることはもちろん大切ですが、川下の流域の私たちのことも考えて瓦れきの受け入れはやめるようにと申し入れしていただきたいわけです。

被災地の気の毒な方たちを見捨てるというわけではありません。世界中に森づくりをしてきた横浜国立大学の宮脇昭という先生が提唱しております被災地にも喜ばれる取り組みがあります。瓦れきは土とまぜると空気の層がたくさんできて木の成長が早い。よそに持っていわずに被災地の海岸の津波を防ぐ防潮堤をつくるための土台に再利用するのが一番だというものです。被災地での雇用も生みます。地元の人たちが大切の思う形見を全国へ瓦れきとしてばらまき、その市民を賛成と反対でいがみ合わせ、よその大企業をもうけさせるより、被災地の未来を守るための堤防として復活させることができるのです。

宮城県では県議会が全会一致で、全ての党派が一致して、この震災瓦れきを防潮堤に活用する構想を進めています。ところが、国は「みんなの力でがれき処理」というコマーシャルに40億円もかけて、マスコミが森の防潮堤の情報を流すのを邪魔しているとしか思えません。

「いのちを守る森の防潮堤」という、この情報を金沢市にも提供し、瓦れきの受け入れはやめて、このプロジェクトを支援されたらどうでしょうか。私たちも安心しておられますと金沢市に勧めてあげていただきたいが、どうでしょうか。お伺いします。

○議長【夷藤満君】 高木総務部長。

〔総務部長 高木和彦君 登壇〕

○総務部長【高木和彦君】 報道によりますと、金沢市は岩手県宮古市の漁具、漁網の受け入れにつきまして、その基準を国より厳しい基準である国際原子力機関が放射性物質として取り扱う必要のない数値以下にするとされております。

金沢市では、市災害廃棄物受入れ可能性検討会や市廃棄物総合対策審議会に諮るとともに、住民説明会も予定しているとのことであります。

金沢市では慎重に審議、検討を進めていますので、本町としては金沢市の動向を見守ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長【夷藤満君】 水口議員。

○11番【水口裕子君】 金沢市の説明会の状況をまたこちらの町のほうでも注視していつて、機敏な対応をしていただきたいと思います。よろしく願います。

最後に、教育問題がいろいろ取り上げられて熱心な議論が続いておりますけれども、国民の多くが望まない原発再稼働を進めるために言葉をもてあそぶような政治家や、命よりも経済を重んじる企業家などが、そういったものがばっこする日本である限り、子供だけがしっかりしていいようになかなかないのではないかというふうに思って、大人全てが姿勢を正していく必要を感じております。

傍聴している皆さん、北陸電力の関係者の方にも、ぜひきょう聞かれたことをまた誠意を持って会社でお話ししてほしいと思います。

最後に、町長には、今までどおりぶれずに脱原発のまちづくりを進めていただいようにエールを送り、お願いして、おしまいといたします。

ありがとうございました。

○議長【夷藤満君】 12番、渡辺旺議員。

〔12番 渡辺旺君 登壇〕

○12番【渡辺旺君】 12番、渡辺でございます。

平成24年第3回内灘町議会定例会に町政一般質問の機会をいただきましたので、あらかじめ通告してあります2点について質問をいたします。質問の形式は全問一括によります。答弁に当たります町長及び関係部課長には、具体的に答弁されるようお願いをいたします。

初めに、八十出町政の2期目の成果と3期目の決意についてお伺いをいたします。

時がたつのも早いもので、平成17年2月に八十出町政がスタートして7年7カ月となります。町長はこの間に、住民参加、情報公開、現場主義を基本姿勢に開かれた町政を目指し、さまざまな施策に取り組みされました。町長及び職員の倫理条例、男女共同参画まちづくり条例の制定、交際費の公開、町長談話室やタウンミーティングの開催、審議会委員の公募制度の導入などによって町民との信頼感を高め、町民との協働を推進しました。また、子育て支援施策や教育環境の整備、生活環境の充実などを進める一方で行財政改革を進め、危機的な財政状況を改善しました。

2期目には、改革から創造へ、暮らしやすきナンバーワンへ、協働で誇りのもてるまちづくりを掲げて町政運営に取り組み、「健康」「教育」「環境」「子育て」「活力」の5つのKを柱に、町民が安心して暮らせるきめ細かなセーフティネットのある町を推進され、また、主なものとしては、義務教育施設耐震化の完了と公共施設耐震化の推進、保育所民設民営化と保育サービスの充実、子どもの権利条例の制定など、公約の多くが実行、実現されていますが、一方で、まちづくり基本条例や企業誘致、中学校の2校化など、実現されていない課題もあります。町民会議の皆さんの答申に基づき議会に上程されながら、否決となったまちづくり基本条例の制定については、再度議論を深めて議会の理解を得ら

れるように努めていただきたいと思います。

東日本大震災を経験し人々の価値観が変わり、防災など安全・安心施策への関心が高まっています。マニフェストで実現されていないものや道半ばであるもの、新しい行政課題も多々あります。

そこで、お尋ねいたします。

来年2月、2期目の任期満了を迎えますが、私は、八十出町政に引き続き町政を担当していただき、新たなまちづくりに奮闘していただきたいと期待をしております。ぜひ3期目の決意表明をしていただきたい。そして2期目の検証と3期目の基本的な方針があればお聞かせいただきたいと思います。

次に、災害時における要援護者の避難についてお伺いいたします。

8月26日、内灘町震災訓練が行われましたが、次のようなことが行われていたかどうか。ひとり暮らしの高齢者の方や、日常生活においては返事を必要とする高齢者世帯の方々や、また孤独死防止など、これらのことが大規模災害が発生した場合、いち早く、どこに誰が住んでいるかなどの細やかな情報を持つ地域の人たちがお互いに協力し合うことで被害を最小限に食い止めなければならない。災害時においてそれらの方々を援護、支援をする状況を得る。また、内灘町地域福祉活動計画住民座談会、いわゆるこれでございます。これには「避難場所へのルートがわからない」、また「家族に災害時救助希望要援護者台帳に登録している者が、訓練のときに声がかかったことがない。本当に助けてもらえるのか心配である」ということがこれに載っております。

2008年（平成20年）に国が打ち出した自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プランに基づき、要援護者の避難計画を市町村ごとにつくるよう働きかけているということを出しています。これについて、内灘町がつくった内灘町災害時要援護者支援プラン

は2009年（平成21年）につくっている。国の1年後になるわけですが、それが国の言うとおりになっているのか。そのためには、災害時に自力で避難が難しい高齢者の方々のために全員の日ごろ訓練が必要です。今、内灘町ではその訓練ができるのかお伺いをいたします。

次に、内灘町災害時要援護者支援プラン、これでございます。この第4章、避難所等における支援体制、災害時要援護者対象者リストについて平成24年7月6日付の報道であったことなのですが、名簿は個別計画を策定するために必要で、名簿のデータを民生委員や町会長、消防団などに提供し、要援護者の安否確認や避難をサポートする人の割り振りを決める。県内では、個別計画まで策定し終えたのは内灘町を含め5市町にとどまっております。

この報道で内灘町も名簿のデータを民生委員や町内会、消防団などに提供しているとなっているのはどうでしょうか。お伺いをいたします。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 渡辺議員の一般質問にお答えしたいと思います。

私からは、町長の2期目の成果と3期目の決意はということにお答えをしたいと思います。

平成17年の2月に町長に就任をし、平成21年の2月に再任を果たし、間もなく2期目の任期も満了を迎えることとなります。この間、議会を初め町民の皆さんの温かいご支援とご協力を賜りながら、私は公約の実現に向けて全力で取り組んでまいりました。本席をおかりしまして、議会並びに町民の皆様の温かいご支援に心からお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

1期目の町長選で私が最大のテーマとして掲げたのは「開かれた町政」であります。町

政と町民の距離を縮め、クリーンで開かれた町政を目指し、情報公開や住民の皆さんに積極的に町政に参加していただく仕組みづくりから始めました。

2期目には「暮らしやすさナンバーワンへ…協働で誇りのもてるまちづくり」を掲げ、町民の皆様によりご支持を賜りました。町民の皆様とお約束をいたしました公約につきましては、その実現に向けて鋭意取り組み、議会と町民の皆様のご理解、ご支援によって多くの施策を実現することができました。特に子育てや教育環境につきましては県下に誇れる町であると思っております。詳細はマニフェストに沿って検証し、改めてお示しをしたいと思っております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、道半ばのものや実現できていないのもございます。

中学校2校化につきましては、旧校舎の耐震大規模改修を優先し、今後、生徒数の推移を見ながら引き続き2校化のための義務教育施設整備基金の充実に努めてまいります。さらに、まちづくり基本条例につきましては、再度時間をかけまして議論をし皆様の理解を得られるよう努めたいと思っております。また、東日本大震災を経験し、町民の安全・安心を何よりも優先すべきと考えています。町財政も危機的状況から回避はいたしました。改革は道半ばでこれからが正念場でございます。さらに、超高齢化社会を迎え、新たな行政課題も山積をしております。

今こそ町民生活を守り、町民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを構築していく極めて大切なときであります。このようなときに町民の皆様のご支持が得られるならば、引き続き町政を担当させていただき、全力で町政運営に奮闘する覚悟であります。

ただし、私は町長の多選には反対であり、これまでも町長任期は3期までと考えてまいりました。よって、次の3期を決意する当たっては私の町政総仕上げの任期と位置づけて、

2期目の「暮らしやすさナンバーワンへ…協働で誇りのもてるまちづくり」をさらに推し進め、「町民が幸せを実感できるまち」の実現に全身全霊をかけて奮闘する決意であります。

その思いについて述べさせていただきます。

昨年の東日本大震災は日本人に大きな衝撃と不安を与えました。特に日常生活が一瞬のうちに暗転する姿を目の当たりにした心理的衝撃と不安によりまして、幸せとは何かという価値観や人生観が大きく変わった人がたくさんいます。また、こうした中で人と人とのきずなや連帯感の重要性が再認識されております。

昨年我が国を訪れたブータン国王の心温まる言葉の数々に私は大きな感動を覚えました。ブータン王国は、国民の心理的幸福を指標とする「国民総幸福量」を重視する国であります。ブータン国民の95%が幸せと感じています。ブータンの国民は何を重視しているのか。それは、お金やものではなく、身近な人間関係を大切に深い信頼関係を築くこと。いわば地域が一つの家族のように支え合っているそうであります。日本とブータンとでは幸せの指標が違って当然であります。共感することや学ぶべき多くの考え方や施策があります。私も町民生活を守る責任者として、町民の誰もが幸せと感じてもらえるまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

ことは、町制施行50周年、内灘闘争60周年の輝かしい節目の年であります。議会の皆様、町民の皆様とともにふるさと内灘の未来を見据え、しっかりと将来像を議論をし、ともに知恵を出し合い、力を合わせて新しいまちづくりを進めたいと思っております。

さらに、今取り組み始めました三菱総合研究所との人がいつまでも輝き続けられる新しいまちづくりモデルのプラチナ社会構想や、東京大学大学院との生涯学習をテーマに高齢社会、住民自治、多世代交流など、新たな社

会に対応したまちづくりのあり方を検討し、構築をしまいたいと思います。そして、この内灘町で町民の皆様が安心して年を重ね、生きがいを持って幸せに暮らせる内灘町の実現を目指し、全力を傾注する決意であります。

マニフェストは改めてお示いたしますので、皆様のご支援を賜りますように心からお願いいたしまして、私の答弁にさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長【夷藤満君】 高木和彦総務部長。

〔総務部長 高木和彦君 登壇〕

○総務部長【高木和彦君】 私からは、2つ目のご質問にお答えをいたします。

2つ目のご質問は、災害時における要援護者の避難の件であります。

国が平成20年に示した自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プランの中に、地域のきずなでお年寄りや障害を持った方を守る災害時要援護者対策の推進があり、市町村において避難支援プランが策定されるよう促進するとされております。

本町においては、このような国の基本的な考え方を踏まえ、各種関係団体の代表者による内灘町災害時要援護者支援プラン策定委員会を設置し、国の指針に沿った仕組みの支援プランを平成21年2月に策定しております。

議員ご指摘の避難訓練の実施につきましては、現状では、個人情報の開示や本人の意思などを確認できておりませんので全員を対象とした訓練は困難であります。事前にそうした点にご本人の了解を得られるようであれば、了解を得られた方々の訓練については可能かと思われま。

また、本町における要援護者対象者は、65歳以上のひとり暮らしの方、要介護、要支援の認定者並びに重度の身体、療養等の障害者手帳をお持ちの方でおよそ1,700名おいでになり、その名簿は町で一括管理、保管をいたしております。そのうち、災害時に共助を希

望され、自主防災組織などに個人情報を事前にお渡しすることを了解いただいた方は全体の約4割の方々であります。その名簿は、住宅地図とともに、各自主防災組織代表者2名と民生児童委員に限定しお渡しをいたしております。

消防団につきましては、地域住民の安全を守る第一線の活動機関として、災害時につきましては全体にわたった対応をしていただくこととなりますのでお渡しはいたしておりません。

今後とも、地域の皆様による共助の考え方の大切さを伝えるとともに、本町の避難支援体制の仕組みについてさらに検討をしまいたいと考えております。

以上であります。

○議長【夷藤満君】 渡辺議員。

○12番【渡辺旺君】 1番目のやつには、町長は引き続きやりたいということでございますが、道半ばのものがございます。そういうものは検証してもらおうと。そして多選には反対であるということ、これは最初から言われていることでありまして、3期目に向かって集大成のつもりでしっかりと頑張ってください。

次、2番目のことで、今までのことは行政や特定団体のみに任されるものではなく、地域全体として取り組む。そして安全・安心して住みよいまちづくりに、向こう三軒両隣を基本姿勢にして行わねばならない。内灘町以外の4町、4市、先ほど言いました内灘町以外4市ございますが、4市のところでいい方法がありましたらひとつ、後でいいですから教えていただきたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長【夷藤満君】 4番、生田勇人議員。

〔4番 生田勇人君 登壇〕

○4番【生田勇人君】 議席番号4番、生田勇人です。

平成24年第3回定例会におきまして一般質

問の機会を得ましたので、通告内容に従い、一問一答方式にて質問をします。町長初め執行部におかれましては、明快なる答弁をお願いいたします。

今回はどうか、今回もなんですけど、私よく北部地区の質問をしますもんで、北部地区開発全般に関して質問をいたしたいと思います。

サンセットブリッジ架橋の完成と白帆台団地造成工事により北部地区の人口は増加、現在では白帆台保育園が児童増加に伴う増築や小学校建設が取りざたされております。白帆台の人口増加と整備発展、これは団地造成計画当初よりの願いであり、望ましいことだと思っております。

しかし、旧来からあるその他の北部地区の現状はどうか。北部地区住民は、北部開発、そして南北均衡を図る第1ステージとしてこの2つの事業に期待し、汗を流し、一生懸命取り組んできました。それは、その後につながるであろう第2ステージ、第3ステージといった計画が北部全体に広げていってもらえる、その夢があったからであります。北部地区を中心に数々の計画が出ては消え、消えては出ての繰り返しとなっており、数々の変更の中、北部開発第2ステージへの計画性は見られず、新住民は混乱し、停滞する北部開発に旧来からの住民の間には町に対する失望感が漂っております。

まずは、この2つの事業完了は北部開発事業完了ではないことの意識統一と再認識が必要だと思います。

そこでまず、白帆台地区に関して質問をします。

中央の商業施設用地、かつてはブライダル、人工透析施設や、近年はプローポーザル事業による食品や日用雑貨店舗の計画が浮かんで消えていきましたが、今現在、商業誘致の進捗状況はどうなっているのか。商業誘致折衝はしているのかをまずお聞きいたします。

○議長【夷藤満君】 山田吉弘都市整備部担当部長。

〔都市整備部担当部長 山田吉弘君 登壇〕

○都市整備部担当部長【山田吉弘君】 商業誘致の進捗状況についてお答えいたします。

昨年より、地元食品スーパーを中心にいたしまして積極的に交渉を続けております。また、本年3月には、誘致するための優遇措置として内灘町白帆台地区商業施設誘致促進条例も制定いたしております。

しかしながら、現在誘致に至っていない状況でありまして、引き続き誘致交渉を続けてまいりたいと考えております。

○議長【夷藤満君】 生田議員。

○4番【生田勇人君】 引き続き誘致に当たっているということですが、今までも計画が何個かあったわけですが、それが実現することなく、今、セブーンイレブンというコンビニエンスストアが一つあるだけでございますが、日用雑貨とか食品というものがやっぱり住民の願いやと思っておるわけなんですけど、今まで誘致するに当たってなかなか進まなかったということで、誘致するには何が必要な条件だと町のほうでは捉えているのか、教えていただきたいと思えます。

○議長【夷藤満君】 山田都市整備部担当部長。

〔都市整備部担当部長 山田吉弘君 登壇〕

○都市整備部担当部長【山田吉弘君】 事業者との誘致交渉に当たりましては、地代、税の減免、売上保証など、いろいろな要望を聞きながら行っております。

進出できない理由につきましては各事業者でいろいろとございますが、基本的には商圏人口が少なく売上高が見込めないというのが原因です。さらなる白帆台の人口増加策が必要であると考えております。

○議長【夷藤満君】 生田議員。

○4番【生田勇人君】 商圏人口、これは今1,050区画の団地の中で400少し強が団地が住

宅地として埋まっているという考えで、残り半分ぐらい。これ埋まるには、今のところ1年に100棟ぐらい、町の施策もあってふえておると思うんですけど、そういった場合にやっぱりうまくいって五、六年ぐらいでこの団地は、本当にうまくいけば埋まるんじゃないかと。

でもその埋まる以前に、今までそういった形で人口だけ、商圏に人口が少ないというのが一番なんですけど、私はほかの理由で、一つはインフラ整備、道路網の整備ですわね。そういうものがやっぱり大切やと思います。

今までのそういった失敗というか、誘致ができなかったという過去の事業提案の反省とか原因の究明がおろそかになっているのではないか。発案と方法論、そして説明責任と合意実行のプロセスがディベロッパーやコンサルタントなど他人任せにはなっていないのかという声を、そう感じるという町民の声も多く聞きますが、行政サイドは今まで誘致できなかった総括とかそういったものを、真剣にそういうふうなものに取り組んでいるのかお聞きしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 山田都市整備部担当部長。

〔都市整備部担当部長 山田吉弘君 登壇〕

○都市整備部担当部長【山田吉弘君】 誘致関係の動きが見えなくてどういうふうな考え方でやっておるかというような質問だと思うんですけども、今、現状では委託業者に任せたりするのじゃなくて、直接私のほうで地元のスーパーを中心に行っております。

その際に、なぜ出られないかということの質問とかしたり、その原因について向こうの業者の情報とかを確認した結果、今このように商圏人口が基本的に少ないというお答えをしたところです。

今いろいろな業者と交渉しておるんですけども、その業者の中では、今現状は出られないけれども今後まだ交渉は続けていくとい

う話もございますので、今人口が当然毎年90から100ほどふえているところでございますので、毎年毎年その状況に合わせて、その業者とは引き続き交渉を続けていきたいというふうに考えております。

○議長【夷藤満君】 生田議員。

○4番【生田勇人君】 続きまして、自然エネルギー事業、メガソーラーについてお聞きしたいと思います。

太陽光発電については、福島原発事故を機に自然エネルギーへの機運が高まり、政府も推進するというところでキロワット当たり42円を買い取り価格と決定し、日本全国でたくさんの企業がこの政府決定をビジネスとして捉え参入しております。

いずれにせよ、安心・安全なエネルギーの普及拡大には多いに賛同するものでありますが、現在町が町有地である山林を貸すこととして進めている台湾企業との大規模太陽光発電（メガソーラー）事業について、その位置ですが、ここは以前アウトレットモールの計画地として都市計画マスタープラン案において、かつて商業用地と位置づけがあった場所であります。

そのアウトレットモール、前回か前々回でしたか、一般質問でまだこの事業は生きているという答弁がございました。そんな大事な位置にメガソーラーを持ってきて、この生きていると言ったアウトレットモールは現在どの位置で計画しているのか、構想があるのかをお聞きしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 山田都市整備部担当部長。

〔都市整備部担当部長 山田吉弘君 登壇〕

○都市整備部担当部長【山田吉弘君】 アウトレットモールの計画位置についてお答えいたします。

現在、平成10年度に策定いたしました都市計画マスタープランの土地利用計画について見直しを行っております。平成22年6月11日

の環境開発対策特別委員会では、土地利用計画に白帆台以北にアウトレット等を誘致する商業用地を表示しておりました。その後再度見直しを行いまして、平成23年6月15日の議会全員協議会では、白帆台以北の商業用地については土地利用計画に位置を定めず、市街地の整備方針の中で内灘町全域を対象として「賑わいを創出する魅力的な新市街地」として表現することに変更すると説明いたしております。

したがいまして、アウトレットについて話が進捗した段階で、その位置について検討することとなるものでございます。

○議長【夷藤満君】 生田議員。

○4番【生田勇人君】 今現在、このメガソーラーが白帆台のすぐ横ということで、この位置で進めて計画しておられるということは報告も受けておりますし、わかるんですけども、平成21年に将来土地利用の考え方として北部開発促進協議会に提出された資料を見てもここは防風・砂防林保全エリアとなっております。保安林には指定されていないものの、100メートル防風林の通称で農地や家屋を昔から風や砂から守ってきた大切な防風林でもあります。

自然環境を破壊しての自然エネルギー事業というのも少し違和感を感じておるわけですが、この大切な畑や家屋を守ってきたという代替施設は現在どのように考えておられるのかお聞きいたします。

○議長【夷藤満君】 山田都市整備部担当部長。

〔都市整備部担当部長 山田吉弘君 登壇〕

○都市整備部担当部長【山田吉弘君】 メガソーラーを計画するに当たりまして、当然防風林ということで、私のほうも検討するに当たりまして自然の環境を破壊するのではないかと心配もしておりました。

しかしながら、今現在、自然エネルギー、再生エネルギーの推進ということは国等の大

きな目標になっております。そのため、林地開発等、そういうところでの計画も可能になったというわけでございます。

メガソーラーの計画高は現在46メートルを予定しております。これは白帆台地区よりも5メートル程度高くなっているものですし、メガソーラーを整備するに当たりまして、林地開発の基準に沿った造成緑地の整備及び2メートルの防護柵の設置により対応したいというふうに考えております。

○議長【夷藤満君】 生田議員。

○4番【生田勇人君】 造成緑地や防護柵で対応がとれるということでございましたので、これについてはほんでわかりました。

次に、町有地を貸し出すならば、さきにも述べた多くの国内企業がこの太陽光事業に参入がある中、その参入が多いと、みんなやっぱりそこに参入したがっておるということは、それだけ利益を生み出すことがまず第一に見てとれるんじゃないかと思えます。

内灘町にとって固定資産税や事業税、地代収入がメリットというのであれば、独自でこの同規模の施設を整備した場合に売電収入や、20年という借地期間でありますから20年収支のメリットと比較検討をされたのかどうか。単独事業、または住民出資での事業を計画する自治体も出てきております。町では町有地を使うのならそういう考えはなかったのか、お聞きしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 山田都市整備部担当部長。

〔都市整備部担当部長 山田吉弘君 登壇〕

○都市整備部担当部長【山田吉弘君】 この事業を町主体で行うには土地の整備費やパネル設置費など、初年度に多額の事業費が必要となります。町の現在の財政状況では、これらの費用を単独で捻出するのは難しいと考えます。

また、再生可能エネルギーの買い取り価格が決定いたしましたのは平成24年の7月であ

り、この買い取り価格の事業を行うのであれば平成24年度中に北陸電力との契約をしなければならぬという時間的な制約もございます。また、事業者からの町への提案の中で地代や税を考慮すれば町に対してのメリットが大きいため、費用面、事業のスピード面もあわせて検討した結果、今年度はこの事業については民間でやるべきというふうに判断いたしました。

したがいまして、町単独事業での事業費は試算しておりませんが、一般的に言えば、民間が今回提案しました事業費と同程度もしくはそれ以上に必要になるものと考えます。

なお、今回のメガソーラー事業が成功した場合には、来年度以降、再生可能エネルギーの固定買取制度を活用した事業を町主体や住民出資で実施できるかの検討は可能かというふうに考えております。

○議長【夷藤満君】 生田議員。

○4番【生田勇人君】 また、今のは当初より1企業と交渉して合意を交わしたわけですが、町有地というやっぱり観点からしたら、時間的なものもあると思うんですけど、公募が当たり前と考えるんです。なぜ公募しなかったと言ったら、今言われたんで、時間的な問題やらそんなものがあるって聞いておったんですけど、国内企業では、例えば新築住宅の屋根を、1軒の屋根を貸してくださいと言ってまでという事業を展開しておるんです。

公募すれば、やっぱり町としても透明性があって、町にとっても地代や何やらでよりよい条件で事業を進めれたと思うんですけど、これについて少し考えをお聞きしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 山田都市整備部担当部長。

〔都市整備部担当部長 山田吉弘君 登壇〕

○都市整備部担当部長【山田吉弘君】 まず、なぜ公募しなかったのかということですから

ども、町には現在、企業を誘致できる町有地というのは白帆台の商業施設用地しかございません。町として誘致する土地に対し公募することは必要であるというふうに考えますが、今回の場合は、民間の事業者が町有山林を活用して事業者が整備する提案を行ったものであります。町としては企業誘致の一環というふうに捉え、計画の概要については、その関係につきまして、3月からその都度議会に報告しながら説明を進めてまいったものでございます。

また、今年度の再生可能エネルギーの固定買取制度の活用の場合は、先ほども言いましたように時間的な制約があり、もし公募を実施する場合は平成24年度中の事業化はできないと思います。先ほど言いましたように、来年度以降についてはそういう検討はできるというふうには考えております。

○議長【夷藤満君】 生田議員。

○4番【生田勇人君】 今私が何件か申し上げた、聞きました点は、メガソーラー事業の疑問点ということで近隣住民から私のもとに寄せられておる疑問点のごく一部なわけでありまして。そのほかに、北部地区がメガソーラーによって分断されて以北のほうに開発が進んで行かないんじゃないかなどの多くの不安の声が上がっておる現状であります。

隣地地権者には説明会を実施したということは伺っておるんですけども、しかしながら、企業誘致という観点というのはわかりませんが、やはり町民の不安というか、町民から後ろ指を指されないような町政運営を望むものとして、この疑問や不安に答えるべく近隣住民や地元を交えた説明会の開催が必要であると強く求めるものであります。ここの考えをお聞かせください。

○議長【夷藤満君】 山田都市整備部担当部長。

〔都市整備部担当部長 山田吉弘君 登壇〕

○都市整備部担当部長【山田吉弘君】 事業

者による報道発表が7月に行われまして、現在、各種手続を行っているところです。全てが確定した段階で、このメガソーラーの計画につきましては広報等で住民の皆様には周知したいと思っていますし、北部開発促進協議会につきましては、この事業をやるときに、議会からもそこにはきちっと話をしておくよという指摘もございました。そのため、5月2日に役員会のほうで説明した関係もでございます。ですから北部開発促進協議会から要望があれば、私どもも出向きまして説明会をいたしたいと思っております。

○議長【夷藤満君】 生田議員。

○4番【生田勇人君】 北部開発促進協議会のその5月2日の役員会に私も出席したんですけど、その場でも役員会ということで五、六人ですか、そういった形でおったんですけど、やっぱり相手がありきということで、その後に行った総会にはかけなかったということでやっぱり説明不足というものが指摘されております。

今、北部促進協議会には、要望があれば説明に行くということなんですけど、私やっぱり思うところとして、あくまで近隣住民の説明会は周知したということで行わないということで今言われたんですけど、私のほうでそういう判断をしてもよろしいですかね。

○議長【夷藤満君】 山田都市整備部担当部長。

〔都市整備部担当部長 山田吉弘君 登壇〕

○都市整備部担当部長【山田吉弘君】 今ほど言いましたとおり、地元というのは、今回の事業につきましては公共事業でもございませぬし、付近の住民の方とは境界を出すときの際に説明を、その日来られた方には私どもも参加して話をしながら進めていったところでございます。

それで、ただ、北部開発促進協議会、北部の開発に関してこの場所についてどうかという検討は必要ですので、その際に説明はきち

っとしなければいけないということで北部開発促進協議会を対象に説明会をしたいということで、仮に地元でいろいろなところから要望があれば、宮坂地区、西荒屋地区、これは向栗崎地区と同じようなこととなりますので、そこら辺の説明につきましては広報等で十分に周知したいと、そういう意味でございますので北部開発促進協議会を対象に行いたいということでございます。

○議長【夷藤満君】 生田議員。

○4番【生田勇人君】 それでは、次に移ります。

現在、能登有料道路の無料化は決定の事実でございます。

白帆台インターは住民の賛否両論もあり今凍結状態ではありますが、この有料道路が無料になるとその経済効果ははかり知れない。北部地区にも数カ所のインターが必要であると私はもともと考えております。しかし、今言いました事情により現在は見合わせるという考えならば、まずは幹線道路の整備促進が重要ではないかというふうに考えます。

今定例会にも町道幹8号宮坂西荒屋線の改良が提案されております。これは道路舗装の更新のみと聞いております。予算は4,100万円ということで。

私は一般質問で、議員になって当初よりこの区間とあわせ、連絡する県道西荒屋高松線の拡幅、高低差の解消、直線化をかほく市との重要なアクセス道路としての観点から訴えてまいりました。

町道幹8号の県道昇格も含めて、現在、この町道舗装更新区間、この崖側は西荒屋地区土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域として石川県より指定を受けたところでございます。この指定を受ける以前より安定勾配の不足ということで危険が懸念されており、今般指定されたことにより、のり尻の住民に危険が認知され不安が広がっております。

あすまたこの質問を専門的にされる議員の

方もおいでますので深くは申しませんが、なぜ以前より何度となく何人もの議員が質問をしてきたにもかかわらず、ここへ来て老朽化の舗装改良のみなのか。

崖地への不安、家を建てかえたくても強固な擁壁や外壁にしなければ建てかえできずによそへ移っていかれる住民も出てきていると伺いました。ほとんどの北部地区の崖地がこの危険区域に指定されており、この問題解決に乗り出さなければ、旧来からある地区の人口の減少に拍車がかかるのではないかと、そう思うところでございます。

舗装更新は社会資本整備交付金をもって行われるため、工事完了後3年間は改良に着手できないこととなっているようであります。地元の希望は、のり尻に物すごく高い擁壁設置より安定勾配の確保だということも伺っております。その安定勾配を確保するとき、この町道幹8号は必ずずらさなければならず、拡幅、高低差の解消、直線化も求められてくるはずであります。

なぜ指定された時点で地元と協議し、町道幹8号線を含めた危険崖地の改良に着手せず、今舗装の更新だけなのか。あわせて、今後この問題に対してどのような対策、方針を持っているのかをお聞きしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 長丸一平都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 今ほどの質問にお答えします。

町道幹8号宮坂西荒屋線は、かほく市と内灘町を結ぶ地域間連絡道路として、朝夕の通勤時には多くの通過交通がある道路でございます。

これまで部分補修で応急処置を行ってきたわけですが、長年の経年劣化により舗装クラックも無数に入り幹線道路としてこのままでは管理できないと判断し、今9月議会で補正をお願いするものでございます。

町としても次の3つの検討を行い、実施に

踏み切った次第でございます。

1点目としまして、県道昇格要望を出していることとの関係につきましては、来年度から能登有料道路が無料化されることに伴い交通量の推移を見守った上で、今後も県道昇格につきましては要望を続けていきたい。

2点目として、崖地の土砂災害特別警戒区域対策工事としては待ち受け擁壁工事が最も安価であると思われることから、事業化された場合でも今回工事には影響されないということが2点目です。

3点目、北部地区の開発計画の中で道路の振りかえ計画があった場合でも、計画から実施までは相当の年月を要すること。

以上のことから、道路管理者としまして今回舗装打ちかえ更新をお願いするものでございます。

それから、今後の計画、考えがあれば示してほしいということでございますけど、この道路に隣接します西荒屋地区の土砂災害特別警戒区域の検討につきましては、事業化していく場合、地元区会、地権者、石川県など関係者と調整協議が必要であります。今後、住民の方々の安心・安全のために関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長【夷藤満君】 生田議員。

○4番【生田勇人君】 どうもありがとうございます。

今、1、2、3番ということで答弁いただいたんですけど、まずこの県道昇格、交通量の推移を見てというのは、やはり今から能登有料道路が無料化になってここは何もせんかったら交通量が減るがに決まっておると思うんですよ。それをやっぱりこの道路を整備してアクセス道路としてかほく市からの流れを呼び込んでこない、先ほど言いました白帆台の商業地に関しましてもそういったもので内灘町が伸びてこない、そういうふうには感じます。

この2番の崖地の、今一番安価なのがこの

擁壁やという点でありますけど、やはり地元の意見もよく聞いて、地元は擁壁じゃなくて安定勾配をとってほしいという声も私さっき言いましたけど、聞いておるんで、そこら辺の考えもやっぱり示していただきたい。

3番目、道路の振りかえに長い時間がかかるというのは、こういう計画を、今やっぱり地元の人たちもあと1年、2年でうち建てかえするかとかそういう将来的計画を持っておる方も中にはおいでと思うんです。その方たちの計画もあるでしょうから、一刻も早くこういったものに関しては地元で説明会、さっきから説明会、説明会ばかりですけど、説明会というものを開いて住民の将来計画に合わせた計画をつくっていかないとだめだと思いますんで、またひとつよろしく願います。

次も道路関係でお聞きしたいと思います。

北部地区に消防署が白帆台の隣の、地番は宮坂地区になるんですか、そこへ移転されるわけでございますけれども、やっぱり住民の生命、財産、そして安心・安全のためには、ここに消防署が移転されても1分1秒でも速く現場にたどり着くのが使命だと認識しております。

ご存じのように、宮坂北線は白帆台団地造成の中で都市計画決定を受けた道路ですが、いまだに未整備となっており、その整備がいつになるかわからないとも言われております。北線整備により住民の生命、財産を守る効果は図り得ないほど重要であるものと考えております。

この宮坂北線、そして宮坂17号線の西荒屋延伸あわせてどう考えているのか。団地造成時、図面には北線のちゃんとした図面があったわけなんですけど、今はやっぱり住民の皆さんからは「わしら生きておるうちに整備されっかな」とか「何十年後になるかわからんな」とか、そういう声も聞こえてきておりますので、これまでの、今は進捗が見られない

んですけど、整備計画や進捗、進展する方向性はないのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 長丸都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 宮坂南線につきましては、平成20年7月に白帆台地区と宮坂地区を結ぶ連絡道路として供用開始し、利用が図られておる状態であります。

宮坂北線につきましては、白帆台地区の定住促進の状況や当該道路と隣接します幹8号宮坂西荒屋線及び幹12号宮坂南線の交通利用状況の推移を踏まえますと、いましばらく事業化については検討してまいりたいと考えております。

また、宮坂17号線の延伸についてでございますけど、道路用地の寄附採納が前提で、この道路はございます。地権者の同意が得られ道路用地が確保できれば事業化したいと考えております。

いずれにしましても、道路整備事業におきましては地元地区や地権者の同意、協力がなければ事業化は難しいものであります。事業整備に当たりましては、関係各位のご協力をよろしく願いたいと思います。

○議長【夷藤満君】 生田議員。

○4番【生田勇人君】 何というか、なかなか納得いくような答弁でもないんですけど、これが進捗して行ってほしいという願いもありますし、やっぱり住民の生命、財産を守る観点から一刻も早く整備されることを望んでおります。

まだまだ北部地区全般に関して質問したいことはたくさんあるんですが、しかし根本は、先ほども冒頭でも言いましたサンセットブリッジや白帆台完成後、全く北部地区へのビジョンや計画性が見られないということであり、今年度制定される都市計画マスタープランも、ややもすればこれまでどおり計画性のないものに仕上がるのではないかと危惧するところ

であります。

市街化調整を外し税収を上げるだとか、コンパクトタウン推進のためにこれ以上の人口増加は必要なく、現在の規模でやっていくのが一番いいのではないかとの声も聞こえます。

しかしながら、こんなことで近隣自治体との厳しい地域間競争に勝ち残っていけるのか。現在、北部地区に限らず、内灘町にもともとあった地域の人口減少が問題となっておりますが、これまでの計画性のなさは、旧来からある地域において人口減少により活力、伝統文化を失う害そのものとなっております。私は感じます。

市街化調整を外し税収を上げる、それは町が生き残っていく上でいずれは避けては通れないことかもしれません。そのためには市街化計画図などきちっとしたインフラ整備や土地利用計画を住民の声をよく聞き、時系列で示し、活力を与えるような計画を、短期的視野とかそのときそのときの目先の対処ではなく、たとえ時の町長がどなたであろうと、北部地区に活力を与え、北部住民がこれまで期待してきた第2ステージ、第3ステージへと中長期的に着実に進む基本計画が必要であると感じております。

それが今後の町全体の活力、発展につながると信じている一人として、また近年の北部地区に対する計画性のなさに混乱した住民として私のほうから質問しますので、町長の考えをお聞かせください。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 生田議員の質問にお答えしたいと思います。

冒頭からお話があって締めにもお話がありましたけど、北部地区における町の大型事業ということで内灘大橋があって、そして白帆台団地というものが生まれたと。これで終わったんでないということをおっしゃいましたけど、その気持ちは私も一緒だと思うんで

す。私も何遍も宮坂のタウンミーティングに行ったり諸集會も出たりしてきたけれども、そこには私たちはこれから北部の時代やということも言ってまいりました。

そしてその宮坂の当面する開発行為についてそのお力添えをしてきたつもりですけども、しかしながら、そのことが全体として、北部地区がこれから北部地区やというふうになっているかどうかといえ、残念ですけどもそうならないという、そんな意味では我々に対しての批判というのは当然だというふうに思うんです。だからこそ、私はその弱点をしっかりと見詰めてこれまでの中身を総括して、新たな北部開発に向けた取り組みを考えないかんというふうに思っているんですが。

これまでも、先ほども申されましたけれども、出ては消え、消えては出るという話で幾多となくいろんな企業誘致や、そしていろんな開発行為についてお願いをしてきました。話はあるんですが、最終的にはやっぱり話がまとまらないということが随分あって、今ほどのご批判につながるんだろうと思うんですけど、そんな意味ではちょうどこのときの経済環境の問題やら、今までも答えたように経済的な環境がなかなか難しいという、そんな状況、そして商圈が限られているという、その中でやっぱり厳しい取り組みを強いられているのかな、こんなふうに思っているわけがありますし。

白帆台について言えば、一日も早く、せめて半分にしようということで、さっきも言いましたけど、定住奨励金も来年まで延ばしましたが、もう少し延ばさんなんというときが来るかと思うんですが、そんな思いも込めてやらないかんというふうに思っていますし、保育園を増設をし、そして小学校も今頑張って建設をしようと、それが定住の一つの目玉になればというふうに思っているところでございます。

その意味で、メガソーラーはある意味でそのきっかけかなと。単体で見て、それがというふうに思うかもしれませんが、そのことが一つその扉を開くという、そんなことになってもらえばいいかなと思っているんです。

3・11の大災害がありました。そして南海トラフの話があって、今太平洋側にある企業の本社機能を日本海側に移そうという、その動きが随分出てきました。新聞報道でもそんな話が出るわけですね。そんな人たちに可能性を与える土地というのは我々のところはないのかということをもう一遍やっぱり我々が点検しなかったらいかなというふうに思っているんですね。

それとか、金沢港の荷物のコンテナの量からしたら日本の港では2番目だというふうに、それくらいと伸びてきました。それは、それを起爆剤にした形でそれを利用する、金沢港を利用して外国へ貿易をするという会社も出てくるんじゃないかという、そんな町の将来的にも、我々にも望みがあるような話もあるというふうに思っています。だけどそれはお互いにそんな気持ちを一つにしなかったらだめなわけですから、ぜひここは生田議員にその地元の議員として先頭になって頑張ってもらってほしいというふうに思うんですね。

先般、北部開発促進協議会の中で、西荒屋地区から開発促進事項の一つの意見ということで出された資料を私見させてもらいました。今言われた話が幾つか出ているんですけど、このように西荒屋としてはこんなことを北部開発で考えているんだと、同じように宮坂地区ではこんなことを考えているんだと、そして室地区ではこんなことを考えているんだと、白帆台ではこんなことを考えているんだと、そんなことをトータルにお互いにまとめ合せて、町ももちろんその中へ入って、そして将来の北部についてはこんな開発計画を持っていこうやないかということで決められればいいなど、そんな思いでいっぱいなんであり

ます。

ぜひとも、厳しい状況ではありますが、お互いに知恵を出し合って北部がきらりと光るように頑張りたいと、こんなことを、決意みたいになったんですが、申し上げて答弁にしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 生田議員。

○4番【生田勇人君】 今、町長からの決意のようなお言葉もございましたけど、今、北部地区に限らず、町というのはそんなお金もないんでしょうけど、やっぱり鶏が先か卵が先かというんで、企業が来たいときにその場所が整備されてなかったら時は金なりみたいもんで、すぐにできんかったら銀行も手引いてぱっと企業もどこか行ってしまうような、今からそんな整備しておいたら遅いという、そういう形の時代で、やっぱり石川県とかにも各自治体が工業団地やら商業団地をつくってそれを県なりに登録して石川県に進出してきたい企業に対してアピールするという、そういう施策が各自治体でとられているところも結構ありました。私ちょっと見にいったときもあるんですけど。

そういったことをやっぱり今後、場当たり的じゃなくてきちっとした中長期的な計画を持ってやってほしいし、今町長も言われました北部開発促進協議会というものが今やっとな夢と希望を持って各地区の計画を持って集まり出したもんで、それで私どもも少しでも夢と希望を持った計画づくりのお手伝いをしたいなと思って頑張っていこうかなと思っていますので、またひとつ北部開発について今言われた全般的なことを受けとめていただいてほしいなと思っています。

私の質問は以上で終わります。

○議長【夷藤満君】 10番、清水文雄議員。

〔10番 清水文雄君 登壇〕

○10番【清水文雄君】 社民クラブの清水でございます。

今ほど渡辺議員の質問に町長から3期目に

向かって邁進するという決意表明がございました。ぜひとも公約の実現に向けて、まちづくりに向けて力強い改革奮闘をお願いをしたいというふうに思います。大きな期待をいたしております。

私のほうから通告に従いまして質問をさせていただくわけですが、その前に、先ほど水口議員のほうからもお話がございました、私たちが住むこの石川県志賀町にある志賀原子力発電所、その北陸電力が、私ども社民党の国会議員視察調査団の受け入れの拒否をしたということが、皆さんもご存じのとおりマスコミ等で明らかになっております。

問題なのはその理由であります。原子力推進の立場のみ受け入れるということが、その拒否をした理由になっているわけですが、これは、皆さんもご存じのとおり、原子力基本法の三大原則、いわゆる自主、民主、公開、この原則を大きく逸脱している。その精神に反するものである。公党が、ましてや国会議員の調査活動をそんな理由によって阻害をするということは私は許されない、そんなふうに思うわけですが。

この内灘町の八十出町長も脱原発の明言をされているわけですが、町長は前視察に行かれたということですが、今行ったら受け入れられないということなんです。私はそんなことが許されていいのか、まず大きく抗議をして、そういう事実を皆さん冷静に見ていただきたい、そんなふうに思うわけですが。

そんなことを申し上げ、まず1点目の脱原発、自然エネルギー社会へのまちづくりについてお尋ねをいたします。

まず、今ほど生田議員のほうからもございましたメガソーラー事業についてお尋ねをいたします。

昨年の3・11東日本大震災と東京電力福島第一原発事故によって国民の意識というのは本当に大きく変わったなど、そして原子力発

電に対する見方というのが、あるいは考え方というのが変わってきているのが現実でございます。「原発はもう要らない。危険な原発に頼る生活よりも命を大切にしたい。将来を担う子供たちのためにも原発のない安全・安心の社会を引き継いでいきたい」、そんな声が大きくなっているわけですが、原発ゼロの脱原発・自然エネルギー社会の実現へというふうに国民の意識が変わっていることはご存じのとおりでございます。

それは数字でも明らかでございます、例えば政府が募集した「エネルギー・環境に関する選択肢」パブリックコメント、これについては、2030年までのエネルギー源構成で「原発ゼロ」、そして「原発15%」あるいは「原発25%」のうちどれかを選べということでパブリックコメントを求めておりました。「即時」も含めた「原発ゼロ」というのが9割にも達しているわけですが、また、将来のエネルギー政策について意見を聞く政府の意見聴取会では、出席希望者の7割が2030年の原発比率ゼロに対する発言を選択し、また討論型世論調査でも「原発ゼロ」を多数の人が選択をしているということでございます。

こうした国全体の動きの中で、町として脱原発・自然エネルギー社会へ向けたまちづくりを推進する町長の選択というのは本当にすばらしいことですが、極めて現在の時代にマッチをしている、そういうことですが。

8月10日に開催をした町議会の環境開発対策特別委員会、これでこれまで総務産業建設常任委員会で議論がされてきたメガソーラーの建設事業、これが具体的に示されました。このメガソーラー事業は、「エコタウンうちなだ」というまちづくりから見ても、町民のこの計画に対する期待というのは大きいものがあるのではないかなというふうに思っております。

先ほどもございましたけれども、この計画

の進捗の状況と、この事業に対する町の実現への決意をまずお聞きをいたしたいと思えます。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 清水議員からの質問でありました脱原発・自然エネルギー社会へのまちづくりについてというご質問でございます。

今回のメガソーラー事業におきましては、平成24年の7月1日からスタートをいたしました再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用したものであり、民間事業者が町有林を整備し発電事業を行うものであります。この制度は、太陽光、風力、水力、さらには地熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーを社会全体で普及拡大させていくことが目的となっているところでございます。

石川県も再生可能エネルギーを推進しております。内灘町におきましても、内灘町地域新エネルギー・省エネルギービジョンを策定をいたしまして再生可能エネルギーの普及に努めているところでございます。このような国、県の方針に基づく事業を内灘町内において民間主体で実施をされ、またその規模についても約2メガと北陸最大級であることなどを考えますと、エコタウンを推進する町として大きなメリットがある事業だと考えているところでございます。

現在、事業実施に向け各種法手続を行っているところでございまして、町といたしましても事業実現に向け最大限の努力をしていく所存であります。ぜひ町挙げての取り組みとするために議会の皆様のしっかりとしたご支援をお願いしたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 先ほどからございましたけれども、このメガソーラー事業、ある

意味では民間がやって町の地面を借りるということでございまして、そういう意味ではそういう税金も期待をできるわけでございます。町民の期待もありますし、先日開かれまして環境開発特別委員会でも議論をされて、議会としてもおおむね推進をしていくということが確認をされているわけでございます。ぜひともきちっと成功を、民間企業が来て実施がされるよう努力をお願いをしていきたいというふうに思います。

2つ目には、再生可能エネルギー活用の計画というのがほかにはないのかということをお聞きをしたいと思います。

福岡県、九州大学応用力学研究所では、レンズ風車を使った洋上浮体式複合発電ファームの開発というのが現在行われていまして、こういう風車の周りにレンズをつけて性能を、効力を上げるというものでございます。

6月27日に議会の文教福祉常任委員会で視察に行かせていただきました。研究所では、所長の大屋裕二教授・工学博士から、この開発に当たって、広大な日本の水域を利用した浮体式複合発電ファームの実現に向けた新型高出力レンズ風車を含んだ新エネルギー開発について、講義といたしますか、お話を伺ってまいりました。

わかりやすく言いますと、洋上に設けた浮体に、風力、太陽光、潮力、波力、そして浮いている浮体を固定するアンカーケーブルに働く張力という、こうした6つのエネルギー源を利用した複合的な発電システムを備えたファームでございます。そういう意味では、よく洋上風力なんかは漁業との関係も言われているんですけども、漁場の開発にもなっていくということでございまして、以前、内灘町にも洋上風力発電の話がございましたし、あるいは河北潟地区のほうで風力の発電計画が示されておりました。

その後、これらの計画はどのようになっているのか。メガソーラーのほかにそういった

話がないのか、計画はないのかお聞きをいたします。

○議長【夷藤満君】 八十出町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 清水議員の脱原発・自然エネルギー社会へのまちづくりという意味で提案がありました。

まず最初に、町でどのような形で今取り組もうとしているのかということについて申し上げたいと思いますが、内灘町では、先ほども述べましたように、平成21年度に地域新エネルギー・省エネルギービジョンを策定いたしまして、その中で2020年度までに導入する新エネルギーの目標を掲げているところです。

その導入目標は、2008年度の町のエネルギー需要量に対して4.4%にするということでありまして、この目標に向けまして、町では太陽光発電システムだけではなく、小形の風力発電や太陽熱利用システムなど、エコエネルギーシステム全般に補助を拡充をしながら対応しているところでございます。また、小中学校や道の駅など公共施設に太陽光発電設備を設置するなど、地球温暖化防止の観点も踏まえて積極的に新エネルギーの導入に取り組んでいるところでございます。

議員ご提案のさらなる自然エネルギーの導入につきましても、民間活力の利用も視野に入れて、また、国の新成長戦略に示されたグリーン・イノベーション、いわゆる環境エネルギー分野の革新がもたらす新しい技術開発の動向を見据えながら今後検討してまいりたいというふうに思っているところでございますが、今ほど清水議員から先般の文教福祉常任委員会の視察の話をおっしゃいました。あわせて、最近の新聞紙上でもありますが、長崎五島列島のかぼしま樫島沖に浮体式洋上風力発電が、これは2メガなんですかね、そんなことも今試験中だという話も聞きました。そんなことを思ったら、ますますいろんな自然エネルギー、再生可能エネルギーが私たちの目の前に

来るんだろうと思っています。そういう意味では、できるだけ民間の皆さんに来ていただいてお手伝いするという形がとればいいなと、このように思っているところでございます。

参考にはございますが、今も清水議員からお話がありました、以前、民間会社が河北潟干拓地内で風車44基を、今で言えば河北郡市と申しますか、かほく市、津幡町、内灘町を網羅した風力発電をとということでありました。この計画であります、結果のところ、河北郡市の話し合いがまとまらずに難しいという話になって消えたということでもありますし、いま一つ我々の日本海沖に風車を32基並べようと、こんなお話でありましたが、このことは石川県の景観条例に、これは通ることができないということになりまして結果的に断念せざるを得ないということで、せっかくの民間の提案でありましたけれども、実現せずにいたということでもあります。

この会社は、去年ですけど、7月の終わりにちょうど自然再生法が国会で議論されるよというときに、先見性的に見ておいでなのか知らんけれども、こんな開発をもう一遍やりたいんだけどどうですかという話があったところでございますが、しかしながら、現実に景観条例の話が解決しない限りそれは難しい話なんです、ぜひ県へいろんな話をしてくださいという、そんな話をしたところが現状であります。

いずれにしても、新しいエネルギーがこれからも続々と出てくるんだろうと思っています。私たちもそんな動きを敏感に察知しながら、内灘町にとってふさわしい自然再生エネルギーを誘致したらいいかなと、このように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 ぜひともいろんな情報を集めて自然エネルギーを活用した再生可

能エネルギーを活用して安全・安心の「エコタウンうちなだ」を、そうしたまちづくりを進めていっていただきたいというふうに思いますし、きょうも北陸電力の方が来ていらっしゃると思うんですけれども、ぜひとも北陸電力のほうにも原発に頼らない自然エネルギーへ、そうした開発を進めていただくよう、行政のほうからも、町のほうからも要請なり推進をしていっていただきたいというふうに思っております。

次の質問に入らせていただきます。

内灘闘争60周年に当たって、幾つかの点について町の考えをお伺いをいたしたいと思えます。

ご存じのとおり、内灘闘争、1952年に日本で最初の米軍基地反対闘争で闘われた闘争でありまして、あれから60年という年月がたったわけでございます。現在内灘町に住んで生きる者として、「土地は万年、金は一年」、そのむしろ旗を掲げて闘った当時の内灘村の先人に対して心から敬意を表していきたいというふうに思います。同時に、そうした先人たちの苦悩、苦闘の歴史を持つこの内灘町に、現在住んで生きる者として本当にこの町に誇りを持っている一人でございます。文字どおり、内灘闘争というのは内灘町の財産であるというふうに思うわけでございます。

現在の沖縄における基地問題、そして基地闘争を見てもみると、当時の内灘闘争と重なる部分が多くあるのではないかと、そしてダブらせて見ることができるのではないかな、そんなふうに思うわけでございます。内灘闘争を闘い抜き、平和で安全・安心の内灘町を残してくれた先人に心から感謝するものでございます。

一方で、内灘闘争を初めとした当時の本土での米軍基地反対闘争が沖縄への米軍基地集中につながったという一面も言われています。戦争も基地もない平和な国づくりを、この内灘町から発信をしていかなければならないと

いうふうに思うわけでございます。

そんな思いを込めながら質問をさせていただきます。

1つは、外国から町へいらした方に、町の財産、町民の誇りである内灘闘争を紹介しようと風と砂の館へ案内をさせていただきました。しかし、現在あそこで放映されている「内灘闘争」のCDというのは日本語版しかないわけでございます。通訳の方がいらして通訳をやったんですけれども、全然だめでした。

そういう意味では、北陸新幹線開業に伴う海外からの内灘町へお越しになられた方々、これから大いに増加するというふうに思います。内灘闘争が非常によくまとめているあのCD、外国語版をつくって、せめて英語、中国、韓国ぐらいのをつくってこれからの国際化に対応することは、内灘町が世界平和に向けて内灘闘争を発信していくという意味で重要だというふうに思います。

CDの外国語版の作成をしていく考えがないのかお伺いをいたします。

○議長【**夷藤満君**】 長丸信也教育次長。

〔教育次長 長丸信也君 登壇〕

○教育次長【**長丸信也君**】 清水議員の内灘闘争ビデオの外国版作成についてお答えいたします。

最近、中国の方々を初め、多くの外国の方々も歴史民俗資料館「風と砂の館」に訪問されております。今後も外国の皆様が多く訪問されることが予想されますので、歴史民俗資料館「風と砂の館」において、内灘闘争だけではなく、栗崎遊園や河北潟につきましても外国版DVDを町職員により作成し配備したいと考えております。

以上でございます。

○議長【**夷藤満君**】 清水議員。

○10番【**清水文雄君**】 ぜひとも国際化に対応して早急に進めていただきたいと思えます。

2つ目には、同じくこのCDなんですけれども、映像製造会社との著作権の関係であの

館内だけでしか上映ができないんだというふうにお聞きをしたことがあるんですけども、やっぱりこの60年、町の財産でありシンボルであるこの内灘闘争を、子供たちを初め町民はもちろん、町外の方、県外の方、世界の方に広げるためにも活用できないのかお伺いをいたします。

○議長【夷藤満君】 長丸教育次長。

〔教育次長 長丸信也君 登壇〕

○教育次長【長丸信也君】 清水議員のご質問にお答えします。

このDVDは、映像資料提供会社との放映許可条件により、歴史民俗資料館「風と砂の館」での放映以外DVDの一般貸し出しはできないこととなっております。

しかしながら、教育委員会が主体となって開催する講座、教室などや学校の授業での放映は許可を受けておりますので放映することは可能でございます。また、一般の方で放映を希望される方につきましては、DVDの一般貸し出しはできないことから職員出前講座等を活用してごらんいただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 ある程度幅が広がっているんですけども、やっぱりまだまだ広めていけばいいなというふうに思うんです。内灘町を発信していく意味で。

そういう意味では、映像製造会社とのその広げるための手段というのはどのような方法があるのか。著作権を買い取るということになったら費用的にどうなのか、そんなこともちょっと教えてほしいんですけど。

○議長【夷藤満君】 長丸教育次長。

〔教育次長 長丸信也君 登壇〕

○教育次長【長丸信也君】 清水議員の再質問にお答えします。

先ほどお答えしましたとおり、映像資料提供会社との放映許可条件によりまして、先ほ

ど申し上げたような条件になっております。再度、映像資料提供会社とその辺の金額等、いろいろ問題はありますけれども、こちらのほうで協議いたしまして、どういう条件でどういうことであればそういうことが可能であるか一度協議をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長【夷藤満君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 ぜひとも、そういうものが何がネックになってできないのかというところも町民に明らかにしてできるだけこれを、例えば学校教育とかそれは使えるということですし、町民の方にも見ていただけると出前講座でできるということですから、まずそこから広げていただいて、どんどんどんどん発信をしていける条件を整えていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

3つ目の質問は、職員への作業服の貸与についてお伺いをいたします。

この間、行財政改革によって被服費の見直しというのが進んできました。私も総務常任委員長もやらせていただきまして、そのときこの課題について審議をした覚えがございます。

現在、職員への被服の貸与の現状というのはどんなふうになっているのか、お聞きをいたします。

○議長【夷藤満君】 高木和彦総務部長。

〔総務部長 高木和彦君 登壇〕

○総務部長【高木和彦君】 ただいまのご質問にお答えをいたします。

本町におきましては、過去に職員に対しまして作業服や、必要に応じて長靴等を貸与いたしました。

おっしゃるように、行財政改革の一環として内部経費の削減ということで、現在貸与しているのは、消防職員、調理員、保育業務に

従事する職員には貸与いたしております。それ以外の職員につきましては貸与を廃止いたしております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 ちょっと調べていただきましたら、被服の貸与規程というのが平成21年に変えられて、調理業務に従事する職員に対する被服等貸与規程というのがつくられていますね。その確認をちょっとお願いしたいんですが。

○議長【夷藤満君】 高木総務部長。

〔総務部長 高木和彦君 登壇〕

○総務部長【高木和彦君】 ただいまのご質問ですが、平成21年の規程でございます。この中で貸与職員につきましては、給食の調理場に勤務する職員、それから保育所に勤務する調理員の規定になっております。消防につきましては別途、消防の職員の貸与規程がございます。

○議長【夷藤満君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 何を言いたいかというと、行革でやったのが18年なんですよ。規程が21年に変わっておるんです。そういう意味じゃ、一遍に全部なくしたのか。最初はその事務服はなくしていくよとかという話だったと思うんです。新しく入った人には貸与をしていた時期もあるというふうに聞いておるんです。なかったらなかったでいいんですけど。私は、そういう意味では今ほかの自治体の規程を調べたら、作業服については、金沢、津幡なんかも規程で貸与をしているんですね。

そういう意味じゃ町民からいろいろ、外で作業をしたり防災なんかのときもそうなんですけれども、一般の町民と職員の区別がなかなかつきにくいという声も出ているんです。同時に、そんなことを考えたら、職員さん自身も外で自分が内灘町を背負っている職員なんだよという自覚みたいなものも含めて、や

っぱり作業服とか、あるいは職員であることがわかる、何かそんなものが必要なんではないかなというふうに思います。

金沢あるいはほかなんかはやっぱり「金沢」と入った作業服なんかを着ていますから、一目瞭然で職員だというのがわかるんですけども、そういうものについて町としてどういうふうに考えるか、お聞きをいたします。

○議長【夷藤満君】 高木総務部長。

〔総務部長 高木和彦君 登壇〕

○総務部長【高木和彦君】 ただいまの職員としてわかりにくいという点につきまして、現場でもそうですし、内部におきましても日常業務につきましては身分証明書を兼ねました名札をきちっと着けるということ、指導をまず徹底をしたいと思います。

それから、現場等につきましても名札は基本的に着用しているということになっておりますし、現場に応じては名前を明記したヘルメットあるいは腕章を着用するというのをまた指導してまいりたいというふうに思っております。

その被服の貸与につきましては、これも行財政改革ということでそういう形で廃止をしてまいりました。まだまだ財政的には非常に厳しい状況は続いております。ただ、そういう他の自治体の状況とかそういうものもまた確認しまして、第2次集中改革プランを今から進めている段階にありますので、そういう中で少し検討をさせていただきたいと思います。

○議長【夷藤満君】 清水議員。

○10番【清水文雄君】 ぜひとも検討いただいて、そういう識別がきちっとできる、中だったらいいんですけども、外だとなかなか名札とかそんなものではちょっと識別ができないというのも現実にございますし、私から見れば入った1年はやっぱり被服を貸与していくぐらいがいいんじゃないかな。

議員は議員になったら作業服もちゃんと支

給がされていますので、そこに合わせることも一つの方法ではないかなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。



○散 会

○議長【夷藤満君】 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日の本会議は午前10時から開き、引き続き町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 3 時56分散会

平成24年 9 月 7 日（金曜日）

○出席議員（16名）

議 長	夷 藤	満 君	8 番	北 川	悦 子 君
1 番	太 田	臣 宣 君	9 番	能 村	憲 治 君
2 番	中 島	利 美 君	10 番	清 水	文 雄 君
3 番	酒 本	昌 博 君	11 番	水 口	裕 子 君
4 番	生 田	勇 人 君	12 番	渡 辺	旺 君
5 番	川 口	正 己 君	13 番	八 田	外 茂 男 君
6 番	藤 井	良 信 君	14 番	中 川	達 君
7 番	恩 道	正 博 君	15 番	南	守 雄 君

○説明のため出席した者

町 長	八 十 出	泰 成 君	総務部税務課長	若 林	優 治 君
教 育 長	西 尾	雄 次 君	まちづくり政策部 企画財政課長	田 中	徹 君
総 務 部 長	高 木	和 彦 君	まちづくり政策部情報政策課長 兼公聴広報室長	岩 本	昌 明 君
まちづくり政策部長	中 西	昭 夫 君	町民福祉部 町民生活課長	大 徳	茂 君
町民福祉部長	川 口	克 則 君	町民福祉部 健康推進課長	下 村	利 郎 君
都市整備部長	長 丸	一 平 君	町民福祉部 介護福祉課長	長 谷 川	徹 君
教育委員会教育次長	長 丸	信 也 君	町民福祉部 環境政策課長	中 宮	憲 司 君
消 防 長	津 幡	博 君	都市整備部 産業振興課長	喜 多	哲 司 君
町民福祉部 担当部長	北	雅 夫 君	都市整備部都市建設課長 兼北部開発対策室長	井 上	慎 一 君
都市整備部担当部長 兼企業立地推進室長	山 田	吉 弘 君	都市整備部 上下水道課長	長 田	学 君
会計管理者 兼会計課長	重 原	正 君	教育委員会 学校教育課長	北 川	真 由 美 君
総 務 部 長	島 田	睦 郎 君	教育委員会 生涯学習課長	岩 上	涼 一 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 向 貴代治 君 事務局書記 田 中 義 勝 君

○議事日程（第3号）

平成24年9月7日 午前10時開議

日程第1

町政一般質問

1 番 太 田 臣 宣

2 番 中 島 利 美

14番 中 川 達



午前10時00分開議

○開 議

○議長【夷藤満君】 皆様、おはようございます。

傍聴の皆様におかれましては、早朝から本会議場にお越しを賜り、まことにご苦労さまでございます。ありがとうございます。

本日は、町政に対する一般質問の2日目となります。

傍聴の皆様には、携帯電話の電源をお切りいただき、議員が質問している際、静粛にしてください、立ち歩いたり退席しないようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は、16名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○諸般の報告

○議長【夷藤満君】 本日の会議に説明のため出席をしている者は、4日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。



○一 般 質 問

○議長【夷藤満君】 日程第1、町政に対する一般質問を行います。

質問は、再質問を含め一人30分以内で、5

分前に呼び鈴で合図をいたしますので、ご容赦願います。

それでは、通告順に発言を許します。

1 番、太田臣宣議員。

〔1 番 太田臣宣君 登壇〕

○1 番【太田臣宣君】 議席番号1番、太田臣宣です。

傍聴席の皆様には、早朝より多くの方々へ傍聴していただき、まことにありがとうございます。

平成24年第3回内灘町議会定例会において一般質問の機会を得ましたので、通告に従い、一問一答で質問をさせていただきます。

今回、私のほうからは、鶴ヶ丘地区消雪装置についてと総合公園整備事業、また行政施策の推移と成果についての3点を質問させていただきます。町長並びに関係部課長には、わかりやすく簡潔、明瞭なご答弁をよろしくお願いいたします。

まず初めに、鶴ヶ丘地区消雪装置についてお聞きします。

内灘町の消雪装置についてはまだまだ十分とは言えず、子供たちの通学路や住民生活道路についても整備が望まれているところであります。近年の積雪は、短期間に大量にゲリラ的に雪が降り、交通や通勤通学に支障を来すほどになっております。現在、町では、消雪

装置のない道路は職員がパトロールをし、機械除雪に頼っているのが現状であり、また、歩道除雪についてはシルバー人材センターや業者に委託して対応しています。しかし、左右に住宅が立ち並ぶ道路などは、除雪を行っても雪の置き場所もない状況であります。

町におかれましても毎年検討を重ねられてきていると思いますが、特に小学生や中学生が通学する主要な道路については早急な対応が求められます。

そこでお聞きいたします。町道鶴ヶ丘東1号線についてです。向栗崎霊園から下ったところから鶴ヶ丘小学校までの道路のことです。この道路は内灘中学校の生徒が通学している主要な道路として、また、鶴ヶ丘小学校児童の通学路として、内灘町町内の中で特に多くの生徒、児童が通学しています。

しかし、その道路に至っては消雪装置がない状態となっており、町におかれましてもある程度の通学状況を把握していることと思いますが、この道路についての生徒児童の通学状況をお示してください。

○議長【夷藤満君】 北川真由美学校教育課長。

〔学校教育課長 北川真由美君 登壇〕

○学校教育課長【北川真由美君】 ただいまご質問の児童生徒の通学状況でございますが、議員が言われましたように、この道路は両側に歩道が整備されておりますことから多くの小中学生が毎朝通学に利用しております。

人数について、正確に数えたものではございませんが、毎朝校門に立ち児童生徒を見守っている校長の話では、概算でございますけれども小学校で50人ほど、中学生で100人ほどの生徒が毎朝通学に利用しているということでございます。

以上です。

○議長【夷藤満君】 太田議員。

○1番【太田臣宣君】 今ほど、大変多くの生徒児童が通学していると町も認識していた

だいているところであります。

そこでお聞きしたいのですが、今年度、議会の全員協議会で県道松任宇ノ気線の整備について説明がありました。県道の消雪設備計画では、鶴ヶ丘東公園内に1カ所井戸を掘り、県道に加え町道鶴ヶ丘中央線——鶴ヶ丘神社から真っ直ぐ下ってきた下り切ったところから120メートルぐらいの間だと思えます。中央線の約120メートルを整備するとのことだったと思えます。

この事業については、その後どうなっているのか、いつごろまでに整備されるのか、県の事業計画をお聞かせください。

また、早急に整備が図られるように県にも要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長【夷藤満君】 長丸一平都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 現在、石川県が進めています消雪整備計画につきましては、清湖大橋の下の向栗崎5丁目から大根布1丁目のヒガシ電子付近までの主要地方道松任宇ノ気線の約1,570メートルと町道幹5号鶴ヶ丘中央線の約120メートルを加えた1.7キロを計画散水区間として、その散水延長を約半分に交互散水する計画となっております。

また、消雪用井戸についてであります。鶴ヶ丘東公園内に1カ所設置する方針でしたが、今年度に入り、県内部の協議の結果、消雪設備の故障を考慮し、約1.7キロの道路延長を井戸1カ所で賄うより井戸2カ所で散水したほうがリスク分散できると判断し、現在、消雪井戸を1カ所から2カ所に変更したいと伺っております。

今年度は、井戸の掘削箇所が決定し次第、1カ所の井戸さく井工事を発注すると聞いております。

来年度以降の事業につきましては、消雪ポンプ等電気機械設備工事や消雪配管工事と残り1カ所の井戸さく井工事が計画されてお

ます。数年かかると思いますが、町として1年でも早くに完成、供用できるよう県に要望してまいりたいと思います。

○議長【夷藤満君】 太田議員。

○1番【太田臣宣君】 答弁ありがとうございます。町を通る大切な道路でありますので、しっかりと県と協議を重ねていただきたいと思います。

最初の町道鶴ヶ丘1号線に戻りますが、町道幹5号鶴ヶ丘中央線の120メートルの整備にあわせ、町道鶴ヶ丘東1号線についても県の井戸を活用して整備を図ることができないのか、お聞かせください。

○議長【夷藤満君】 長丸都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 先ほども県の事業計画について説明いたしましたが、現計画では町道鶴ヶ丘東1号線の消雪散水分は含まれておりません。消雪井戸を掘る場合、ある程度の水量を見込んでさく井工事を行うため、現計画に町道鶴ヶ丘東1号線の消雪を見込むことは難しいと思われま

す。しかし、町道鶴ヶ丘東1号線は、先ほどもありました通学路として多くの児童生徒が通っていることから、安全に通学ができるようにすることが必要な路線であると認識しております。

現在、町では、消雪整備路線を選定するための基本方針や休止井戸を利活用した整備路線の検討を行っているところであります。その結果を踏まえ消雪整備路線を決定したいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長【夷藤満君】 太田議員。

○1番【太田臣宣君】 町道鶴ヶ丘東1号線は、多くの児童生徒が安全に通学することが必要な路線と認識していただいていることに感謝申し上げます。

また、消雪設備路線選定の基本方針や休止井戸の利活用を検討しているとのことでしたが、内灘町消雪基本構想検討業務について、

進捗状況はどのようになっているのか、お聞かせください。

○議長【夷藤満君】 長丸都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 内灘町消雪基本構想検討業務につきましては、道路の位置づけや学校、保育所などの公共施設の位置、またコミュニティバス路線など総合的な観点から、現在、問題整理を行っているところであります。今年中にはまとまる予定としており、基本方針がまとまりましたら議会の皆様にお示ししたいと考えております。

○議長【夷藤満君】 太田議員。

○1番【太田臣宣君】 今年度中にまとめる予定とのことでしたが、基本構想の検討の中で重要な道路として位置づけされれば、県の井戸の活用が難しいということでありましたが、町の既設井戸を活用して事業化するということがよろしいのでしょうか。

○議長【夷藤満君】 長丸部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 内灘町消雪基本構想検討業務の結果を踏まえまして、総合的に重要路線と位置づけられれば、当該路線の事業化につきましてはいろんな角度から検討してみたいと思います。

○議長【夷藤満君】 太田議員。

○1番【太田臣宣君】 ありがとうございます。町道鶴ヶ丘東1号線は、多くの児童生徒が安全に通学する必要な路線と認識していただいているとのことですので、今後、基本方針を策定していく中でしっかりと議論をしていただきたいと思います。

2つ目の質問に移ります。

2つ目の質問は、総合公園整備事業についてであります。

まず、サッカー場整備についてですが、昨年9月の定例会とことし3月の第1回定例会にも一般質問をさせていただき、計画については変更することなく平成27年度までに整備

を図っていくとの答弁をいただきました。そういった中、今定例会でサッカー場整備についての実施設計予算が900万円計上されました。

サッカー場整備については、多くのサッカーファミリーが熱望しており、議会の全員協議会でも説明は受けましたが、再度この場でサッカー場整備計画について今後の事業計画をお聞かせください。

○議長【夷藤満君】 長丸都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 総合公園の事業についてご説明いたします。

総合公園第3次拡張区域である6.1ヘクタールの整備は、幅広い年齢層の方々が生涯にわたってスポーツやレクリエーションに親しめるような計画となっております。

議員ご質問のサッカー場整備計画の今後の予定につきましてでありますけれども、本定例会にサッカー場、照明設備、観客スタンド、管理棟の実実施設計業務の予算計上を行い、平成25年度は、関連施設である屋根つき多目的広場の実施設計及び電気、雨水排水など地下埋設物の工事を行う予定であります。本体となる施設整備につきましては、26年度、27年度の2カ年で実施し、サッカー場施設を完成させたいと考えております。

しかしながら、総合公園整備事業につきましては、社会資本整備総合交付金である国の補助金を活用し整備を行っていることから、計画どおり事業が進められるよう、事業費の獲得に向け今後とも国、県に強く要望してまいります。

○議長【夷藤満君】 太田議員。

○1番【太田臣宣君】 27年度に施設整備を完成させたいということで、安心いたしました。

それでは、前にも一般質問で提案させていただいた件ですが、実施設計を進めていく中で有識者の意見や思いを取り入れることが可

能かどうか、お聞きいたしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 長丸都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 議員ご提案の、実施設計をまとめていく上で、専門知識の豊富なスポーツクラブプラッツうちなだや体育協会など関係機関と協議し、議会の皆様にご意見をいただきながら実施設計をまとめていきたいと考えております。

○議長【夷藤満君】 太田議員。

○1番【太田臣宣君】 プラッツうちなだや体育協会もそうかもしれませんが、私がお願いしたい、お聞きしたいのは、内灘町サッカー協会や県サッカー協会、またサッカー関係の専門家など、実施設計を行っていく上で意見を取り入れていただきたいということです。

この内灘町には、県サッカー関係者もおり、また、指導者としても素晴らしい人たちがいます。こういう人たちに携わっていただくことこそ今後の大会誘致や交流人口拡大に必ずつながっていき、しっかりとした整備が図られると思っております。もう一度その辺をご答弁ください。

○議長【夷藤満君】 長丸都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 おっしゃるとおり、これまで実際に各地のサッカー場施設を使ってこられた利用者目線に立った方の意見を伺うことは、今後の使用に当たって大切なことですので、実施設計をまとめていく上で、さまざまな経験を積まれてこられた関係者の意見を伺う場を持ちまして進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

○議長【夷藤満君】 太田議員。

○1番【太田臣宣君】 ぜひともそのように進めていただきたいと思います。

次に、サイクリングターミナル宿泊施設がありますが、サッカー場整備がしっかりとし

た形で図られ、キッズからシニア世代まで幅広い年齢層がサッカー場を使用し、また今定例会で野球場のスタンド、審判室などの改修の予算も計上されており、総合公園全体のスポーツ交流人口がさらに拡大していくものと思います。

そういった中、高校や大学の合宿を誘致していくことが町や関係者の思いでもあり、サイクリングターミナル、宿泊施設についても総合公園整備事業の一つとして並行して検討していく必要があると思っております。

今後、宿泊施設についてどのような見解をお持ちなのか、お聞かせください。

○議長【夷藤満君】 長丸都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 総合公園整備事業が完成後には、施設の充実からも多くの利用者が総合公園内に訪れることが予想されます。また、高校や大学の合宿等を行うには宿泊施設が必要であり、その場合には、宿泊施設となるサイクリングターミナルの活用方法が町の活性化において必要であることは議員ご指摘のとおりと認識しております。

今後、総合公園整備事業と並行しまして、サイクリングターミナルの活用方法やあり方、財源の確保などについて検討してまいりたいと考えております。

○議長【夷藤満君】 太田議員。

○1番【太田臣宣君】 総合公園整備事業と並行してサイクリングターミナルの活用方法や財源確保など大変難しい課題が山積すると思いますが、町部課長には今後しっかりと検討していただくことを熱望いたします。

それでは、次の質問に移ります。

ここからは八十出町長にご答弁をいただきたいと思っております。

八十出町長の町政2期にわたる行政施策の推移と成果についてであります。

昨日、渡辺議員の答弁の中でもいろいろありましたので、私のほうからは幾つかについ

てお聞きします。

まず最初に、昨日の渡辺議員の答弁の中で、町長の公約であった中学校2校化についてありますが、耐震工事や大規模改修を優先したため道半ばとおっしゃったはずであります。生徒数の推移を見ながら今後検討していく旨の答弁を聞きました。もう少し詳しくお聞かせください。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 太田議員の質問にお答えしたいと思います。

中学校2校化の問題でありまして、当時は耐震大規模改修、そのことが緊急に必要であるということで先行してやらせていただいた。しかしながら、その当時に、なお900人前後の生徒がいるということですから、大規模には間違いないということですね。新たに財源を確保する意味でも整備基金を積んでいくという、そんなことを申し上げてきたところでありました。

そして、そのこととあわせて、調査を見ながらでありますが生徒数の推移を見て判断したいと、こんなふうにも申し上げてまいりました。

その当時の調査からいいますと、今からであれば7年後にはもう750名を切るということでありまして、果たしてその2校化がその数になっていくと必要なのかということをとときに判断して我々は方向を定めないかなど、このように思っているところでございます。

標準は12学級から18学級、720人くらいということをおっしゃっていますから、そこに近いということですから、そう伸びが認められないというか見れない場合には2校化というのは難しいのかなど、こんなふうにいる次第でございます。

○議長【夷藤満君】 太田議員。

○1番【太田臣宣君】 今ほど町長がおっし

やったとおりであります。道半ばじゃないんです。2校化はもうないと私は思っております。なぜかという、町長おっしゃるとおり720人が標準規模だと。今おっしゃったとおりであります。

町長もご存じだと思いますが、町執行部から出された資料ですよ。毎年5人の社会増を見込んで、平成36年度には生徒数が685名という試算がことしの2月に町から出されているんですよ。こんなふうな中、どうやって中学校2校化という話があるのか、私、きのう本当に不思議でなりませんでした。

さらに、中学校新築工事終わったんですよ。8クラス3学年、今から減っていく中で空き教室も出てくる可能性すらある状況となっておりますよ。私は、中学校2校化はできないと思っております。

これについて答弁は結構ですが。たくさんありますので。

次に、昨年からことしまで、統一地方選挙が終わって私が議員になってからの行政の推移や成果を聞きたいと思っております。どうなっているかわからないことがたくさんありますので、よろしく願いいたします。

まず、町長はアウトレットモールについて、まだ継続しているとずっと発言してきております。昨日の生田議員の答弁を聞き、位置については全町的に考えていきたいということも聞き、まだ継続していると認識させていただきました。

また、生田議員のおっしゃるとおり、候補地を用意し交通網を整備しないと企業誘致などできるはずがないと誰もが思っていると思っておりますよ。私も同じ考えです。本当に継続しているのか。

また、ことしに入ってから企業側と接触をしたのか。また要望したのか。その経緯も示されておりません。継続しているのであれば、全町的ということじゃなくて位置をしっかりと議会にも示してくださいよ。昨年からアウ

トレットの話は出ていますけれども、昨日の答弁のとおりですよ。白帆台以北の関係でアウトレットが、インターチェンジの場所も変わったということもありましたので、位置はどこでやるおつもりなんですか。生きているのであれば、位置ぐらいはきちっと企業側に示さないと町としても進んでいけないこととなりますので、答弁よろしく願いいたします。

○議長【夷藤満君】 八十出町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 今ほどアウトレットモールのお話ありがとうございました。これまで2つの事業者からお話をいただきまして、この間、図面での検討、あるいは会社の方との検討、そのことを繰り返してまいったところでございますが、1つ目の業者につきましては、22年の8月に提案がありまして、その計画では平成23年度中に土地を取得をし、平成24年から整備をし、平成25年の早期に開業したいという、こんなご提案があったわけですが、その条件に、1年でその土地をまとめてほしいと、そんな話がありましたものですから、それは幾ら何でも町有地ではありませんので難しいということで断念したという経緯があるわけがあります。

いま一つの企業については、先ほどからもお話がありましたように、今もなお候補地の一つとして見ているよと、こんなふうに言われているわけですが、一番近いところでこの5月31日に行ってまいりました。ちょうどその会社の社長さんがおかわりになったということでもありますから、そのときに顔合わせも含めてお話をさせていただきました。その意味では、環境的には大変厳しい状況。ここでという意味ではなくて、その会社自体が国内でというのは難しいという話もありましたが、今は中国にという話もございました。そんな話の中で、なお互いに努力していこうよと、そんな話で帰ってきた次第であります

が。

これから我々がどうするかという話であります。先ほど申しましたように町有地がほとんどない中で、やるときには位置がどうといますか、その企業がどんなふうになるのかということが一番大事なのかなと、こう思って現状があるわけでございます。

○議長【夷藤満君】 太田議員。

○1番【太田臣宣君】 町長おっしゃるとおりですよ。企業が大切、企業誘致においては企業を優先して、こちらで迎え入れる体制をしっかりと整えておかないと、来るはずがないじゃないですか。それすらできていない中で、アウトレットの話がずっと継続していると。そのために東京に行っていると。東京かどこかわかりませんが。

しっかりとやっついていかないと、断念するものなら早目に断念する。今町長おっしゃったとおり、町有地がないんですよ。提供する場所すら難しいのですよ。民間地を利用すると、何年かかるかわからないんですよ。夢を追うなら追ってください。それで結構だと思います。

次に、昨年6月の議会で能村議員の答弁で、現状の計画ではペット専門学校のみの進出が決定しておりまして、それ以外は未確定であると。開校予定も平成25年4月となり、当初より1年おくれるとのことでした。

その答弁が冷めやらぬうちに、突然議会で、旧ある会社の跡地が倉庫となる旨の説明がありました。何年契約だったか忘れてはいたけれども、契約期間がありますので、その間に商業誘致をしっかりとそこでやっついていきたいというご答弁も委員会の中でいただいております。その商業誘致も生きているのか。話ししているのか。また、どうなっているのか。全く議会のほうではわかりません。それ以来、話すらなかったかと思えます。

それについて、その地区の倉庫がそのまま倉庫でずっといくのか、商業誘致をしっかりと

と検討しているのか。町の中でどういうふうな思いでおられるのか。町長、お答えください。

○議長【夷藤満君】 八十出町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 ただいまの専門学校の集積の話で、コンフォモール横に計画しているという話でありました。当時、国際ペット専門学校を中心に医療専門学校等々何校か準備をされているというお話でございますが、一方でその学校でございますが、金沢での新たな専門学校の中身もあったものですから、そういう並列した形の中でなかなか集中できないということもありまして、金沢で当面先行してやりたいということで、今もなおペットの専門学校については諦めていないというお話がこの間あったわけでありまして、現状から言うとそんな話なんです。

現実には金沢での専門学校が中心にやられているわけでありまして、それ以外の専門学校の中身については、今これを言ったところでございます。

あと商業地の話でいえば、担当から答えさせますので。

○議長【夷藤満君】 山田吉弘都市整備部担当部長。

〔都市整備部担当部長 山田吉弘君 登壇〕

○都市整備部担当部長【山田吉弘君】 商業施設のコンフォモールのところだと思わすけれども、そこにつきましては、今も所有者の方といろいろ話しながら、いろんなことについて検討はしております。ただ、基本的には、いろいろな話あるんですけれども、いまだ商業施設の誘致ということを中心に考えていますので、それ以外のお話があっても今はそれはできないということで、いろいろ検討を続けているところでございます。

来年の5月に一応基本的な大京からの移動の関係のところの状況は終わりますので、その後はもう一度どういうふうにするかということを議会と検討しながら進めたいというふ

うに考えております。

○議長【夷藤満君】 太田議員。

○1番【太田臣宣君】 そこについては、町の大切な商業施設でありますので、しっかりと部長には頑張ってくださいと思います。

町長、そういうことを聞いているのではなくて、この議会の6月定例会の中で議場で答弁されているんですよ、町が。ペット専門学校のみ決定いたしました。そのほかの施設について、全体構想は決まっておられません。決定したとまでおっしゃっておるんですよ。それが突然に倉庫ということについて、私はお聞きしたんです。

たくさんありますので、次に移ります。

次に、インターチェンジです。

昨日の答弁の中で、まだ作成中の都市マスタープランについて、アウトレットモールを示していないということでした。しかし、まだ作成中のプランでは、いまだにインターチェンジは白帆台中央となっているんですよ。この場でアウトレットは消したという話で、その場所ではないということはわかりました。まだ作成中の段階でそう答弁されているんです。インターチェンジは白帆台中央として残ったままなんですね。作成中のマスタープランに。まだ作成中なんです。

それがやがて、やるやると言いながら1年以上策定委員会すら開かれていません。白帆台インターチェンジがいいのか悪いのか、しっかり議論する必要はあるかと思えますよ。インターチェンジの事業は、まだ継続中なのですか。継続中ならば、都市マスタープランについての位置づけを今後どのような形で策定委員会を開いて進めていくのか。

また、白帆台住民、北部の白帆台インターチェンジ周辺の説明会がありました。その総括をやるという話もありました。それすらまだ議会にありません。しっかりとした総括をやっていただきたい。

また、宮坂地区でも、場所は宮坂でありま

すので宮坂のほうでも説明会をしてくれないかという要望まであったかと思えます。その総括をどう思われておるんですか。

都市マスタープランをどう作成するつもりなんですか。委員会を早く開いてください。再三、議会の委員会の中で都市マスタープランを早くつくってくださいという話をしています。今年度中にまとめるという話もありましたけれども、どうするんですか、お示してください。

○議長【夷藤満君】 長丸一平都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 現在、都市マスタープランの作業のほうをご説明したいと思えます。

今議会の開発なのか全員協議会なのか、どちらの委員会かわからないんですけれども、お諮りするよう現在準備を進めており、今議会中にお示しし、意見を伺いたいと考えております。

あと白帆台インターの件につきましては、何度も申しておるように白帆台地区では賛否両論があったことから、もうしばらく議論が必要であろうということで、今現在、その点については進捗はしておりません。

以上です。

○議長【夷藤満君】 八十出町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 白帆台インターの話なんです、当時、料金所でのインターなのか、あるいは白帆台でのインターなのかという、そのことを常任委員会の皆さんが、住民がどんなふうに思っているのかということをお聞きしようと、そんなことが計画されて実際にやったんじゃないですか。その結果、私は地元の皆さんの意見は多くは難しいという、そんな気持ちがしました。

そのことは全協かどこかで私も言っているはずだと思うんですが、そのことをきちんとまとめるというのは難しいけれども、それは

やっぱりやらないかんということでありますが、今4車線化工事が白尾インターと大根布ジャンクションの間で27年3月までに工事がやられて、そこから3年間というのは工事ができないということであれば、少し時間がありますから、ここまで来た以上はじっくりと皆さんとお話しして、どこがいいのかということをもう一遍住民の皆さんの意識も含めて勘案してやっていこうと、こんなことを思っている次第でありますし、そのことはこれから皆さんにも問いかけていきたいと、このように思っています。

○議長【夷藤満君】 太田議員。

○1番【太田臣宣君】 町長、一つ訂正していただきたい。議会から申し入れたのではありません、説明会は。話ししている中で、町執行部のほうから議会と一緒に白帆台で説明会を開かせてくださいと、そういうことであったと思いますが、担当部長、いかがでしょうか。

○議長【夷藤満君】 中西昭夫まちづくり政策部長。

〔まちづくり政策部長 中西昭夫君 登壇〕

○まちづくり政策部長【中西昭夫君】 当時、私、都市整備部長として説明会に参加いたしました。総務産業建設常任委員会と合同で説明会をしたと思っています。あくまでも町と議会の説明会を開催したと私は理解をしています。

以上です。

○議長【夷藤満君】 太田議員。

○1番【太田臣宣君】 その経緯についてはここに資料がありませんので、私は町のほうから議会のほうと一緒にお願いできないかということで委員会でお聞きしたと思っておりますが、それはそれでいいです。

まだあとたくさんあるので、早口で行きます。

次に、ほのぼの湯についてです。

この事業もどうなっているのか、私たちわ

かりません。現在の福祉センターとほのぼの湯を解体してホテルを建設する計画が示されましたね。ことしに入ってから、社会資本整備総合交付金の対象にほのぼの湯がならないということで、自己財源でも事業を進めたいと町長おっしゃって、4カ所、途中で5カ所になりましたかね、案が示されましたね。

また、3月に予算委員会の中でもこの辺いろいろ話し合われたと思うんですよ。今年度当初予算に設計費500万計上されたままなんです。この事業、継続しているんですか。そうであるならば、予算をいつ執行する予定なんですか。ホテルの話が終わるまで、ほのぼの湯の話も議会できないのでしょうか。

やっぱりほのぼの湯は大切な町民の財産ですよ。議会としっかり議論していくべきだと思います。予算までつけておいて執行もできない状況になっているんですよ。ホテルの計画が終わるまでこの話が進まないということであれば、また変な話になってくると思いますよ。この事業、継続中なのかどうなのか、お聞かせください。

○議長【夷藤満君】 八十出町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 ただいまのほのぼの湯の話なんですけど、もちろん継続しております。議会の皆さんに、この間、4カ所でしたかね、提示をして、どこが一番いいのですかと、こんな問いかけをしていますけど、その結論がまだ出ていないということと、あわせて今の行財政改革が必要な時期に本当に施設だけ建てていいのかと。民間の施設も利用してやることも一つの案ではないのかという議会からの提案があって、取り入れてやっておるわけですよ。

そんなことで、あわせた中で皆さんがどう判断するかということがなかったら我々が決められないということもありますので。継続はずっと継続しているんです。早く決まれば予算執行するということですから、そういうこ

となんですよ。

○議長【夷藤満君】 太田議員。

○1番【太田臣宣君】 町長おっしゃるとおりですよ。議会にきっちり示して、議論していくべきだと思いますよ。途中まで自己財源でもやりたいと言って、4カ所の位置を出して、議会では耐震もいいんじゃないか、いろいろな意見がありましたよ。突然ホテルの話が出てきて、ほのぼの湯の話ができなくなったんですよ。やってないんですよ。やるとしたら総合公園でしかできないんですよ。そこは間違っていないと思います。今のホテルの計画がある限り、あの場所でのほのぼの湯の計画は間違いなくありません。

場所について話しする以前の話やと思います。もしやるのであれば、今議論するのであれば、ホテルの計画を抜いて話しするのであれば、総合公園の中でしかできないはずですよ。

次に、ホテル計画ですが、本当に建設は可能なのでしょうか。これも昨年の23年6月の定例会で、能村議員の答弁で、町長は「例えば」と前置きした上で、「市街化調整区域、今のままで民間の皆さんに建築してほしいということでも、これは建築できないということでもありますので、全体を公園用地とした上で、その公園を利用される方が宿泊する施設ということで建築するというのであれば民間も可能ということでもあります」と答弁をしております。

今回、どんな形で県に対して調整区域の解除を申し入れたのか。また、調整区域の解除するまでにどれぐらいの年月がかかるのか。もう一つ、調整区域の解除は実際可能なのでしょうか、お聞かせください。

ほのぼの湯のこともずっとここにひっかかってきますので、そこだけはっきりお答えいただきたいと思います。

○議長【夷藤満君】 八十出町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 今ほどホテルの話

ですが、この間、具体名をなかなか言えないというそんな話もあって、何となく歯切れの悪い話に委員会なんかではなっているのかもしれないんですが、しかし町に宿泊施設がほとんどないということやら、金沢医科大学で学会があったときとか、あるいは長期に入院されている患者のために、あるいはドックなんかでも利用した形でお客さんに来ていただくメディカルツーリズムの関係で考えれば、どうしても宿泊施設が欲しいというこんなお話ももちろんあるわけでありますから、そのためには何とんでもでもこれを成功させないかんといいそんなお話で、この間詰めてきたところでございますし、委員会が違って、どんな形で把握されているかわかりませんが、私は市街化調整区域であるがゆえに、民間の業者がそこでホテルを建てるということは大変難しいというお話はずっとあったわけであります。

しかし、町長会の中でも知事に申し上げたこともあるんですが、確かに今の法的に言えば難しいかもしれませんが、そのことを可能にする方法もあるという、そんなことも私たちもお聞きしたものですから、ぜひとも新幹線金沢開業の効果を内灘町も得ようとするんだったら、ぜひともそんなことを前向きで柔軟に対応してくれるようお願いできんのかという話で知事をお願いしたときに、対応しようというふうに土木部に言っていただきましたので、これから私たちはずっと担当レベルでは10回以上にわたって交渉をしている最中であります。

最近変わってきたのは、行ったときに、こんなふうな形で土地利用計画を考えたほうがいいのかというそんなご指摘もいただきながら、順番に重ねていくということでもありますから、少しずつ前へ向いてきたのかなということを感じるわけではありますが、まだまだ厳しさについては変わらないということでもありますので、ぜひともそんなことを我々の意思を皆さんとともにわかっていたいただきたいと、こう思

っているところでございます。

そして何よりも大事なものは、町挙げて、議会の執行部も挙げて、この事業についてはぜひとも県に対して認可をしてほしいと。そんなことをするためにこれから頑張らないかんと、いうふうに改めて決意もしているんですが、もう少し前になります、議長のほうからも知事に対して要望していこうと、そんな話もいただいたわけでありましたが、これから議会の皆さんにも一緒になってそうした活動をやって我々の総意をぜひ見せないかんと、このように感じているところでございます。

○議長【夷藤満君】 太田議員。

○1番【太田臣宣君】 町長、本当にそのとおりなんです。県が土地利用計画をこうすればいいとか言うのは当たり前なんです。もっと早く調整区域外すのであればきちっと県と協議して、向こうの企業が進出予定があるからといっていきなりやるのは計画的に無謀じゃないですか。相手企業に対しても、いつ調整区域が外れるのかすらわからない。私らも、いつ調整区域が外れるのかわからない。本当にできるのか、調整区域が外れるのかどうかすら県頼みなんですよね。それは間違いないと思いますよ。

それだけ申し上げて、次に移ります。

次に、白帆台小学校です。

いつごろをめどに建設を考えているのか。また、そのときに西荒屋小学校を残すのか残さないのか。せんだっての答弁で、何回か白帆台小学校の質問あったかと思えますよ。教育長もお答えしました。西荒屋小学校は、地域の核であり、大切な学校であるという話だったかと思えます。

今、通学区域審議会を突然立ち上げ、いまだ通学区域審議会も1回しか開かれてないというふうな話は聞いております。どうなるかまだはっきりしていないのに通学区域審議会開いて、学校の規模もわからないのにどういうふうな区域割りするかすらできないと思

ますよ。しっかりと建てる予定があるのであれば、こういうような形で通学区域審議会にお願いしたいという中身を町のほうからしっかりと、通学区域審議会ですら審議をしていただくのか。ただ通学区域審議会ですら集まったとしても、西荒屋小学校を残すのかどうかすらわからない。白帆台小学校いつ建つのかどうかすらわからない。そのような中で、委員の皆さん議論しなきゃいけないんですよ。

通学区域というものは、小学校はここにあり、どの校区にこの子供たちが通うかということなんです。残すか残さないかも示さず、はっきりと。残すのであればしっかりとそれを伝えないと、通学区域審議会ですら区域割りなんてできるはずがないんです。それについてお答えください。

○議長【夷藤満君】 八十出町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 白帆台小学校の経緯ですが、これは何人かもうこの本会議に質問されて私の思いを申し上げた中でも、平成27年に建設ということに何とかしたいというお話もさせていただきました。そのために、じゃ一体何をするかということ、あるいは人口の推移が、白帆台の人口の推移がどうなっていくのかということも含めて検討させていただいているところでございます。

そんな意味で、今、審議会を開催していただいて、きちんと答申をいただいた上で確実にやっつけよう、こんなことで、にわかになんかやっつけよう、そんな意味でなくて、それこそ私たちの方針に従ってやってきたところでございますし、西荒屋小学校については、前から言っているんですが、私たちはそれを撤去するつもりはございません。

西荒屋小学校は、少数であっても大切な小学校であります。区民の皆さん、本当に室の皆さんもそうですが、何とかしてこの学校を残してほしいという、そんな声は私どもはタウンミーティングを通して十分聞いているわ

けでありますから、これからも、もういいよというふうに言われるまで我々は、せっかく大規模改修したわけですから残していきたい、このように思っている次第でございます。

○議長【夷藤満君】 太田議員。

○1番【太田臣宣君】 学校を整備するのであれば、それでいいと思いますよ。規模は考える必要はあると思います。ただ通学区域審議会でするので、西荒屋小学校、議会のタウンミーティングでも質問あったんですよ。残すのか残さないのか。町は残すつもりないんじゃないかという質問がありました。今の答弁で残すということはわかりましたので、きちっと通学区域審議会に伝えて、そうでないと通学区域の審議なんて間違いなくできませんので、残して審議してくださいということを伝えるべきやと思います。町長の方針がそうであるならば、そうしてください。

次に、北部開発について聞きます。

町長は昨日の生田議員の答弁で、北部開発については思いは一緒との答弁をされました。何について一緒なんですか。思い入れが違うんじゃないんでしょうか。議会で北部開発の議論をしたことがあったでしょうか。町長の思いをお聞きしたい。

また、選挙のたびに町長は南北の均衡を図ると、北部開発を促進すると毎回のようにおっしゃっていたかと思います。今から本当に議論が始まっていくのか、不安でなりません。その辺のご答弁をよろしく願いいたします。

○議長【夷藤満君】 八十出町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 北部開発のお話ありました。きのうも生田議員に対してお話をさせていただきました。不安でなりませんと言うけれども、議員としてもし太田さんがそんな思いがあるんだったら、北部開発についてこう思うんだというお話をぜひしてほしいんです。私はきのうも申し上げたんですが、町はこれまで、先ほど言いましたアウトレッ

トについてもそうですし、メガソーラーも今もそうなんです。何かしてきっかけをつくって北部地区に元気を出していただきたい、こんな思いがあったんですね。

宮坂の南線もそうでした。そして宮坂の公民館もそうでした。それは北部が大事だからこそしたいと思っていますし、室地区の圃場整備事業もそうなんですよね。それはそれだけで全部がいいという話ではないんですが、そのことも一つの手段として、今度は互いに力を合わせてやっていこうよと。

きのうも例を出しましたけれども、開発促進協議会の皆さんが、例えば西荒屋が今度事務局になったということで、いろんな意見を出してくれました。そんなご意見を出して町も加わって、北部開発については我々はこうするんだという話をぜひ進めたいと思うんですよ。そんな後ろ向きの話でなくて、前を向いて話ししようよ。いつもそう思うんですけどね。

以上です。

○議長【夷藤満君】 太田議員。

○1番【太田臣宣君】 この1年間、後ろ向きにしているのは町長だと思いますよ。北部の開発についても、委員会の中で、全員協議会の中でも急傾斜地についてや上の道路の舗装についてや、今やるべきなのかという話もしていますよ。議会から意見がないという話ではないですよ。町からどンドンどンドン示されてくることを議会で議論して、すぐさま議会で採決と。私らこの場へ来て議会に立つと、賛成か反対なんですよ。その前に、しっかりと議会と議論をするべきなのではありませんか。

それはいいです。もう時間ないんで。

最後の質問です。

議会のほうより国、県に対して陳情に伺ってほしいと、こういうことも再三申し上げてきましたよね。議会は町長にいろいろな話をしておると思いますよ。町長は、陳情に伺う

旨の発言をされたと思いますよ。いつ、どこに、何回、正式に陳情を申し入れて伺ったのか、お聞きしたいと思います。

先ほどから県としっかりやっていきたい、町長会で申し入れた。町長会で申し入れるのではなくて、町の大切な施策なので、しっかりと知事のほうに直接陳情に行くなり国のほうに陳情に行くべきだと思いますが、正式に行かれたんでしょうか。

○議長【夷藤満君】 八十出町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 国に対しての陳情あるいは県に対して陳情といいますか要望、これは違った形で、私、例えば内灘町だけというんじゃないで、例えば2市2町で一緒に行くとか、そんな形で行っていますけれども、町独自で行っているということはないんですね。

さっき言いましたけれども、町長会で物を言っているというのは、町長会のところへ知事が参って、知事との直接話ができるという話の中で私は言っているわけで、決して知事がいない中で言っている話ではないんですよ。

だけど、例えば町に対して、町がさっきも言いましたホテルの誘致に対して、大事なんだ、議会も大事やし我々も大事なんだという気持ち一つなら一緒に要望に行きましょうよと。それは宮坂でもそうですけれども、今、担当レベルでしかやってないんですが、そんなことを議会も、よし俺らもやってやろうと、そんな話があったら力になるわけですから、ぜひお願いしたいと思います。

○議長【夷藤満君】 太田議員。

○1番【太田臣宣君】 議会もいろいろ町長に申し入れていますので、町長、議会とうまくやっていきたい、人とのつながりを大切にしたいという答弁されているんでしょう。もう少ししっかりと議会の意見も聞き入れることも必要だと思いますよ。

聞くと、正式に陳情を申し入れたような雰

囲気でなかったですけれども、町長会で、それは知事に会って知事と話す機会はあるでしょう。そうじゃなくて、議会の委員会で再三申し上げていたのは、議会も一緒になって行くこともあっていいと思います。一緒になってやるべきことは一緒になって進めていくべきだと思います。

ホテル開発、ソーラーにしても、今進んでいる中なのかもしれません。でもどうなっていくかはっきりとまだわかってないんですよ。だから聞いているんです。だから質問するんです。反対しているとか言うたことないでしょう、委員会の中で。そこだけわかっていただきたいと思います。

いろいろお聞きしましたが、私が議員になってからこの1年数カ月の間だけで、これだけはっきり町の将来に係る重大な事業があるんですよ。もっと計画性を持って取り組んでもらわないと困ります。

それと今後、3期目の話もありましたけれども、しっかりと議会とともに取り組んでいただきたいということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長【夷藤満君】 2番、中島利美議員。

〔2番 中島利美君 登壇〕

○2番【中島利美君】 議席番号2番、中島利美です。

平成24年第3回内灘町議会定例会におきまして質問の機会を与えていただき、まことにありがとうございます。通告に従い、町立小学校で起こったいじめ問題について、一問一答方式で質問に入らせていただきます。

私は、今回この質問をするに当たり、大変悩み、本当に質問すべきなのかどうか考えました。その中で基本としてあったのは、加害者、被害者どちらにも偏った考え、判断はしないこと。真実をしっかりと確認した上で町民にしっかりと真実を伝えることを根底に踏まえ、質問に当たり私なりに調査をさせていただき

ました。当然、被害者児童の両親及び加害者である保護者本人にも直接会い、お話を伺わせていただきました。

そのとき感じたことは、被害者、加害者双方とも今回の事件以来、間もなく1年がたとうとしている現在も何一つ解決しておらず、当事者のみならず当時の関係者など多くの方が今もなお悩み苦しんでおられるという現状です。

それと同じく、町民の皆さんからは、一体どうなっとるんや、町は何をしとるんやという声が数多く寄せられております。

私は、子供を持つ一人の親として、また町民の皆様から負託を受けている議員として、しっかりとこの問題に取り組む決意をさせていただきました。

きょうおいでになっているマスコミの皆様にも、どうぞ誤解を招くような報道がなされないようしっかりと真実をお伝えいただきますようお願いいたします。

ことしに入って全国でいじめ問題が発覚し、連日ニュースや新聞で取り上げられるようになったことは、皆さんもご承知のことと思います。そんな中、我が内灘町でも昨年の10月27日、町立小学校校内において在校生徒の保護者が児童を殴り、けがを負わせるという前代未聞の事件が起こってしまいました。この事件は、文部科学省の記録にも残るほど重大案件として取り上げられております。

事件発生から間もなく1年が経過しようとしています。先日行われた裁判でも加害者である保護者は判決を不服とし、控訴したと聞いています。所管である文教福祉常任委員会や議会全員協議会などでもこれまで町執行部側より報告を受けてまいりましたが、事件の真相を明らかにするためにも、いま一度事件の発生から現在に至るまでの詳細な説明をお願いいたします。

○議長【夷藤満君】 北川真由美学校教育課

長。

〔学校教育課長 北川真由美君 登壇〕

○学校教育課長【北川真由美君】 ただいまのご質問の事件の詳細な経過ということでございますが、議場の場ということもありまして経過、詳細ということではなく、時系列にご説明をさせていただきたいと思っております。

当該事件は、昨年の10月27日の1限目の授業中に発生しております。娘がいじめに遭っているとの思いを抱いた保護者が町内の小学校に行き、お子さんの隣の席の男児の顔面をげんこつで複数回殴打し、全治10日のけがを負わせたという事件でございます。

すぐに学校から町教育委員会に連絡があり、職員が学校に出向き、事の顛末やけがの程度を確認しております。その日の夕方、当該小学校において、学校関係者、町教育委員会が同席し、殴った側の保護者が殴られた側の保護者に謝罪する場を設けましたが、当日、誠意ある言葉が出ることはなく、被害側のご両親と物別れになっております。

その後、町教育委員会は臨床心理士会にカウンセラーの派遣要請をかけまして、被害児童に対して心のケアに努めるよう学校に指示を出しております。もちろん、加害児童のほうにもカウンセラーの派遣要請はかけております。

以降、緊急の臨時教育委員会、学級保護者会、学校評議員会、学年保護者会等を間髪を入れず開催し、学校児童及び保護者の皆様に動揺が広がらないよう対処するとともに、石川県教育委員会とも連絡をとり合いながら事態の収拾に努めてまいりました。

その後も、殴った側の保護者、殴られた側の保護者及び学校長や担任教諭も交え、たびたび話し合いの場を持つてきましたが、殴った側の保護者から誠意ある態度を見せていただくには残念ながら至りませんでした。

このような経過をたどったことから、被害児童の保護者は事件から2週間余りたった昨

年11月9日に警察署に被害届を提出し、以後この事件は傷害事件として扱われることになりました。事件が司法の手に委ねられたことから、これ以後、町は弁護士の指導を仰ぎながら事件解決に対処してまいりました。

この間も何とか事態の收拾を図りたいという思いから、学校関係者、町教育委員会はもとより、地元の区長さん、町議会議員の方にも間に入っていただいて謝罪の場を持つ機会を設けようとしたしましたが、加害者側の保護者から誠意ある言葉が出ることはなく、残念ながら和解するには至りませんでした。

そして、ことしの1月6日に金沢簡易裁判所より、加害者側に罰金30万円の略式命令が下っております。当人は、この判決を不服として正式裁判を要求し、ことし2月28日に裁判が開始されております。

町教育委員会では、ことし5月の第4回公判から計3回の審理を傍聴し、学校側の証言、加害者側の意見陳述などを聞いておりますが、審理の中身はあくまでも傷害事件ということに特化したものでございまして、当日の学校現場の様子再現が主なものでございました。報道されているようないじめに関する詳細な審理は全くなされておりません。

判決は8月8日に出されまして、当初の略式命令を支持する罰金30万円の内容でございましたが、加害者はこの内容を不服として8月10日に控訴をしております。

判決後、報道各社が役場、学校のみならず被害者やその周辺にまで取材に押し寄せ、また一部報道機関や関係者が当時の関係児童宅に執拗に訪問を繰り返しているとの情報も多く寄せられましたため、町教育委員会では、石川県教育委員会や弁護士等とも連携を図りながら、これ以上不安や動揺が広がらないよう現在も対処をしているところです。

これまでの経過、概略ではございますが、以上でございます。

○議長【夷藤満君】 中島議員。

○2番【中島利美君】 ただいまは経過説明をありがとうございました。

そこでお尋ねいたします。町の長である町長並びに教育長は、現在までに被害者家族及び加害者家族にお会いになったことはありますか、お答えください。

○議長【夷藤満君】 西尾雄次教育長。

〔教育長 西尾雄次君 登壇〕

○教育長【西尾雄次君】 中島議員のご質問にお答えします。

教育長の私は、加害者側の当事者と被害者側の当事者とそれぞれ2度の面談の機会を持っております。町長につきましては、これは教育行政の領域のことでございますので、面談はいたしておりません。

以上です。

○議長【夷藤満君】 中島議員。

○2番【中島利美君】 それでは、再度、教育長にお尋ねいたします。これまでに行われた学校での保護者説明会などに教育長はご出席されたことはありますでしょうか、お答えください。

○議長【夷藤満君】 西尾教育長。

〔教育長 西尾雄次君 登壇〕

○教育長【西尾雄次君】 学校における保護者説明会は2度行われております。11月3日と12月11日だったかに2度あります。2度とも私は出席いたしておりません。

以上です。

○議長【夷藤満君】 中島議員。

○2番【中島利美君】 それでは、お尋ねいたします。これまでの全員協議会や3月の定例会でも再三にわたり、教育長にはなぜ出席されなかったんですかという質問を各議員から追及されていることと思います。でも、いまだに納得のいくような答弁をいただいております。いま一度お尋ねいたします。なぜ保護者説明会に教育長は行かれなかったんでしょうか。

○議長【夷藤満君】 西尾教育長。

〔教育長 西尾雄次君 登壇〕

○教育長【西尾雄次君】 当該事件は、学校そのものが子供に加害を与えると、教師による暴力とかそういう事案ではなく、そうではなく子供を傷つけるといいますか暴力を振るう意思を持って入ってきた、そういう人によって行われた傷害事件であり、内容でございました。

学校そのものが社会的な信頼を揺るがすような、そういう事態であるならば教育行政は前面に出てその対応をしなければならぬと思っておりますけれども、今般の事件は学校そのものはそういった意味では信頼を損のようなことはなかったというふうに認識しておりましたので、私は学校の長あるいは教職員に委ねたわけでございます。

以上です。

○議長【夷藤満君】 中島議員。

○2番【中島利美君】 私は、ただいまの答弁をお伺いいたしまして、まことに遺憾であります。なぜならば、このような事件が起こったこと自体、学校の信頼を損ねているのではないのでしょうか。誰が加害者かとか学校に責任があるとかないとか、そういうことではなくて、学校の中で児童が殴られてけがを負ったということ自体、学校の損失というものは、信頼を失ったということは事実ではないのでしょうか。

教育長、教育長は当然、地方自治法をお読みになったことはあると思いますが、地方自治法では180条の第8、1項で、教育委員会の職務権限は「学校その他の教育機関を管理し」とあり、また、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する権限ともあります。法律でしっかりと教育の管理、そして安全も教育委員会の権限の中にとつたわけてあるのにもかかわらず、学校で起こった事件が、その加害者が保護者であるという観点だけで、教育委員会、そして町は言い逃れができるのでしょうか。

私は、町立小学校の中で起こった重大事件として、絶対に教育委員会にはこれは言い逃れできないと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長【夷藤満君】 西尾教育長。

〔教育長 西尾雄次君 登壇〕

○教育長【西尾雄次君】 言い逃れする、そういう意味は毛頭ございません。そして、教育委員会が学校の管理について責任を負うということについても十分に認識いたしております。

しかし今般の事件については、特に私自身が保護者の前に出て説明をする、そういうような性格のものではなく、学校長が説明をする、それで足りると、そのように私は判断いたしました。

以上です。

○議長【夷藤満君】 中島議員。

○2番【中島利美君】 ただいまの答弁も、まことに遺憾であります。私が出ていくような事案ではない。学校長や担当者に任せればよい。それぐらいのことにしか思っただけでいいのでしょうか。これを聞いている被害者児童の保護者、そして加害者はどう思われるのでしょうか。

私は、町立小学校である以上、町、教育委員会、学校は三位一体で教育に携わり、管理していくことが当然と考えます。これは民間の小学校ではありません。3月の教育長の人事案件の討論の際にも、教育委員会、行政は必要以上に学校現場に立ち入るべきではないという意見もありましたが、こんな重大な事件の際に立ち入らないで、いつ教育委員会は立ち入るんですか。

事件は会議室で起きているものではありません。現場で起きているんです。映画のせりふではありませんが、現場に向かわないで、当事者に会わないで、どこで議論をなされているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長【夷藤満君】 西尾教育長。

〔教育長 西尾雄次君 登壇〕

○教育長【西尾雄次君】 当然、保護者説明会の前段階においては、学校長ほか教職員とどのような説明をするのか、どのような内容で議論を進めていくのか、事実の状態はどうであるか、そういったことを当然に聞き取って、その上でそれでは学校長がやるということになって私は出なかったわけでございまして、決して逃げたわけでも隠れたわけでもございません。

以上です。

○議長【夷藤満君】 中島議員。

○2番【中島利美君】 それではお伺いさせていただきます。教育長は、教育委員会にも属しているわけなんですけど、この事件に関して教育委員会では議論されたことがあるのでしょうか。また、議論された経緯があるのであれば、どのような見解で、どのような意見があったのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長【夷藤満君】 西尾教育長。

〔教育長 西尾雄次君 登壇〕

○教育長【西尾雄次君】 教育委員会におきましては、10月27日に事件が起こっているわけなんですけれども、週明けの10月31日に臨時の教育委員会を開催いたしまして、事件の経過、経緯、そして概要についてお話をし、被害児童のケアであるとかそういった善後策について協議をいたしたわけでございます。

以上です。

○議長【夷藤満君】 中島議員。

○2番【中島利美君】 何だかとても表向きのような体裁のいいご説明だったんですが。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

現在では事件当時の学校長は退職され、担任の先生も異動になり、役場担当部署でも教育次長、学校教育課長など事件当時第一線に対応に当たった方々がほとんど異動になり、現場を離れてしまっております。現在は誰がどのように対応に当たっているのか、お答え

ください。

○議長【夷藤満君】 西尾教育長。

〔教育長 西尾雄次君 登壇〕

○教育長【西尾雄次君】 学校は、学校長の定年退職によりまして後任の校長が着任いたしました。また、教育委員会事務局のほうは、教育次長兼学校教育課長と指導管理担当課長が異動で転出いたしまして、後任に教育次長、学校教育課長、指導管理担当課長とそれぞれが着任をいたしておりまして、現在はその体制で対応いたしております。

それぞれが仕事の交代時に十分に引き継ぎを行っております。遺漏なく対処いたしております。

以上です。

○議長【夷藤満君】 中島議員。

○2番【中島利美君】 事件当時の担当者の皆さんも、そして現在引き継ぎをされた職員の皆さんも、本当に汗水流してマスコミの対応やら保護者の対応やら学校の対応やらに追われております。そのことをしっかりと教育長には認識しておいていただきたいと思えます。

次に、先日8月8日に、今回の事件の在校生の保護者が児童を殴りけがを負わせた、いわゆる傷害事件に対して、裁判所の判決が下されました。判決内容は、加害者に対して罰金30万円の支払い命令。その判決理由の中で裁判所は、「いじめに遭った我が子を守ろうとする親としての気持ちは十分に理解できる」と言われました。町は、これまで一貫して、いじめはなかったとしてきたことに対して、いじめはあったと言われた裁判所の発表を受け、テレビのニュースも新聞各社の報道でも「いじめはあった」というフレーズだけがクローズアップされておりました。そのことに対して、町はどう受けとめておられますか、お答えください。

○議長【夷藤満君】 西尾教育長。

〔教育長 西尾雄次君 登壇〕

○教育長【西尾雄次君】 加害者から暴行を受けた当該被害児童が加害者の子供をいじめていたという事実はございません。加害者は、さきの金沢簡易裁判所における公判の中で、自分が教室の中で殴った児童が加害者の子供をいじめたから子供に言われて殴りに行ったんだと、そういった趣旨の主張をいたしておりますが、この児童が加害者の子供をいじめたという事実はございません。

そもそもどうしてこういうふうな誤解が生じたか、非常に残念なことでありますけれども、裁判官が判決理由の中で次のように述べていることに社会の誤解があると思います。今ほど中島議員が読み上げられた部分も含まれますけれども、こういった判決理由が誤解を生じたのだと思います。

ちょっと読みます。「被告人は、いじめにより不登校になっていた娘が授業に母親が付き添うことでようやく登校を再開していたところ、たまたま母親が途中で帰宅したため、娘からいじめが始まるかもしれないとの不安から被害者を殴ってほしいと言われ、翌日、学校の教室に行き本件犯行に及んだもので、親として娘からいじめに遭うかもしれないとの訴えがあった中で、何としても娘を助けたいという心情は十分理解できる」云々と、このような趣旨のことが述べられていたことから、当該被害児童があたかも加害者の子供をいじめていたかのような、そんな大きな誤解を社会に与えたものと考えております。

そもそもこの裁判では、先ほど北川課長が経過の中で申し上げましたけれども、加害者側が一方的に主張しているいわゆるいじめにつきましても、裁判の中でその有無について審理が行われなかったにもかかわらず、判決時に至って裁判官のこうした社会に誤解を招きかねない、つまり被害児童がいじめをしていたかのような、まるでぬれぎぬを着せられたに等しい、こういった判決理由があったことは、繰り返し申しますけれども極めて遺憾

なことであると考えております。

○議長【夷藤満君】 中島議員。

○2番【中島利美君】 ただいまの教育長の答弁、絶対に間違いはありませんね。この議場におられるマスコミ各社の皆様にも、しっかりとこの点は認識していただきたいと思っております。

私が独自に調査した限りでは、被害に遭った殴られた男子児童は、たまたま席が隣であっただけで、今回の直接的原因になるいじめそのものには関与していなかったと確認しております。このことが事実であるのならば、裁判所が発表した「いじめはあった」という発言は、おのずとこの被害児童と捉えられてしまうのです。

この被害児童も中学生になり、今は町内の中学校に通っています。また、この被害児童の兄弟は現在も町内の小学校に今在学中です。町がしっかりと事実説明をしないまま、弁護士や裁判所、あるいは警察等に任せるといふどこか無責任な対応をしてきた結果、被害者の家族は今も肩身の狭い思いをし、また何か報復をされるのではないかという恐怖と戦いながら毎日を過ごしていらっしゃいます。

その点について、なぜもっと町は、教育委員会は社会に対して、被害者児童の両親に対してきちんと説明、弁明をされてこなかったのでしょうか、お答えください。

○議長【夷藤満君】 西尾教育長。

〔教育長 西尾雄次君 登壇〕

○教育長【西尾雄次君】 この事件につきましては、加害者側がいじめがあったという内容のことを申しておりますけれども、この内容というものは、非常にいじめというにはいじめた側がかえって傷つくくらいの内容でありまして、このこと自体を非常に大きく取り上げるといふことになる、いじめたと言われた非常にたくさんの子供たちあるいはその家族が非常に傷つくことになるわけでございます。

現在、先ほども申し上げておりますけれども、こういった判決、非常に紛らわしい、ぬれぎぬを着せたようなこういう紛らわしい判決理由を述べたばかりに、被害者本人や、あるいはそのご家族の方が非常に苦しむという事態を招いている。こういうようなことが広い範囲で非常にささいな言葉のやりとりの中のことが問題にされて、あたかも大事件のようにどんどん拡大していくということの全体的な教育的な状況を考えると、どうしても事件をそんなに大きく大々的に伝えるというようなことは差し控えさせていただいたという、そういう経緯がございます。

以上です。

○議長【夷藤満君】 中島議員。

○2番【中島利美君】 済みません。私の発言の中で不適切な部分があったので、訂正させていただきます。

発言の中で、具体的な学校名が出てしまったことをまことに申しわけなく思います。その部分については削除をお願いいたします。

それでは、引き続き質問に移らせていただきます。

加害者の方は控訴された理由を、町と教育委員会のこれまでの対応を絶対に許さない、最後まで戦うとおっしゃっています。これが控訴された理由だそうです。何が人をそこまで憎しみの塊にさせたのか。なぜこんなにも事件が長引いているのか。ここからは町長にお尋ねしたいと思います。お答えください。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 中島議員の質問ですが、なぜ加害者がこうまでして町、教育委員会を控訴にしようという気持ちにさせるのかということではありますが、私自身が直接かわってきたわけでもないものですから、先ほどの教育長の答弁のとおりだと思っているんですが、そのことが自分としたら納得がいかないと、そんな思いで控訴されたのだら

うと、こう思っているしか私としたら思えないということでもあります。

○議長【夷藤満君】 中島議員。

○2番【中島利美君】 町長は今、今はこれだけしか言えないということはおっしゃいましたが、私は前にも申し上げましたように、町立小学校ということは町、教育委員会、学校、それぞれが同じ立場だと私は認識しております。それを踏まえて、町長にもお考えいただきたいと思います。

今確実に言えることは、1年がたとうとしている今もなお何にも解決していないということです。被害者家族は誹謗中傷に悩み苦しみ、加害者の家族は今もなお当時の関係者に話を聞きにいつていると伺っています。当時の関係者を初め、子供を預けている保護者の皆さん、教育現場の先生方、ひいては町民の皆さんが、一体どうなつとるんや、町は何をしとるんやとおっしゃっています。

町長は、この事件、どうすれば解決につながると思いますか、お答えください。

○議長【夷藤満君】 八十出町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 今ほどの質問であります、町はどうすればいいのか、解決の道になるのかという話なんです、問題は司直の手に渡っているわけでありまして、裁判のさなかということでもあります。その推移を我々は見なければいかんのですが、一方で、全国的ないじめ問題が盛んに報道されて、それぞれの教育委員会、町、市が責任も感じながら一生懸命、いじめが二度と生まれないような、そういう体制をどうつくるかという、そんな思いで今一生懸命やられているというふうに思っているところでございますし、当然、我が町の教育委員会もそんなことも同じ気持ちで一生懸命、再発防止に向けて頑張っているんだと、このように思って我々信じているところでございます。

いずれは司直の中から結論が出て、そのこ

とが町民の間の中にきちんと広がれば、私は誤解も解けるのではないかなど、このように思っている次第でございます。

○議長【夷藤満君】 中島議員。

○2番【中島利美君】 今回、この事件がこんなにも長引き、こじれた原因の一つは、どこか町としての姿勢が他人事のように司法の手に委ね、傍観者のように見守っていた、そんな姿勢が原因ではないでしょうか。人としての誠意のない対応、それが招いた結果ではないでしょうか。

人の心を解きほぐし問題を解決するのは、裁判でも罰金でもありません。いじめという本当にデリケートで、どこからがいじめで、どこまでが子供同士のふざけなのか非常に難しい問題ではありますが、その背後には家庭環境や個々の性格など解決すべき問題は都度違いはあると思いますが、学校という場所は何よりも安全で安心でなくてはならないということです。その観点からしましても、今回、町立小学校で起こった事件は前代未聞であり、あってはならないことが起こったということです。

以前、全員協議会で教育長に対して責任問題が追及された際に、教育長は、任命権者である町長に判断を委ねますと答えられました。そして町長は、しかるべきときが来たら、そのときにしっかりと責任をとりたいと思うと述べられました。事件から1年を目前に、町長のしかるべきときとはいつなのか、お答えください。

○議長【夷藤満君】 八十出町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 ただいまの中島議員の質問であります。しかるべきときが来たら考えたいということに対して、どうなのかと、それはいつなのかという話でありました。

昨年の12月議会でしたかね、私がしかるべき時期が来たら考えたいと申し上げたということを抑えての話だと思うんですが、私は教

育長本人から、事態が収束した段階で責任の所在を明らかにして町長にみずからの進退を問いたいという、こうした強い意思表示があったものですから、もしあの傷害事件が加害者の主張するように、学校側がいじめを見逃ごしたことが原因で、その結果生じたものであるならば、学校側にその責任があり、それを監督する責任を負う教育長にも当然責任があるものと、そんなふうにも思っているところでございます。

現在は、先ほどから申ししているように加害者のほうが控訴をして裁判が継続中でありますので、私もこの裁判の推移を見守りながら、しかる後に判断をしたいと、このように考えているところでございます。

○議長【夷藤満君】 中島議員。

○2番【中島利美君】 私は、この事件、大きく2つに分けて捉える必要があると思うんです。今ほど町長は、いじめがあったのかなかったのか、本当にそういうことがあったのならば学校の責任は問われるとおっしゃっていましたが、そのこと以前に、学校の中で傷害事件が起こってしまっているんですよね、現実。このことに対しては、もう現実としか言いようがありません。先ほどから再三もう言っていますが、町、教育委員会、学校の責任は、私は絶対にあると思っています。

今回の事件、そして裁判は、被害者児童の保護者が加害者を訴えた形になっているから町は終始、冷静な対応だとか司法の判断に委ねるとかいった発言をしてきておりますが、被害者の保護者が万が一、町の小学校で起こった事件の追及という形で町を訴えていたらどうなっていたと思いますか。加害者を学校に入れた責任、そして安全管理の面では、私は町は絶対に言い逃れはできないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長【夷藤満君】 西尾教育長。

〔教育長 西尾雄次君 登壇〕

○教育長【西尾雄次君】 先ほどの答弁の中

でも申し上げましたが、この加害者は担任の教諭に、子供たちに自分の子供の気持ちを語らせてほしいという言葉で教室に入れてもらったわけです。これは本当に加害者の子供がこれから皆と仲よくやっていけるのなら、それも大切なことだなというふうに判断した教諭の判断でございました。

しかし、この裁判の中で明らかになったのは、加害者本人が言っているんですけども、子供に言われて殴るつもりで行ったと。そして殴ったんだというふうに言っているわけですから、これは非常に大きな欺瞞きまんの中で教室に入り込まれたわけですから、防ぐのは非常に難しかったと私は思っています。

しかし法論理でいくと、やはり教室にそういう者は入れるべきでないという法論理は当たると思っています。しかし、その冷厳な法論理だけで世の中が動いていったら、本当に心ある教師、本当にいいクラスをつくらうとしている教師はみんなそういうことを躊躇するよな、こんな世の中になると私は思います。

そういったことで、この教師のやったことを責めることはできないと私は思っています。しかし私は、やはり被害者の子供が学校で殴られるということになった。加害者がどういふふうな形で入ってきたものであれ、安全を守り得なかったということについては町は大きな責任があると思います。

そういった意味で、私自身は、先ほど町長も答弁いたしましたけれども、その事件が本当に解明し尽くされた段階でしっかりとその進退を問う。それは被害者の子供を守り得なかった町の教育者としての、教育行政の責任者としての対応をとらねばならんと、そんなふうに思っているわけでございます。

以上です。

○議長【夷藤満君】 中島議員。

○2番【中島利美君】 私は、最後にどう責任をとるかということを実は問いたいのではなくて、できることならば、これまでも教

育長が現場の第一線に立って被害者、加害者、そして学校の保護者の皆さん、教育現場の先生方、みんなの前に顔を見せて、第一線で私が責任をとるからということで指揮をとっていただきましたかった。それが今日までそういう姿勢が見られなかったということが私は非常に残念に思うのです。最後に責任をとればそれでいいという、私はそういう結末は望んでいません。

これからも裁判は続くでしょう。そして、まだ結論は何も出ていません。これから教育長がどう対応されるのか、しっかりと私は見守っていきたいと思います。

そして最後に、私は子供を持つ母親として、事件発生以来、同じ町に住む子供が、そしてその両親が、親族が、関係者が今もなお苦しんでいるという現状に目をそらすことはできませんでした。

最後に、町長にお尋ねいたします。昨日、町長は3期目に対する思いを熱く語られましたが、その中で、内灘町は子育て、教育は県下ナンバーワンを誇れる町だというふうにおっしゃっていました。その言葉を受けたときに、私は、今回の事件の解決をなくして、どう町民に弁明されるのか、町長の胸の内をお聞きしたいと思います。この町に暮らす町民が町内で起こった事件で苦しんでおられる姿を見て、町長はどうお感じになられ、町民に対してどう責任をとられるのか、しっかりとお答えいただきたいと思います。

○議長【夷藤満君】 八十出町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 きのう、3期目の決意ということで申し上げさせていただきました。その中で、我が町は子育て支援ナンバーワン、こんな思いでこれまでも子育て支援策を充実するように頑張ってきたということについての、これは今も変わらないと思うんですが、今ほど中島議員言われたように、現実には暴力事件があって苦しんでいるご家族が

ある。そんなことについて、それはいいよという話では決してないわけでありまして、その問題の解決に向けて頑張らないかんとというふうに思いますし、より一層そうした問題が引き起こらないための教育のありよう、教師のありよう、そして教育委員会全体がどうやっていくかというそんな教育委員会のありよう、そんなこともともに知恵を出し合って、多くの皆さんから本当の意味で内灘町は子育てしやすい町だよと言われるように頑張っていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 答弁が終わりました。よろしいですか。

中島議員。

○2番【中島利美君】 それでは最後に、私からのお願いということで締めくくらせていただきたいと思います。

先ほども申しましたが、この責任は学校の教育現場の先生方は一生懸命に、そして町担当部署の職員たちも一生懸命に今日までやってきた姿は私も確認しております。それは町民の皆さんも認識していることと思います。

しかし、きょう現在まで教育長を初め町長の姿が、私が責任をとる、私に任せなさいという姿勢が見られなかったことを非常に私は残念に思っています。ですから解決に至るまで、どうぞきょうからでも構いません。大津市の市長もしっかりと被害者に謝罪をしたりマスコミに前面に対応したりもしています。教育長、町長、私はしっかりと学校の教職員、そして役場担当職員の先頭に立って今後対応に当たられることを切に願ひまして、私の質問を締めくくらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長【夷藤満君】 14番、中川達議員。

〔14番 中川達君 登壇〕

○14番【中川達君】 間もなくお昼ということでございますけれども、先ほどお二方の非常に白熱した議論で、私も同僚の議員の一人

として非常に感銘を受けさせていただきました。

○議長【夷藤満君】 済みません。ちょっと申しわけありません。時計直すまで待ってください。

○14番【中川達君】 その分だけ少ししゃべらせてください。

よろしいですか。

○議長【夷藤満君】 はい。どうも済みません。よろしく願ひします。

○14番【中川達君】 非常に同僚の一人として感銘を受けさせていただきました。

今、お若い議員さん、非常に頑張っていると思います。私たちも長い経験がございますけれども、若い議員さんたちに負けずに、ひとつあたわった任期中、あたわった職務中に一生懸命行政に対する捉え方を頑張っていきたいと、このように思って今非常に感激をいたしておる中、平成24年第3回定例会におきまして質問の機会を得ましたので、きょうは3点ばかり質問をさせていただきますけれども、一問一答でよろしく願ひをいたします。

まず質問に入る前に、国民の一人として非常に憂慮を今いたしております。この日本の主権が今脅かされているのは皆様も十二分にご承知をいたしておると思います。ロシアの北方四島の日本への帰属の問題、そして今最も騒がれている尖閣諸島、中国の侵略の問題、あるいはまた韓国の竹島の問題。そういった中、ややもしますとこの日本国が大きく脅かされる。国民の一人として納得できないという問題があります。

そういった中で、忘れてならないのは北朝鮮における今現在どこにいるかすらわからない塗炭の苦しみを負った拉致被害者のことを考えますと、何とかこの国が、政治が安定しないと国力がつかない。国民の一人として、何とか国がしっかりとっていただきたいという思いが強いわけでございます。

しかしよくよく考えますと、地方がしっかりしないと、私たちがしっかりしないと、地方が国を動かすそういった時代の中で、今ほどの発言、質問を聞いておりますと本当にこの内灘町はいい議会だなと、こう思っております。

そしてまた今、国内は非常に経済が困窮をいたしております。円高の問題、そしてきのうも報道等でされておりますけれども大きなメーカーさんの工場が撤退問題。それによって雇用の不安が余儀なくされている。雇用がない、仕事がない。そういったことを考えますと、これから先、私たちの子供や孫たちにしっかり託すべき方策を今、地域が、私たちが元気にやっていかななくてはいけないなど、このように念ずるばかりでございます。

やはり経済が悪いと、あるいはまた政治が悪いと地方がおかしくなり、国がおかしくなる。今ちょうど変革のとき、改革のとき、その変革、改革の結果がこれからはっきり出てくるのではないかなと、このように私は思いながら、まず最初に国を憂える一人として話をさせていただきましたけれども、どうぞ皆様方もしっかりと認識をいたしていると思っておりますけれども、さらなる認識の中で、今自分たちが何ができるか。地域の活力、地域の経済、そして地域の行政において何ができるかということのをいま一度認識をしていきたい、皆様も認識を持っていただきたいと、このようにこいねがいまして、ただいまから質問に入らせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず、地域コミュニティについてお尋ねをいたします。

この内灘町は、公民館制度という制度がございまして、これは日本に誇れる地域のコミュニティの場として国内外から注目をされているやに聞いております。先般も東大大学院のほうから、この内灘町の地域の公民館に対して非常にすばらしい取り組みだと。そして、

高齢化社会、あるいはまた情報基地の発信、少子化対応に反映させるべく、国策に反映させるべく内灘町に来て研修をし、さらなる研さんを積んで日本に広めたいという、そういう思いの中で先般、内灘町が補正予算を120万円ほどでしたが組ませていただいたと私は認識をいたしております。

やはりそういった東大大学院の教授の方もこの内灘町を注視している中、地域コミュニケーションの場あるいは情報の場、そしてまた震災の情報、防災の情報起点の場として、今この公民館のあり方が非常に問われているわけでございます。

そういった中で、公民館も非常に町の人口増加に伴い、町内の住民が非常に大きな数がふえてきているやに思っております。内灘町の大根布地区におきましても、大根布1丁目で大きな開発行為が行われます。住宅の開発行為だと私は思っておりますけれども、先般、そのように住宅の図面が私どもに届いたわけでございます。そしてそういった説明もいただきましたけれども、この住宅はやはり民活といいますか民営の業者さんの開発行為でございますので、非常に住宅がびっしり並んでおります。この住宅地図を見ますと、余裕というそういったものが余り感じられないような形でございます。住宅が約87区画、そして道路が、あるいは公園が、調整池がというのはありますけれども、これは当然法律に基づいた公園であり、そして道路であり、調整池だと思っておりますけれども、この住宅87区画できますと、やはり大根布1丁目において非常に大きな世帯数となり、ややもしますと内灘町17町会、区がありますけれども、1つの区よりも大きな町並みができるわけでございます。

そういった中で、コミュニケーションの場が図れるか。子供たちにしっかりと情報基地の場所の提供、これからも子供たちが遠くのところまで行って、そういった情報連絡がで

きるのか。あるいはコミュニケーションの場が図れるのかということを考えますと、非常に厳しいものがあるかと私は認識をいたしております。

これは法律だから、開発行為だから、町が法律に基づいて行政の責務としてやっているという問題では私はないと思います。やはり当然、許認可の問題は行政のほうへ確認事項として聞きますから、町のほうもああいったこと、こういったことというのは附則で申し上げると私は認識いたしております。

どうぞその場において、やはりこの87区画の中で公園も大事でしょう。しかし、そういった地域の、より小さなコミュニティの場所の確保を町として業者さんに要望し、そしてそういった適切な指導ができるかできないか、まずお尋ねをさせていただきます。

○議長【夷藤満君】 長丸一平都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 今ほどの大根布1丁目地内の開発行為の件についてお答えいたします。

開発行為に関することにつきましては、都市計画法第29条で定められております。法的には、開発業者に今ほど言いました公園、調整池、そういったものの指導はございます。しかしながら、集会所用地ということを提供することは難しいと思います。

しかしながら、今ほど大根布地区の状況、7月末現在では314世帯ございます。これにさらに開発で87区画加わりますと、ある町会よりも大きくなるようなことが想定されます。大根布1丁目町会の町会管理に負担が相当かかるかとも思われますので、法的には大変難しいのですが、そういった思いを関係業者のほうに伝えまして理解を求めたいと思っております。

○議長【夷藤満君】 中川議員。

○14番【中川達君】 今ほど答弁の中で、いわゆる業者さんにそういった要望活動をして

いくという話でございますけれども、どうぞ部長さん、しっかりと、やはり町のこれからの将来のあり方というものを捉えたときに、この内灘町はこういう集会所であれ、こういう情報基地がしっかりと整備をされている。そういった中で当然、法的な規制もあろうかと思っておりますけれども、私たちはこういうまちづくりをしたいという目的をしっかりと植えつけていただきたいという一念でございます。

どうぞそういった意味で、しっかりと、今開発行為が起きるわけですから、多少なりの坪数、そんな大きな無理な坪数とかそういったものを業者に訴えておるわけではないわけですから、しっかりと捉えてやってください。それが子供たちや孫たちが将来大きくなったときに地域でどうするか、地域の活力をどうするかということに私はつながると思いますので、ひとつよろしく願いをいたします。

それでは引き続きまして、千鳥台の町会も南北非常に大きな町会。そしてまた西のほうにも大きく今伸びているわけでございます。この町会も約10年ほど前に、これだけの大きな町会がこれから維持できるのかなという当時そういった話もございました。それ以降ぴったりとやんで、そういった話がございせんけれども、千鳥台のそういう分割、千鳥台の皆さんがこれでいいんだということになればそれで別に問題はないわけですが、そういった分割の話が今、町の行政として検討されているのか、あるいはまた、そういったことが全然ないのかをお尋ねをさせていただきます。

○議長【夷藤満君】 中西昭夫まちづくり政策部長。

〔まちづくり政策部長 中西昭夫君 登壇〕

○まちづくり政策部長【中西昭夫君】 今、千鳥台町会の分離とかそういったものについては、町のほうでは検討はしておらんと。また、町会のほうからもそういった要望はないというような状況であります。

以上です。

○議長【夷藤満君】 中川議員。

○14番【中川達君】 全然そういう話がないということでございますけれども、先般、防災の町の訓練がございました。そういった中で、やはり町内会の方から、私どもは少し遠くにおる。そして、日ごろ余り公民館まで行くことが、特に雪降る冬はなかなか行けない。もう一つ、こちらのほうにも小さなものでいいから大根布の集会所みたいなそういったものができれば、その地域の先ほど申しましたコミュニティとして自分たちで維持管理のできる、自分たちでそういった捉え方をし、中央の公民館に持っていくこともできるという声が出ております。

そういったことを私も聞きましたもので、あえて部長、こういう形で聞いておるわけでございます。そういった話が全然ないという話ではないと思います。

そこで、町長、タウンミーティング、あるいはいろんなところの老人会の会合、地域の会合という形で顔を出していらっしゃると思いますけれども、そういった声が全然なかったかどうか、そこら辺をまずお尋ねをさせていただきます。

○議長【夷藤満君】 八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 中川議員の千鳥台町会に集会所みたいなものを建設してもらえないかという、そういう声がないのかどうかという話でいえば、私の把握している限りには今のところはございません。

○議長【夷藤満君】 中川議員。

○14番【中川達君】 千鳥台もやはりそれぞれの声があると思うんですけれども、あれだけの南北の距離、そしてまたあれだけの住宅の戸数が建っている中、1つの公民館で物事をこれからお孫さんたちに渡していけるのかなという思いが非常に強いわけでございます。

千鳥台も町会ができてから、まだ新しい町

会です。そういった中で、やむにやまれず家を手放した方、あるいはまたよそへ引っ越ししていった方、空き家がぼつぼつと今見られるわけでございます。そういった中で、そういう話も全然ないとおっしゃるのでしたらそういう議論はないかと思いたすけれども、やはり中にそういった方もいらっしゃるといことは事実なんです。

ですから、中央に公民館が1局あるからという形そのものよりも、大根布区みたいにそれぞれが、一人一人がその区員と。区の中の町会として活動している、そしてしっかりと連携を保っているという、そういう形もございますので、そういった適切な場所があれば町としてその町会の、あるいは町内の皆様と、こういう情報がある、こういう形があるということをもたお聞き願って、これからのまちづくりの地域のコミュニケーションづくりの活性化のために情報を発信する、情報を受けるとい気持ちがあるかないか、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長【夷藤満君】 八十出町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 中川議員の質問にお答えしたいと思います。

冒頭おっしゃったように、地域コミュニティとしての公民館、これは本当に大事なものでありまして、私たちがこれからの高齢社会を見据えた場合に、何よりも世代間交流をできるという意味では公民館が必要だということでもありますし、そして公民館でなくても、集会所みたいなものができれば、よりいいのかなということでありました。

鶴ヶ丘の東町会も随分大きくなっているわけでありまして、そんなところがあちこちにできた場合にどうするかという話ですが、いずれの場合にも地元の町会の皆さんがどう考えるのか、区会の皆さんがどう考えるか、そして地元も予算も考えながら町も考える、そんな形で進めていければいいのかな、こん

なふうに思っていますし、今ほどの話であれば、そういう声があったら私たちも相談に乗っていきたく、このように思っています。

○議長【夷藤満君】 中川議員。

○14番【中川達君】 東大の大学院の先生方も内灘町へ研修に来るほど、そういった施設が整っている中、そしてまた、これからこの内灘町が地域モデルとして国に発信されると私は認識をいたしております。

そういった中、細部にわたってこれからのお孫さんたちのために、町長は日ごろおっしゃっているきずなであれ、地域の触れ合いであれ、そういったことをしっかりと認識するべきときが必ず来ると思いますので、今のうちにそういった町からの情報の発信、そして情報の享受をさせていただくことが大事なかと、このように思って質問をいたしておりますけれども、そういう認識だということでございますので、どうぞこれから担当におきましてはしっかりとそういった形で、また地域住民の皆様の声を反映させていただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは引き続きまして、土砂災害防止法に基づく警戒区域指定箇所についてを質問をさせていただきます。

西荒屋、そして宮坂、あるいは大根布区という地域に、昨年、法律の網がかかったわけでございます。その法律の網とは、崖地に対する警戒区域の指定という指定がされたわけでございます。当然、災害時に崖崩れというそういったことは危惧されるわけでございますけれども、先般、私たちのほうに、こういう土砂災害防止法というパンフレットが届きましたけれども、昔からこの地は指定してという形でございますけれども、地域の住民の皆さんがうちを建てかえする、あるいはまたうちを改築するという話の中で、こういう指定をされたわけでございますけれども、県のほうで国の代行としてまず調査をして、こ

れを都道府県知事あるいはまた市町村の意見を聞いた上でここを箇所づけするという、こういう法律だそうでございますけれども、この箇所づけ、そして意見を聞いて、いつ、どういう形で、どういう指定をしたのか、改めてこの公の場でしっかりと示していただきたいと思っております。

○議長【夷藤満君】 長丸都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 今ほどの土砂災害警戒区域の指定の指定されていった経緯についてお話ししたいと思います。

土砂災害警戒指定区域の箇所についてでございますけれども、以前から指定されております急傾斜地崩壊区域と同じ区域を指定しております。土砂災害警戒区域の指定につきましては、土砂災害防止法の一部改正が行われ、平成21年6月から10月までにかけて石川県のほうで土砂災害警戒区域の基礎調査を行っております。

基礎調査を行った結果を踏まえまして、その周知をするため地元説明会を開催しております。西荒屋地区では平成23年1月22日、大根布地区においては平成23年1月28日に説明会を開き、周知を図っております。

説明会では、法の制定された背景、また警戒区域及び答弁特別警戒区域での取り組みや規制について説明を行い、県としては地権者の理解が得られたということで、町のほうにその同意を求めてきております。町では、説明会で意見がなかったことから、平成23年3月で同意を県に行ったわけでありました。

その後、県では町からの同意も受け、警戒区域の告示を行い、所定の手続きを行い、指定をされたという経緯でございます。

○議長【夷藤満君】 中川議員。

○14番【中川達君】 今ほどの経緯の中でそれぞれ指定されたわけでございますけれども、問題は指定されると、このパンフレットにも出ていますけれども、一定の行為の制限とい

うのが発生するわけでございます。例えばそこで新しく家を建てかえする、そして改築をするということになりますと、当然、土砂防止の大きな擁壁、あるいはまた砂を防止する耐重と申しますか耐荷と申しますか、そういった構造物をつくらないと家は建てられないという形になるわけでございます。当然、地元の人はそういったことも余りにせず、認識していない中、そういった指定がされたと思います。

今から新しく、既に家を建てたいという形の方が西荒屋においても2名の方がいらっしゃいます。しかし、現実的にうちを建てるかということになりますと、法の網があって、その構造物を建てることによって土地の評価よりも構造物のほうが高くなるという、そういった弊害が生まれておるわけでございます。

そういったことを、地域の皆さんが余りそういった認識をしていないという形の結果が生じたわけだと思いますけれども、いずれにいたしましても西荒屋の問題におきましては、今地域の皆さんが一生懸命取り組みをし、当然、県のそういった指定でございまして、やはり地元の県議の先生と一生懸命努力をし、何とかそういった地域の皆さんの負担のかからんような姿を追っているということでございまして、私はそれ以上お話しすることはございせんけれども、今、大根布地区におきまして、大根布地区の大学の上のほうなんですけれども、大学の高台の約4軒か5軒のほうは既に30センチほど砂が崩落しているところがあるんです。だけでも地域の下の方は余りそういったことは認識がないという思いがいたしております。

そういった中で、町として、その土地の所有者、崖地の所有者、そして高台の所有者、下にいる所有者、そういった方に、こういった箇所になっているから、こういったことを十二分に認識をしておいてくださいよということをや一度、部長、認識をしていただく

必要に迫られていると思いますけれども、そこら辺を行政としてもう一度しっかりと認識をさせる用意があるのかなのか。こういう形やということを知りやすく説明するそういったパンフもつけてご案内を申し上げるということをや、そういったことができるかどうか、お尋ねをいたします。

○議長【夷藤満君】 長丸都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 今ほどの大学地区というか大根布4丁目の上あたりといえますか、その箇所については認識しております。その方々に対して周知はしたいと思っております。

ただ、急傾斜地崩壊危険地域内の土地につきましては、土地所有者であるとかその管理者、または占有者がその土地の維持管理に努めなければならないということになっておまして、その方々の対応について町が対応するということは大変難しいこととございまして、

町としては、そういったことのないようこれから啓発を行い、自分の土地は自分で守りましょうという周知は行っていきたく思います。

つきましては、今年度、土砂災害ハザードマップを現在策定中でございまして。関係地区へ配布し、周知徹底を図りたいと思っております。

また、新築される方の確認申請も受け付けておるわけでございまして、確認申請が出た時点で、その地区が急傾斜地崩壊危険区域の該当の有無、また崩壊防止工事を行っているかというチェック項目があります。申請時にはチェック項目で確認し、施工されていない場合は指導もしたいと考えております。

今後も関係地区に対しては危機管理意識の普及推進に努めてまいりたいと思っております。

なお、大根布地区におきましては9月9日、来週の日曜日ですけれども、午前8時から大

根布4、5丁目住民を対象としまして、大雨により土砂災害が発生したという想定のもと、避難訓練を県と合同で実施することとしております。

○議長【夷藤満君】 中川議員。

○14番【中川達君】 いずれにいたしましても、やはり傾斜地の所有者の方にしっかりと認識をさせていただかないと、それに伴って上も、そして下の人は大変なことになりますから、そこら辺のマップも作成したら、特にそういう傾斜地の所有者の方に認識を強くしていただきたいと、このように思っておりますので、またひとつご尽力を賜りたいと思います。

それでは、第3点目の質問をさせていただきます。

福祉センターのこれからについて、先ほど太田議員のほうから適切な質問がありました。私の出る幕が余りなくなったような気がいたしておりますけれども、1つ2つほどちょっとお尋ねをいたしますけれども。

町長として、福祉センターの民間活力というのは先ほどよく聞きましたけれども、福祉センターのあり方、そしてまた移設という問題を老人会であれ、あるいは町民の町内会であれ、そういったところで前もってこういう話を話したことがあるかないか、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長【夷藤満君】 八十出町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 今ほどの質問ですが、質問が出て少し現状を答えるという、そんなことはありました。

○議長【夷藤満君】 中川議員。

○14番【中川達君】 当時新聞に出てから、行政も民活ということでございますので、私も民間の温浴を利用されたいという話もさせていただきました。その中で、当然、町が4,000万円ほどですか、3,500万円の補助金、そして

また下水道の免除額600万円ですか、4,100万円を出して民間の温浴施設と協議をいたしておると思います。その協議の内容をいま一度ここで詳細に、結果として温浴民間のほうから出てきた答えを示していただきたいと思っております。

○議長【夷藤満君】 長丸部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 今、民間の温浴施設と交渉の内容を説明をということでございますけれども、内灘町福祉センターは22万人の利用者がおります。そのうち一般利用者、60歳以下の人数が8万人ぐらいということで、残りが高齢者の方々が利用されているということで、民間温浴施設「湯来楽」さんのほうに老人部門も受けてもらえるのに幾らほどあれば受けてもらえますかという問い合わせをしております。

その結果、今ほど言いましたように3,500万円。町では、上下水道の減免をしております。その料金が現在600万円ほどございますけれども、そういったものを見てもらって、3,500万円いただければということで返事はいただいております。ただし、高齢者の方を24時間、1週間ずっとということではなく、ある程度、土日については制限をされた上での受け入れは可能ということで返事をいただいております。あと平日については、おおむね、ちょっと時間のほうを正確には覚えてないんですけれども、8時ごろまでの受け入れは可能だというふうな答えだったと思っております。

以上でございます。

○14番【中川達君】 ここに資料あるし、このとおりちょっと言うまっし。皆さん、わからんでしょう。載っておらいね。時間だけでも載ってるやつ。

○都市整備部長【長丸一平君】 済みません。じゃ資料がございますので、お答えいたします。

適用期間でございますけれども、平日、開

店より20時ですから8時までに精算、退館してほしいということ。土日につきましては、開店より14時、2時までに精算、退館をしていただきたい。ただし適用外として年末年始、ゴールデンウイーク、お盆は適用しないということでございます。

あと一般利用者の方もおりますので、その方々の対応については、当初、町へ5,000枚の半額クーポン券を渡すという案でございましたけれども、何度か交渉している中で、これを5,000枚の半額券ではなく、来場された方で町民と確認できれば100円割引または200円割引といった、そういった案を今交渉している最中でございます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 中川議員。

○14番【中川達君】 今ほどこの条件が示されたわけですがけれども、町として老人の皆様への福祉、そういう観点から捉えると、この条件が非常にいい条件なのか、これは腑に落ちる条件なのか、もう一遍考えなん条件なのか、そこら辺を聞かせていただきたいと思っております。

○議長【夷藤満君】 長丸都市整備部長。

〔都市整備部長 長丸一平君 登壇〕

○都市整備部長【長丸一平君】 現在の福祉センターにつきましては、高齢者のみならず一般町民も多く利用しております。高齢者部分については、満足とは言えませんが、おおむね提示については理解できるのかなと思っておりますけれども、一般の部分についてまだまだ交渉の余地があると思っておりますので、高齢者、一般も含めた温浴施設のあり方を検討していく必要があるかなと考えております。

○議長【夷藤満君】 中川議員。

○14番【中川達君】 時間がございませんけれども、私なりに思いますと、この条件は非常に民間の思いで、町から見ると、行政から見ると、福祉から見ると非常に納得のいかなような条件だと私は認識をいたしておりま

す。

そういった中で、今、ホテルの計画も立てていらっしゃると思います。そして、代替の温浴の話も出ています。今ほどの太田議員の話にもありましたとおり、そういった話が進んでいるかと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、やはりあの福祉センターの場所は、今まで昭和48年に開園してから、町民の老人の方の憩いの場、そしてまた結婚式場、あるいはまた浴場という非常に大きなにぎわいを見せ、まさに福祉の拠点として生かされてきた経緯があるわけでございます。

それが民間活力というののもわかりますけれども、あえて今ここで民間のホテルならば、白帆台のところにも大きな土地もあります。景観もあります。そういったこともありますし、また、この福祉センターのところでもという民間の活力の思いなのかもわかりません。

それを今から判断を待たされますけれども、いずれにいたしましても町長、ここで今、単費で温浴施設というのは当然必要になってくるわけでございます。その場所が4カ所、5カ所という中でまだ位置づけもされていない中、そういった思いが温浴施設を民間に借りる、あるいはまた町で建てる、そういった思いが今日に至るまでどういう思いでおったのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長【夷藤満君】 八十出町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 ほんのぼの湯の今後の話なんです、一日も早く場所を決定し、そしてどこにするかは別ですが、そのことを決めていただければ非常にありがたいということで、現実に総務産業建設常任委員会で議論がされているということですから、

***** 削 除 *****
***** それに沿って私どもは新しいところで建てるなら建てる、民間を

利用するなら利用する、こんな方向でやらせていただきますから、どうぞ存分に議論していただいて早く結論を出していただきたい、このように思います。

○議長【夷藤満君】 中川議員。

○14番【中川達君】 今ほど町長のほうでは議会のほうで決めていただければそこに従うという話でしたけれども、4カ所、場所が設定されているわけでございますよね。その中で今あえて福祉センターのそこも候補地の一つに挙がっていたかと思うんです。そこで決めれば、そこに従うという形ですから、そこでつくるわけですか。そこら辺をお尋ねさせていただきます。

○議長【夷藤満君】 八十出町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 ただいまの質問ですが、現在の福祉センター跡地をどうするかという話は、これはこれまでも十分話してきましたように、ここは内灘町のランドマークということもあって、そこには民間のホテルが進出したいという話も現実にあるわけですし、そのことの実現のために今頑張っているわけですから、それについては私はそれ以外のところでということでは場所を選定していただければと、このように思っているところです。

○議長【夷藤満君】 中川議員。

○14番【中川達君】 それ以外ということではございますが、議会が3カ所という形の中で決めるという話か、あるいはまた町民の皆様の意向を酌んでという話になろうかと思えますけれども、1番目はそうしたらだめやということなんですよね。議会でここを皆さんで決めていただければということになりますと、じゃ議会の皆さんでということになると、いやそれはちょっと違うという話みたいな話が聞こえましたけれども。

いずれにいたしましても、町長、改めて民間活力というのは私も大事だと思います。だ

けども今こういう区域で当然担当の方は、調整区域の県に解除の要望活動をしていると思いますけれども、そういったことがこれから時間がかかれば何かなるかわかりませんが、いずれにいたしましても老人福祉、そしてまた長い間、高齢者の方はこの地域にご苦労なされたということを捉えますと、適切なそういったゆとりと安らぎを与える場所が提供されるわけでございます。

今ターミナルの横にもそういった施設という考えもございますけれども、あそこはサッカー場、あるいはまた柔道場、いろいろな形でスポーツ施設のそういった整備がされるわけですが、そこでお風呂という形もそれは当然あるかと思えますけれども、果たしてあそこはお風呂の場所で、これから合宿とか全国からいろんな人を呼ばなくてはいけないこの町が、そういった施設で、その施設が待ち望まれる合宿所とか、あるいは簡易的なホテルとかが望まれる中、お風呂だけという形が果たしていいのかなという思いも私はいたしております。

いずれにいたしましても、町長、そういったことを改めて町会の皆さんに、きょう町会長さん、区長さん方、きのう連日に続き大勢の方が町政に対する関心を持って来ているわけでございますので、改めて町会長さん、区長さん方に、町の方向性として温浴施設はどうあるべきかということをお尋ねする、そういう機会がつかれるか、あるいはまた民間で、これで行くさかいにいいわという話なのか、もう一遍皆さんのご理解を求める場所をという形がどういうものか、お尋ねをいたします。

○議長【夷藤満君】 八十出町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

○町長【八十出泰成君】 ただいまの質問ですが、町で決めたからこれでいくんだというそんなつもりは毛頭ございませんし、議会の皆さんの議論もまだまだ残っているわけですから、それをやると同時に、町会・区長会の

皆さんにも参加いただく機会もつくって、それぞれご意見をいただくということも大事かなと思っています。

現在、タウンミーティングをやっている最中ではありますが、その中でもそういうご意見があるわけですから、これからもそんなご意見もあると思いますから、それに我々の現状の問題についてしっかりとお示ししていきたいと、このように思っています。

○議長【夷藤満君】 中川議員。

○14番【中川達君】 いずれにいたしましても、やはり議員の皆さん、そしてまた町会・区長会の皆さんも、この町の姿、私たちのまちづくりをという形の中で、きょう大勢の町民の皆さんもこうして私たちの声を、皆さんの声を聞きに来ていらっしゃるわけですから。

長時間にわたりまして私もああやこうや言いましたけれども、こうしてそれぞれが皆さんの負託に応じて議員として出てきたことに対し、やはり誇りを持って、きょうの若い議員さんのようにすばらしい形での質疑応答に対しまして、本当に議員の先輩として敬意を表しますとともに、こうしてきょう傍聴に訪れた皆様に、長い間2日間、真剣に傍聴いただいたことに対しまして、あわせて感謝を申し上げて、私の質問を閉じさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長【夷藤満君】 これにて一般質問を終了いたします。



○散 会

○議長【夷藤満君】 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日8日から20日までの13日間は、議案調査及び議案委員会審査のため休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。よって、明日8日から20日までの13日間は休会とすることに決定いたしました。

なお、来る21日は午後1時から本会議を開き、各委員長の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後0時37分散会